

ン策定を求める意見書(千葉県議会) (第四六三四号)

東日本大震災からの復旧・復興に関する意見書

(千葉市議会) (第四六三五号)

東日本大震災及び原子力事故による被害対策の強化を求める意見書(神奈川県議会) (第四六三六号)

東日本大震災からの復旧・復興対策について国民共有のビジョンを早期に示すこと等を求める意見書(岐阜県議会) (第四六三七号)

東日本大震災からの復興対策及び抜本的な防災対策を求める意見書(静岡県議会) (第四六三八号)

東日本大震災の復興支援に関する意見書(名古屋市議会) (第四六三九号)

東日本大震災による震災遺児への支援に関する意見書(名古屋市議会) (第四六四〇号)

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書(大阪府豊中市議会) (第四六四一号)

東日本大震災の被災地・被災者の支援を求める意見書(徳島県議会) (第四六四二号)

は本委員会に参考送付された。

東日本大震災の被災地・被災者の支援を求める意見書(名古屋市議会) (第四六四〇号)

東日本大震災による震災遺児への支援に関する意見書(名古屋市議会) (第四六四一号)

東日本大震災の被災地・被災者の支援を求める意見書(徳島県議会) (第四六四二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

東日本大震災復興再生基本法案(石破茂君外四名提出、衆法第八号)

東日本大震災復興再生基本法案(石破茂君外四名提出、衆法第八号)

東日本大震災復興基本法案起草の件

○黄川田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関する承認を求めるの件及び内閣府設置法の一

部を改正する法律案並びに石破茂君外四名提出、東日本大震災復興再生基本法案の各案件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案件審査のため、本日、参考人として原子力安全委員会委員長班目春樹君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○黄川田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○橋本(清)委員 宮城の橋本清仁でございます。

政府におかれましては、発災以来、さまざまな対応をしていただいておりますことに、まず心から感謝申し上げます。また、今回、発言の機会を賜りましたこと、委員会の皆様方に心からの感謝を申し上げさせていただきます。

○黄川田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。橋本清仁君。

○橋本(清)委員 宮城の橋本清仁でございます。

政府におかれましては、発災以来、さまざまな対応をしていただいておりますことに、まず心から感謝申し上げます。また、今回、発言の機会を賜りましたこと、委員会の皆様方に心からの感謝を申し上げさせていただきます。

童生徒が受ける放射線量の目標について、従来の毎時三・八マイクロシーベルト、年換算にいたしまして二十ミリシーベルトから、年間一ミリシーベルト以下を目指すと変更なされました。校庭などで毎時一マイクロシーベルト以上の線量が測定された場合、表土を除去する工事の費用を国が補助することになります。

この点に関しましては、子供や保護者に本当に安心感を持つて放射線という非常に目に見えない、そういう恐怖とともに暮らすという状況の中では、こういった対応を本当にありがたく思います。

この際、お諮りいたします。

各案件審査のため、本日、参考人として原子力安全委員会委員長班目春樹君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黄川田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○橋本(清)委員 宮城の橋本清仁でございます。

政府におかれましては、発災以来、さまざまな対応をしていただいておりますことに、まず心から感謝申し上げます。また、今回、発言の機会を賜りましたこと、委員会の皆様方に心からの感謝を申し上げさせていただきます。

○黄川田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。橋本清仁君。

○橋本(清)委員 宮城の橋本清仁でございます。

政府におかれましては、発災以来、さまざまな対応をしていただいておりますことに、まず心から感謝申し上げます。また、今回、発言の機会を賜りましたこと、委員会の皆様方に心からの感謝を申し上げさせていただきます。

まして、できれば宮城県内に福島と同様の対応をお願いしたいところでありますけれども、ぜひとも早くに、福島県に接していく距離的には福島市よりも近いところにある自治体、こういったところの子供や保護者にも安心感を持つていただける対応をお願いしたいと思います。

その点に関しまして、まず校庭の部分に関しまして高木大臣にお伺いいたします。

○高木国務大臣 橋本委員にお答えをいたしました。

私は、放射能のリスクを決して甘く見てはならないと思っております。したがいまして、できるだけ放射線量を少なくする、低減をさせる努力は日々怠つてはならないと思っておりますし、根本的には、早く発電所の事態の収束が何よりもございます。しかし、その収束までの間について、我々としてはそのような努力をしておりますが、五月二十七日に、空間線量率が毎時一マイクロシーベルト以上の福島県内の学校については、設置者の希望に応じて財政的な支援を行なうことにいたわけでございます。

今お尋ねの福島県以外の学校の校庭などについてでございますが、これは、政府など環境モニタリングの結果などを踏まえて、設置者の希望に応じ適切に対応してまいりたいと思っております。

○橋本(清)委員 ゼヒとも、宮城県南の保護者そして児童を安心させていただきたいと思います。

そしてまた、プールの問題です。

私も子供のころ、夏の水泳の授業というの是非常に楽しみでした。そういった中で、被災地にも夏は訪れて、そしてプールを楽しみにしている子供たちが数多くおります。しかしながら、こういった状況ですから、プールに入るのも、親御さんも心配なさっていますし、児童も心配しているという状況でございます。

排水や水泳は可能ということもあるでしようけれども、水を入れますとそこにさまざまなものが降ってきて、その後の水の水質について心配などころも多々ございます。そういうところについ

て、国としての方針というか規定というものを、保護者の理解、そして子供たちを安心させるために何らかの御検討をいただきたいと思いませんけれども、その点について大臣にお伺いいたします。

○高木国務大臣 委員御指摘のとおり、やはり夏は水泳を本当に楽しみにしておられると思つております。しかし、福島県の原子力発電所がこういう事態にあって、ことしはある意味では非常事態でありまして、まさしく不自由もおかげをしなきやならぬのではないかと思つておりますが、どうぞお聞きをしながら、今まで検討を進めてきたところであります。

こういう検討の結果を文部科学省としては福島県教委に伝えてきたところであります、福島県の教育委員会としては、独自で、放射線の専門家の助言も踏まえ、五月三十日に学校プールの管理及び水泳指導についての通知を発出したと承知をいたしております。

この内容については、プールにたまっている水の排水について、下水道ということになりますが、関係部局と調整した結果、排水が農業用水路に入る場合を除いては例年どおり排水して差し支えないということが一つ。プールの清掃は子供ではなくて教職員などが行なうことが望ましく、児童生徒には清掃させないように注意をすること。そしてまた、水泳終了後にはしっかりとシャワーを浴び、あるいは洗眼をし、あるいはうがい等をする、こういうことを励行することなどがその内容で挙げられております。

これを踏まえながら、屋外プールの使用については、その水質等について一たん入れた水を常に注意深く見守らなければなりませんので、この点については、文部科学省としては、原子力安全委員会あるいは関係省庁と検討して、できるだけ安全サイドのものをしていきたい、このように思つておりますので、現在、鋭意検討中でございます。

○橋本(清)委員 検討なされているということです。

で、夏は近いですから、できるだけ早く発表していただけるとありがたいというふうに思います。やはり十五分というものは短いですね。時間がなければ、その点について大臣にお伺いいたします。

○高木国務大臣 委員御指摘のとおり、やはり夏は水泳を本当に楽しみにしておられると思つております。しかしながら、福島県の原子力発電所がこういう事態にあって、ことしはある意味では非常事態でありまして、まさしく不自由もおかげをしなきやならぬのではないかと思つておりますが、どうぞお聞きをしながら、今まで検討を進めてきたところであります。

実際問題、二〇〇九年には、山口県での豪雨災害において、事務量の膨大さから小災害債の発行を見送らざるを得なかつた市町村があつたという状況が報じられております。このたびの震災被害においては、多くの手続簡略化などの方策が本当に特別に行われておりますけれども、被災した多くの市町村では、これまでにない規模、量の復旧事業を抱えることになります。

そういう中で、災害査定にもかかわることですけれども、小災害債の発行にかかわって、申請期間、対象事業、作成仕様、また事後の変更手続などにおいて、より一層の柔軟な運用、手続の簡素化を図られたいというふうに要望が来ておりまます。その点に関しまして、片山大臣の御所見をお伺いいたします。

○片山国務大臣 手続の簡素化を図りたいと思います。

小災害債といいますのは、国庫補助対象になりませんけれども、地方財政措置が、非常に手厚い措置がついておりまして、したがつて、それなりに状況を把握しなければいけませんので、現地調査にかえて図面とか写真の添付をお願いしておりますけれども、今おっしゃつたように非常時でますけれども、今おっしゃつたように非常に非常に事務が繁忙しておりますので、そのことを考慮いたしまして、図面の添付でありますとかそういうものは簡略化して、な

○橋本(清)委員 片山大臣、本当にありがとうございます。

あと、済みません、これは通告もしていないので答弁なしで結構なんですか? 先ほど申し上げました放送線量の測定に関して、できれば文科省だけでなく総務省も、さまざまなもののが、小災害債の発行について、何とかこの手続を簡素化していただけないかといった要望が来ております。

片山大臣にお伺いいたします。

今回、未曾有の大災害ということでございまして、その大分はしょらせていただきますが、それが、小災害債の少なからずの内陸の地域もございります。

けれども、被災が少なからずの内陸の地域もございります。

そこで、小災害債から言われておりますのが、小災害債の発行について、何とかこの手続を簡素化していただけないかといった要望が来ております。

片山大臣にお伺いさせていた

だきます。

大畠大臣におかれましては、いつも国土交通委員会で大変お世話になつておりますし、また今回、高速道路の無料開放、そしてまた無料化について、さまざま御指導いただいておりますことを心から感謝申し上げます。

そういう中で、先ほども申し上げましたけれども、内陸の町からさまざま要望が届いております。私の宮城県内の自治体の首長からは、スピード的な査定、さらには九五%を超える査定率、そういう国に対する感謝の意を抱えております。

そういった中で、災害査定にもかかわることですけれども、小災害債の発行にかかわって、申請期間、対象事業、作成仕様、また事後の変更手続などにおいて、より一層の柔軟な運用、手続の簡素化を図られたいというふうに要望が来ておりまます。その点に關しまして、片山大臣の御所見をお伺いいたします。

感謝申し上げます。

そういう中で、先ほども申し上げましたけれども、内陸の町からさまざま要望が届いております。私の宮城県内の自治体の首長からは、スピード的な査定、さらには九五%を超える査定率、そういう国に対する感謝の意を抱えております。

そういった中で、災害査定にもかかわることですけれども、小災害債の発行にかかわって、申請期間、対象事業、作成仕様、また事後の変更手続などにおいて、より一層の柔軟な運用、手続の簡素化を図られたいというふうに要望が来ておりまます。その点に關しまして、片山大臣の御所見をお伺いいたします。

感謝申し上げます。

○橋本(清)委員 時間が来てしましました。大畠大臣、ありがとうございます。

ただ、一億円を超えるものについては一・八%、百八十万という状況の中、自治体は非常に厳しい要なために、各自治体、設計委託費に多くの予算を費やしているということをご存じます。

関しましては一億円、この二百五十三万所の設計委託費に予算がかかる。

○畠川田委員長 次に、畠川田委員長、ありがとうございます。

ただ、一億円を超えるものについては一・八%、百八十万という状況の中、自治体は非常に厳しい要なために、各自治体、設計委託費に多くの予算を費やしているということをご存じます。

復興においても大きなかぎになるものであつて、本当にこの部分を進めることが非常に大事だと思つておる次第でございます。

それで、これは資料をお配りしておりますが、環境省の方が四月二十一日、再生可能エネルギーの利用可能性について、東北地方では大変利用可能なことがある、火力や原子力等による現行の発電量を上回るような潜在力があるとする調査結果を発表したんですが、その中の図表の一つでござります。太陽光はもちろん別にあります、とりえず風力と地熱をあらわしております。

風力を見ますと、北海道、それから北東北、この辺がかなり潜在力がある。岩手県でありますと、私の地元の三陸沿岸、そして北上山地のところが潜在力がある。そして、地熱は、かなり限られますが、日本でおおむね四カ所。その中の一つが、岩手県の八幡平の松尾というところでございま

す。そういうことを踏まえて、復興のかぎとしてももちろんやつていくことは非常に大事だということです、これを復興のかぎにしたいという思いも私もござります。そういう中で、こうすることを進めるためにも、そもそも日本のエネルギー政策のオール・ジャパンとして進めていくためにとありますけれども、今後の再生可能エネルギーの導入促進を加速していく、このための支援の拡充についてあらゆる政策手段を動員していく、これはもちろん財政的な支援も含む、私はそう思つておりますが、そういうことも含めてしまつかりやつていく、そういうことが大事だと思っておりますけれども、この支援の拡充についての具体的の方針をお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 畑委員にお答えをいたしました。

御指摘のように、再生可能エネルギーの導入拡大は大変大切なことだと思っております。一つは、やはりエネルギーの安定供給確保、それから、今御指摘のありました地球温暖化対策や環境関連産

業育成の観点からも大変重要なと思つております。

そして、具体的な支援策でございますが、私はも経済産業省としましては、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の導入、これが大変重要な制度の規制もございます、この各種の規制の緩和。それから、やはりコストを低下させなければいけませんから、そのための技術革新といったことに重点的に取り組んでいきたいと思っております。

○畠委員 ありがとうございます。

今の中での技術革新も含めた立地促進のための財政補助というのももちろんあると理解いたしました。その点もぜひともお願いしたいと思っております。

それで、個別論に入りますが、地熱についてであります。

地熱は、エネルギー効率がいいわけで、燃料利用率、施設の利用率ですね、これがいわゆるエネルギー効率ということになりますが、八〇%から九〇%あるということになつております。これはもう火力発電や水力発電等の既存のものと同じであります。そこで、こういう点では現状でも十分実用化にたえるものであります。当面は地熱発電も利用しながらやつていくという視点も重要な点だと思っております。

その中で、先ほどの資料の中に、八幡平ということも申し上げました。特にこの八幡平の松尾ですけれども、地熱開発の導入のボテンシャルが大変高い、そういう地域でありますと、かねてより話をいたしましたが、特に、個別になりますが、新エネルギー等促進基礎調査委託費というのがありますが、この大幅拡充も含めてしまつかりと措置をとる、つまり、端的にはこの大幅拡充も必要だと思っている次第でありますけれども、そ

の点はいかがでしょうか。

○海江田国務大臣 畑委員にお答えをいたしました。

御指摘のように、再生可能エネルギーの導入拡大は大変大切なことだと思っております。一つは、やはりエネルギーの安定供給確保、それから、今御指摘のありました地球温暖化対策や環境関連産

○海江田国務大臣 重ねてお答えをいたします。

確かに委員御指摘のように、地熱発電は、発電過程で二酸化炭素が出ないという特性もございます。それから、天候によらず出力が安定的である、それから設備の稼働率も大変高いというふうな利点がございますので、私どもも大変重要な電源であります。

他方、今委員からも御指摘ありましたけれども、地熱発電はやはり開発リスクが大変大きいということになつておりますので、その開発重点あるいは開発優先地域というものを定めることが必要で、国としては、そのための開発調査、先ほど御指摘のありました調査委託費を毎年予算に計上しています。その点もぜひともお願いしたいと思っております。

それで、個別論に入りますが、地熱についてであります。

地熱は、エネルギー効率がいいわけで、燃料利用率、施設の利用率ですね、これがいわゆるエネルギー効率ということになりますが、八〇%から九〇%あるということになつております。これはもう火力発電や水力発電等の既存のものと同じであります。そこで、こういう点では現状でも十分実用化にたえるものであります。当面は地熱発電も利用しながらやつていくという視点も重要な点だと思っております。

その中で、先ほどの資料の中に、八幡平ということも申し上げました。特にこの八幡平の松尾ですけれども、地熱開発の導入のボテンシャルが大変高い、そういう地域でありますと、かねてより話をいたしましたが、特に、個別になりますが、新エネルギー等促進基礎調査委託費というのがありますが、この大幅拡充も含めてしまつかりと措置をとる、つまり、端的にはこの大幅拡充も必要だと思っている次第でありますけれども、そ

の点はいかがでしょうか。

○海江田国務大臣 畑委員にお答えをいたしました。

御指摘のように、再生可能エネルギーの導入拡大は大変大切なことだと思っております。一つは、やはりエネルギーの安定供給確保、それから、今御指摘のありました地球温暖化対策や環境関連産

原子力の事故もこれありであります。再生可能エネルギーを進めることであります。これはもう国策として必要なことでもありますし、状況は変わっている。そして、せっかくの有望な資源を活用する、にもかかわらず、予算が減らされてそこ

が進まないのが不幸だと思っておりますので、そこには来年度概算要求ということになりますが、ぜひひととこの点もやつていただきたいと思います。

というのは、固定価格買取制度はまさに適用する、にもかかわらず、予算が減らされてそこは両方相まってなされるんだと思いますので、さらにパワーアップする、加速する、そういうことは両方相まってなされるんだと思いますので、そういう観点からよろしくお願いしたいと思つておる次第でございます。

次に、もう一つ、自然エネルギーとともに、やはり当地域の今後の産業再生のかなめは漁業でございまして、この関係をお伺いしたいと思つておられます。

いずれにしましても、この地熱発電は再生可能エネルギーの中で大変重要な位置づけがござりますので、国としても万全の体制で後押しをしていただきたい、そのように考えております。

私は、この地熱発電は再生可能エネルギーの中でも大変重要な位置づけがござります。今、ワカメの種とりは六月から始まつております。今、ワカメの種とりは六月から始まつておりますので、これは実務的に査定前であつても緊急に直してやついくことが必要である。そういう

ことで、査定前でも着工、修復して後でお金をもらえるとか、そういう柔軟な対応が必要だと思っておりますが、その辺のところの御説明をいただきたいと思います。

○畠委員 大変心強い答弁、ありがとうございます。

実は、こういうものを申し上げた背景と

は、地熱開発補助事業のもとにあります中小水力・地熱発電開発費等補助金というのがありまして、これは平成二十一年度は百九十九億であったわけですが、本年度、この事業が衣がえしまして、新エネルギー等促進基礎調査委託費という形になつて、再生可能エネルギーは全体合わせて約四・四億になつた、こういう大きくなされたといふ過程がございます。

とはいっても、やはり三月十一日の震災以来、

思つております。

原子力の事故もこれありであります。再生可能エネルギーを進めることであります。これはもう国策として必要なことでもありますし、状況は変わっている。そして、せっかくの有望な資源を活用する、にもかかわらず、予算が減らされてそこが進まないのが不幸だと思っておりますので、そこには来年度概算要求ということになりますが、ぜひひととこの点もやつていただきたいと思います。

というのは、固定価格買取制度はまさに適用する、にもかかわらず、予算が減らされてそこは両方相まってなされるんだと思いますので、さらにパワーアップする、加速する、そういうことは両方相まってなされるんだと思いますので、そういう観点からよろしくお願いしたいと思つておる次第でございます。

次に、もう一つ、自然エネルギーとともに、やはり当地域の今後の産業再生のかなめは漁業でございまして、この関係をお伺いしたいと思つておられます。

いずれにしましても、この地熱発電は再生可能エネルギーの中でも大変重要な位置づけがござりますので、国としても万全の体制で後押しをしていただきたい、そのように考えております。

私は、この地熱発電は再生可能エネルギーの中でも大変重要な位置づけがござります。今、ワカメの種とりは六月から始まつております。今、ワカメの種とりは六月から始まつておりますので、これは実務的に査定前であつても緊急に直してやついくことが必要である。そういうことで、査定前でも着工、修復して後でお金をもらえるとか、そういう柔軟な対応が必要だと思っておりますが、その辺のところの御説明をいただきたいと思います。

○鹿野国務大臣 養殖業と、いうふうなことの実態というものを考えたときには、復興ということを考えたときには、生産開始から出荷までというのはどうしても一定期間が必要だ、二年から三年かかる、こういうようなこともありますので、この間、養殖業者の人たちに対するどうするかということ

は非常に重要なことでございます。私どもは、二次補正等々に向けて今後詰めていきたい、こう思つております。

○畠委員 おっしゃるとおり、養殖は大変重要なことで、岩手県のかなめになるもので、三年なら三年、カキだと収入が入らない。そういうところに支援をぜひとも、これは災害後ですので今度以降は保険にももちろん入れないわけなので、お願いしたいと思つておりますして、ぜひとも住民の、漁業者の声を聞いていただきて、検討願いたいと思っております。

そして、養殖、大変手厚い支援を現時点でいただいてることに感謝を申し上げつつ、実は、個人所有の養殖施設と漁協等の団体が持つているものとの制度の違いがちょっとあって、これは通告していませんので、意見だけちょっと申し上げさせていただきたいんです。

個人の養殖施設というのは、算定のもとになる価格というのは再調達価格でありまして、これに査定率を掛けて、そして十分の九を掛けている形でお金が出される。大変手厚くて、本当にありがたいと思つております。

そして一方、漁協等の団体が持つっているものは、査定のもとになる価格というのが、耐用年数を勘案して出した後の、償却後の価格なのほどんとゼロに近くなって、であればこそ、漁協等のものは十分の九を掛けてもほとんどもらえるお金がないということで、ちょっととそのそこが地元から言われているところであります。実は、枝野官房長官に五月二十二日に宮古の田老に来ていましたが、漁協の組合長から、個人はもらえるけれども漁協はもらえないんだといつて、そんなばかりなことがあるかと思つていろいろ調べたら、そういうことでございました。

制度が違つて算定の価格の考え方方が違うから、個人のように十分に、そして同じようにもらえないという、そこの不満でありまして、そういうことで、これはもう種とりの時期に入っていますので、水産庁さんがどうこうという時期ではないので質問ということにはしませんが、実は、宮古市の方で、独自の補正で漁協の方にも同じように個人のもののように支援できる制度をつくるよう

あります。でありますから、これは今後、総務大臣、質問ではないですが、総務省内の基準財政需要で面倒を宮古市に見てもうとか、あるいは保険にももちろん入れないわけなので、お願いしたいと思つておきましたして、ぜひとも住民の、漁業者の声を聞いていただきて、検討願いたいと思っております。

そして、養殖、大変手厚い支援を現時点でいただいてることに感謝を申し上げつつ、実は、個人所有の養殖施設と漁協等の団体が持つているものとの制度の違いがちょっとあって、これは通告していませんので、意見だけちょっと申し上げさせていただきたいんです。

個人の養殖施設というのは、算定のもとになる価格というのは再調達価格でありまして、これに査定率を掛け、そして十分の九を掛けている形でお金が出される。大変手厚くて、本当にありがたいと思つております。

実は、査定のもとになる価格というのが、耐用年数を勘案して出した後の、償却後の価格なのほどんとゼロに近くなって、であればこそ、漁協等のものは十分の九を掛けてもほとんどもらえるお金がないということで、ちょっととそのそこが地元から言われているところであります。実は、枝野官房長官に五月二十二日に宮古の田老に来ていましたが、漁協の組合長から、個人はもらえるけれども漁協はもらえないんだといつて、そんなばかりなことがあるかと思つていろいろ調べたら、そういうことでございました。

制度が違つて算定の価格の考え方方が違うから、個人のように十分に、そして同じようにもらえないという、そこの不満でありまして、そういうことで、これはもう種とりの時期に入っていますので、水産庁さんがどうこうという時期ではないので質問ということにはしませんが、実は、宮古市の方で、独自の補正で漁協の方にも同じように個人のもののように支援できる制度をつくるよう

あります。でありますから、これは今後、総務大臣、質問ではないですが、総務省内の基準財政需要で面倒を宮古市に見てもうとか、あるいは保険にももちろん入れないわけなので、お願いしたいと思つておきましたして、ぜひとも住民の、漁業者の声を聞いていただきて、検討願いたいと思っております。

そこで、次の質問に行かせていただきます。

アパートとかそういうのを経営している不動産事業者なり、あるいは店舗等で生業としてなりわいをしている事業者、そういう方にに対する支援についてちょっとお聞きしたいんですが、被災者生

活再建支援制度による支援金というのは、これは個人であつて、こういう事業者に拡大というのは、これまでの審議で否定的な答えがなされていることは私も承知しております。

ただ、さはざりながら、私のもとには、このような方から悲鳴が聞こえてきておりまして、何とかしてほしいと。

被災した方が店舗等を復旧して事業を続けることは大変であつて、このこともそうなんですが、事業をやめて店舗等を返す場合でも、当初の契約どおり原状復旧して返せということもあるよう

であります。ありがとうございます。

時間が来ましたので、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。

○黄川田委員長 次に、谷公一君。

復興基本法の議論も大詰めを迎えた。きよ

うは五十分時間をいただいておりますので、被災者支援にかかるさまざまな諸課題と、後で総理に、退陣に当たつての今の思い、そういうことを、首をひねつておられますか、お尋ねしたいと

思います。

きょうは原子力安全委員会の班目委員長にもお

越しを願っております。まず、班目委員長にお尋ねをいたします。

先日、日曜日、NHKでございましたが、班目委員長は、今回の事故は人災だったとテレビで述べておられました。それをより正確に表現を調べてみますと、次のように言われました。

○松本(龍)国務大臣 畠委員には、地元久慈市、また岩手県のために、発災以来汗をかいておられ

需要で面倒を宮古市に見てもうとか、あるいは保険にももちろん入れないわけなので、お願いしたいと思つておきましたして、ぜひとも住民の、漁業者の声を聞いていただきて、検討願いたいと思っております。

そのことをお願い申し上げさせていただきた次第でございまして、またよろしくお願ひいたしま

す。

それで、次の質問に行かせていただきます。

アパートとかそういうのを経営している不動産事業者なり、あるいは店舗等で生業としてなりわいをしている事業者、そういう方にに対する支援についてちょっとお聞きしたいんですが、被災者生

活再建支援制度による支援金というのは、これは個人であつて、こういう事業者に拡大というのは、これまでの審議で否定的な答えがなされていることは私も承知しております。

ただ、さはざりながら、私のもとには、このような方から悲鳴が聞こえてきておりまして、何とかしてほしいと。

被災した方が店舗等を復旧して事業を続けることは大変であつて、このこともそうなんですが、事業をやめて店舗等を返す場合でも、当初の契約どおり原状復旧して返せということもあるよう

であります。ありがとうございます。

時間が来ましたので、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。

○黄川田委員長 次に、谷公一君。

復興基本法の議論も大詰めを迎えた。きよ

うは五十分時間をいただいておりますので、被災者支援にかかるさまざまな諸課題と、後で総理に、退陣に当たつての今の思い、そういうことを、首をひねつておられますか、お尋ねしたいと

思います。

きょうは原子力安全委員会の班目委員長にもお

越しを願っております。まず、班目委員長にお尋ねをいたします。

先日、日曜日、NHKでございましたが、班目委員長は、今回の事故は人災だったとテレビで述べておられました。それをより正確に表現を調べてみますと、次のように言われました。

○松本(龍)国務大臣 畠委員には、地元久慈市、また岩手県のために、発災以来汗をかいておられ

津波が大きいものが来たのだから、これは天災です。よねと言われたら、私は絶対にノーです、これは人災です、こういうふうに明確に言われておりました。

そう述べられた根拠は何ですか。なぜ人災だとお考えなんですか。

○班目参考人 御承知のとおり、今回の事故は、被災者生活再建支援制度は、まさに自立した生活再建を支援する制度でありまして、今おつしやつたように、店舗や貸しアパートのような事務用資産を支給対象とすることは制度の趣旨から困難であります。

したがつて、さまざま、生活再建ハンドブックあるいは事業再建ハンドブック、私どもつくりました。それをしつかり読んでいただいて、いろいろな方法がある、例えば中小企業基盤整備機構が仮設の店舗あるいは仮設の工場を無償で提供するということもありますから、いろいろな手立てを講じて、さまざまやつていただきたい。

この支援制度の現在の状況の中では、事業用資産に支援をすることは困難であるということだけは御理解していただきたいと思います。

○畠委員 実は、こういうことを支援できれば、本当は二重ローンの軽減ということにもつながると思いますが、これまでの議論をさせていただきたいと思つています。

私は思つておりますが、何とか、また引き続

きこの議論をさせていただきたいと思つて

います。

○班目参考人 第でござります。

時間が来ましたので、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。

○黄川田委員長 次に、谷公一君。

復興基本法の議論も大詰めを迎えた。きよ

うは五十分時間をいただいておりますので、被災者支援にかかるさまざまな諸課題と、後で総理に、退陣に当たつての今の思い、そういうことを、首をひねつておられますか、お尋ねしたいと

思います。

きょうは原子力安全委員会の班目委員長にもお

越しを願っております。まず、班目委員長にお尋ねをいたします。

先日、日曜日、NHKでございましたが、班目委員長は、今回の事故は人災だったとテレビで述べておられました。それをより正確に表現を調べてみますと、次のように言われました。

○班目参考人 事故発災後については、こ

れはこれから検証委員会等々で明らかになるところでございますので、私としては現時点では非常にコメントできないところでございます。

しかししながら、少なくとも現場の対応としては最大限のことをしていると思っておりますので、

それについて人災云々を私の方から口にする気はありません。

○谷委員 検証委員会の検証を待ちたい、ただ現場の関係の方々は最大限やっている、やつてきたのではないかという委員長の思いだと思います。

余り拘束しても申しわけないですから、ありがとうございました。結構です。

原子力関係について、引き続き大臣にお尋ねします。

海江田大臣、万全を期すのは当然だととうございました。結構です。

原子力関係について、引き続き大臣にお尋ねします。

海江田大臣、いろいろなことが、たくさんの課題がありますけれども、まず汚染水についてお聞きしたいんです。

さあざまな報道によれば、二十日にももう満杯ではないか、五月末日で十万五千百トンですか。それで、今まで、低濃度の汚染水一万トン、これは意図的に放水しました。漁業者だけではなくて、世界各国から厳しい非難を受けたというのは御承知のとおりです。加えて、高濃度の汚染水五百トン、さらにはまた二百五十トンも漏洩が見つかって。特に漁業関係者は、本当に大丈夫かと。

これからは、絶対に、何があつても、どんなことがあつても放水はしない、意図的に流したりはしないと断言していただきたいと思います。

○海江田国務大臣 委員にお答えをいたします。

まず、現在、東京電力福島第一原子力発電所のこの事故はまだ進行中でございますから、種々問題はござります。しかし、その中でも一番大きな問題というのは、今委員御指摘がありました汚染水の問題でございます。

今委員からは、二十日という日にちがございましたが……（谷委員「新聞報道です」と呼ぶ）はい、そうです。これは必ずしも二十日ということではございません。例えば雨が大量に降るありますとか、そういうことも影響してまいります。ただ、今私どもはやはり、委員も御指摘がありました、一つはピットというところから流れ出しましたが、なぜそれが止水作業というもの、こ

れを十全にやつております。

その意味では、私どもはこれをきちっと、施設内で循環型の冷却装置をつくりまして、そして施設の中で冷却に戻していくという形で万全を期していきたいと思つております。

○谷委員 海江田大臣、万全を期すのは当然だと思います。万全を期した上で、絶対に流さない、汚染水を海に放水したりはしない、その決意をお伺いしたいわけです。再度答弁をお願いします。

○海江田国務大臣 高濃度の汚染水を海水に流すことにはいたしません。

○谷委員 言葉じりをとらえるわけではないです。前の一万吨は濃度だったんですよ。そうしたら、低濃度はあり得るということですか、大臣。汚染水はどういうことが主語であれば私は言いませんけれども。

○海江田国務大臣 汚染水にもいろいろな種類がございます。ですから、私どもは、国の基準で定めました基準を超えるような汚染水というものは流さないということでございます。

○谷委員 では、国の基準を超える汚染水は絶対に流さない、そういう決意だということを確認させていただきました。

それでは、原発関係で次の質問なんですが

も、今、福島の方で、大変、学校のグラウンドの表土を取つたり、あるいは報道によれば福島県は、県知事でしたか、県民全員の健康診断をする、こういうことを公表しているかと思うんです。そのように、自治体はやむを得ず応急的な対応に、特に福島は追われている状況かと思うんです。

では、こういうことに対する国はどういう支援をしているのか。個別の学校については文部科学省云々、そういうレベルじゃなくて、原発に対応してさまざまなことをいわば余儀なくされているか

わけですね。そのため、例えば我が党では、これから法案を出す準備を、今最終の詰めをしておりますけれども、原子力被害応急対策基金というようなファンドを、例えば福島に一千億なら一千億、それでそういういろいろな対応を、

とりあえず、東電への求償はまた別の問題にして、するというような手当てが私はやはり国として必要だと思います。

○海江田大臣の御見解をお伺いします。

○海江田国務大臣 私どもは、まさに原子炉の安定と、それからそこに由来する放射性物質の環境への飛散、それによって県民あるいは国民が放射線の被害を受けるということのないように努めなければいけないわけでございますから、その意味では、国がもっと前に出るべきではないだろうかということは、かねてから私も答弁もいたしましたし、そういう考え方を持っております。

そして、具体的には、今委員の言われましたファンドが適切であるのか、あるいは個別の事業に対する補助が必要なのかということは、これは判断がそれぞれございます。特に、今御指摘のありました福島県内の学校の問題では、もう既に、委員御案内だろうと思いますが、これは五月の二十七日、「福島県内における児童生徒等が学校等において受けける線量低減に向けた当面の対応について」という決定の中での、学校の土を、天地返しといいますますが、そういうことをやることに対して財政的な支援の対象とするということを既に決めたところでございます。

いずれにしましても、国もしっかりと前に出て、そして、できるものとできないものがございますが、やはり原子力発電所の安定、収束に向けた何らかの形での財政的な援助というのも必要かと思つております。

○谷委員 ゼビ二次補正に向けて、海江田大臣、個別の、地元がこういうことを、福島県がそういう表土を取つたりしていることをやつて、いるから、じゃ、それに対する助成を考えようかということではなくて、福島県に一定の金額を渡すんですけど、渡して、その対策を打つてもらう、そういう仕組みがぜひ必要だと私は思いますし、二次補正でまた考えていただきたいと思います。また後で

望だけにさせていただきます。

そうしたら、原子力から被災者の生活支援一般に移らせていただきたいと思います。

○松本大臣 たびたび被災者生活再建支援金について、先ほども話がございましたし、私もお尋ねしました。まだ百万円だけです。百万円だけでも、現地どれぐらい支給されているのか。恐らく四千五百年件。国の予算でも十万と言っている数から見れば、支給済みはわずか数%にしかすぎない、現行制度で二百万円までの加算支援金、当初の基礎支援金と含めると三百万、これは現行のスキームでも出すことが義務づけられているというのか、だれもそれは当然だと期待している。いつ予算措置されるのですか。

それと、その財源は、都道府県、今までの一対一のルールではもう無理でしょう、実際問題。いつも加算支援金の分を財源措置されるのか。二次補正なら二次補正と明言してください。そして、それらは基本的に皆、国費で見るということもあるべきで見たいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○松本(龍)国務大臣 御指摘の点ですけれども、基金の中に五百三十八億ありますし、今回の一次補正で五百二十億、いわゆる一千億用意をいたしております。今委員御指摘のとおり、全容もまだわかりませんけれども、そういう意味では、国と地方の分担のあり方等々も、知事会からさまざま要請をいただいております。そのところは、しっかりと私そして総務大臣、財務大臣と話をしています。

今のところ、加算支援金は余りありませんから、やはり精いっぱい努力をしてまいりたいとうふうに思います。

一世帯大体百万程度で落ちついております。おつしやるとおり、二次補正でしっかりとこれを手当していかなければならぬ、政府として、申請があつた分は必ずお支払いをするという腹で頑張つてしまりたいと思います。

○谷委員 結局、どれぐらいの数が確定するかと

いうことはなかなか難しいと思います、こういうような広域的な、いわば複合災害ですから。ただ、一定の見込みでしかりと、これだけのお金は用意したからどんどん申請していただきたい、そういう姿勢が被災者の方々のためにも必要だと思います。ぜひ、もう一つ前向きとは言いがたい答弁でございましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

応急仮設住宅に移ります。

大畠大臣、菅総理は、お盆までに内閣の責任ですべての希望者が入れるようにすると同僚の小野寺議員の質問に対して述べて、その後、この答弁を繰り返し、参議院の予算委員会では、必ずやらせてるまで明言されました。この約束は実行できませんか。お尋ねします。

○大畠国務大臣 谷議員からの御質問にお答えを申し上げます。

たいま、菅総理大臣が、お盆までにすべての希望する方が入れるようにする、全員を入れるようにするという委員会での御答弁を受けまして、私たちも国土交通省としても今全力を挙げているところでございます。

○谷議員 たゞ、これについては、土地の確保というものがされなければ住宅は建てられないわけでありま

すが、避難者、避難生活をされている方々にとつて、これから的生活を考える上で大変大事である、三万戸建設させたい、そんな決意で取り組んでまいりました。

五月二日に三万戸を超える発注をされましたので、五月末まではできるだろう、こう思つておりました。結果的には、大変申しわけなく思い

ました。ですが、五月末までに三万戸建設というのは実行できませんでした。

ただ、昨日までに三万戸を突破いたしました。

やっと三万戸突破ということになりますけれども、しかし、これから、菅総理がお約束されましたが、お盆までに希望者全員が仮設住宅に入れるよ

うに、こういう目標を持って今取り組んでいると

ころであります。初七万二千という希望がありましたが、再調査を

おりまして、現在、各県の御協力をいただき、か

つ自治体の御協力もいただきながら、そして土地

を提供する方々の御協力をいただきながら、全力

を挙げてこの作業、そして総理の発言を受けての

目標を達成すべく、取り組んでいるところであり

ます。

なお、六月七日時点で、民間の賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅としているものが二万二百七十戸ほどございます。さらには、公営住宅への入居が五千七百十七戸となつております。

委員からの御指摘を踏まえまして、さらにこの

仮設住宅の建設に全力を挙げると同時に、避難者

そして被災者の方々にとって新しい生活を考える上での大変大事な場でありますから、この仮設住

宅が目標どおり完成するよう全力を挙げていただき

て、谷議員から再びにわたり、仮設住宅という

のが、避難者、避難生活をされている方々にとつて、これから的生活を考える上で大変大事である、

一日も早く仮設住宅を完成させるように、こうい

う御指摘をいただいてきましたところですが、

私も、そういう御指摘を踏まえて、五月末までに

三万戸建設させたい、そんな決意で取り組んでま

いました。

さて、では今のお話ですと、当初は七万二千仮

設住宅が必要だということでありましたけれども

、その後、市とか町、村からの要望にあれをし

て、数値が、民間住宅でいいやという方もいろい

るおられたということで、今五万三千です、五万三千。これは細川大臣になるかもわかりませんが、目標が五万三千、今三万戸と言われた、残りが二万三千。では、本当に二万三千で大丈夫かなといふことを確認したいと思います。

つまり、今避難者は幾らいるか。九万人を超えて、さらに旅館とかホテルへ、いわゆる二次避難

をされている方が二万五千人は超えているはずで

す。つまり、避難所に九万人以上、旅館、ホテルに二万五千人、合わせて十一万五千人ですよ。仮設住宅は、今のお話ですと、あと二万三千でいい。

これで大丈夫ですか。

いや、もちろん、今避難所にいる方あるいは旅館、ホテルにおられる方が全員仮設住宅とはそれ

は限らないです。公営住宅にいる方もいます。ただ、数から見て本当に大丈夫かなと。

これははどうなたになるんですか。厚生労働大臣ですか、松本大臣ですか。大丈夫かどうかお尋ねします。

○大畠国務大臣 現在の避難所での生活をされて

いる方々の数と比較して、ただいまの五万三千と

いう仮設住宅で十分か、こういう御指摘を賜りました。

○谷委員 大畠大臣が一生懸命頑張られているこ

とは十分承知しています。ただ、菅総理の発言ど

う違ふんですね、微妙に。菅総理は、やり切る、必ずやる、こう言つてゐる。大畠大臣は、総理の指示を受けて、その目標に向けてと、目標という言

い方を常にされているんですね。まあ総理の意を

受け付けてはいますけれども、若干、目標というこ

とに思ひますし、そのことは指摘させていただき

たいと思います。

さて、では今のお話ですと、当初は七万二千仮

設住宅が必要だということでありましたけれども

、その後、市とか町、村からの要望にあれをし

て、数値が、民間住宅でいいやという方もいろい

ますね、九万人を超えてる。九万人を超えてる恒久住宅でしたか、大畠大臣、造成費などを計上していたかと思うんだけれども、同時並行設住宅は完成はしていませんけれども、同時にこの問題はやらなきやならない。現に、一次補正では一万戸でしたか、大畠大臣、造成費などは計上していたかと思うんだけれども。

阪神・淡路でも、三万戸近い災害の復興住宅、いわゆる恒久住宅というのを建設しました。大変でした。お金も用地も大変でした。しかし、まだ仮設住宅は完成はしていませんけれども、同時にこの問題はやらなきやならない。現に、一次補正では一万戸でしたか、大畠大臣、造成費などを計上していたかと思うんだけれども。阪神・淡路でも、三万戸近い災害の復興住宅、いわゆる恒久住宅というのを建設しました。大変でした。お金も用地も大変でした。しかし、まだ仮設住宅は完成はしていませんけれども、同時にこの問題はやらなきやならない。現に、一次補正では一万戸でしたか、大畠大臣、造成費などを計上していたかと思うんだけれども。

さて、そのときに、木造の住宅、鹿野大臣、これはぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。そこでこの問題はやらなきやならない。現に、一次補正では一万戸でしたか、大畠大臣、造成費などを計上していたかと思うんだけれども。阪神・淡路でも、三万戸近い災害の復興住宅、いわゆる恒久住宅というのを建設しました。大変でした。お金も用地も大変でした。しかし、まだ仮設住宅は完成はしていませんけれども、同時にこの問題はやらなきやならない。現に、一次補正では一万戸でしたか、大畠大臣、造成費などを計上していたかと思うんだけれども。

今回の仮設住宅で、神戸のときとの大きな違いは、積極的に木造住宅を取り組んで、相当数もふえているということです。そういう取り組みによつて、地域の、地場の産業復興といいますか地域振興にもなると思っています。やはり被災者の立場から考えると、同じ住むなら、コンクリートよりも、温かみのある、湿気も吸収する木造住宅の方が、仮設住宅にしても恒久住宅にしてもいい。それが、仮設住宅にしても恒久住宅にしていい。

ふうに言われる人もいるくらいなんですね。そこで、神戸の苦い経験からいいますと、震災の復興需要といふのは、阪神・淡路大震災の場合地元企業で吸収されず、九割は県外に流れたといふことを常にされているんですね。まあ総理の意を

受け付けてはいますけれども、若干、目標といふことに思ひますし、そのことは指摘させていただきたいと思います。

○谷委員 これは私は、松本大臣、大臣がやはりリーダーシップをとらないとだめだと思うんですよ、この問題は。いやいや、答弁はいいです。

仮設住宅の話じやなくて恒久住宅に、ぜひ木造住宅になるよう積極的に取り組んではいいんですけれども、大臣、大変私が不満なのは、林野庁は取り組みが遅い。戦略なんか持っていないですよ。戦略を持つて、目標を定めて、そして、これもスピードを争いますから、恒久住宅も仮設住宅と同じように。そういう戦略的な取り組みを、ぜひ大臣が強いリーダーシップを持って、かけ声だけではだめです、進みません。ぜひ取り組んでいただきたいんですが、所見をお伺いします。

○鹿野国務大臣 今、谷先生から言われたことは全く私も共通の認識を持たせていただいておりま

す。そういう意味で、とにかく地域材を活用する。この地域材の活用によって地元の活性化にもつながるわけでありますから、今回はどうしてもその地域材の活用をしていきたい。そして同時に、資材をしっかりと確保する。そしてまた、御承知のとおりに、間伐材の搬出なりあるいは利用というふうなもの、これをやることによって木材の安定供給にもつながるわけでありますから、これはどうしても、御指摘のような災害復興の住宅というふうなものにつなげていきたいと思っております。

そういう意味で、中越地震の際、大変御活躍をされた山古志の村長さんも委員として今おいででございますけれども、その際のいわゆる山古志住宅というふうなことも、復興住宅も参考にさせていただきながら、また、住田住宅というふうなことで、地域材を利用して手づくり的な住宅をといふふうなことも参考にしながら、私どもは、地域の方々、地元の方々と連携をとつて積極的に取り組んでいきたいと思つております。

○谷委員 ゼひ積極的な取り組みを期待します。

今、大臣の答弁で言われました住田町、私も町長にお話を聞きまして、木造の仮設住宅も見せていただきました。誤解を恐れずに言いますと、本当に住みたくなるような仮設住宅でした。ですから、繰り返しになりますけれども、戦略

的な取り組みでなければダメですよ。恒久住宅の中で一万戸は木造でするんだ、そういうかけ声で、けれども、まだ後で鹿野大臣にお尋ねいたします。そして、具体的にあと工程表を詰める、そういう取り組みをぜひお願いしたいと思います。

松本大臣、なかなか進まないですね。これはなかなか進まない。海の瓦れき処理の問題もありますが、これはまた後で鹿野大臣にお尋ねいたします。この瓦れき処理、余りに進みぐあいが遅いので、仙谷官房副長官は五月の初めにぜひ国直轄の方に向でやりたいと述べていただけれども、どうもその後、国直轄を一体どういう仕組みでするのかな、仮置き場から最終処分場までは国が直接やるといふ分担でも決めたのかなと思っていろいろ見ておりませんと、何ら動きはない。あれは官房副長官が勝手に発言しただけですか。それとも直轄という方向は消えたのですか、消えてないんですか。大臣、お尋ねします。

○松本(龍)国務大臣 直轄という話は、四月ぐらいたから官房副長官とずっと話をしておりました。ですから、環境省の職員、チームを派遣しながら、契約の作業、あるいは、事業者も含めてチームを組んで、今、関係三県に派遣をしてさまざま取り組んでおりまますし、いろいろな意味で国交省にも手伝っていただいて、海運やさまざまなものも含めながら努力をしているところであります。そういう意味では、各自治体によって行方不明者がいるということでなかなか瓦れき処理が進まないと聞こえますけれども、我々国としても、いわゆる震災関連死、災害関連死の話です。

○谷委員 もう一つよくわからない答弁でございました。また次の機会にいろいろお尋ねしたいと思います。

○松本(龍)国務大臣 発災から間もなく三カ月になりますけれども、市町村、あるいは協議会等々、今さまざま動いております。その動きの中で、今サポートをするのが私たちの役目だろう。

これから二次仮置きあるいは最終処分等々いろ

いろなことが起きてまいりますけれども、そのときにつかりこたえてまいりたいというふうに思いましたし、今現在のスケームをスムーズにやることが今重要なことというふうに思っています。そここのところをスピードアップさせるような状況を今つくつてあるところであります。

○谷委員 もう一つよくわからない答弁でございました。また次の機会にいろいろお尋ねしたいと思います。

○細川国務大臣 この災害弔慰金につきましては、これは亡くなられた方の御遺族に当然早く配られるということが私も大事だというふうに思つております。

そこで、この弔慰金につきましては、まず、死因がはつきりしているものは、すぐには手続をいたしまして、難しい手続が一切なくてすぐ配れるというふうに思います。

今言われました災害関連死と言われる、これが本当にいわゆる災害が原因の死亡なのかどうか、この因果関係を判定しなければなかなか判断できない、したがつて、そういう事例については、私どもとしては、それぞれの市町村で審査委員会をつくりまして、そこに弁護士とか医者とか、そういう専門家の皆さんで判定をしていただきたい、

というのをガイドラインを決めるといつても、

地元とか過労とか、中には自殺も、大変悲しいことですけれども入るかもわかりませんが、そういうことによりお亡くなりになられた方を、十六年前の阪神・淡路大震災以来、震災関連死といふことですけれども入るかもわかりませんが、そのうちお亡くなりになられた方は五千五百人、その後で閑連死と認定されたのは九百十九人だったかと思います。ただ、どういう仕組みになるかというと、要は

うことですよ。例えば国道であれば、直轄国道といふことを国直轄といふんです。それを、一時的に集めて、一次仮置き場、その後、二次仮置き場までは自治体の方にお願いするかもわからぬけれども、その後は、国がみずから、国の機関で、國の職員で、少なくとも責任はやるということが国直轄でやるという意味合いでありますけれども、再度、今の答弁では国直轄はもう消えただですか。

○松本(龍)国務大臣 発災から間もなく三カ月になりますけれども、市町村がやりやすいよなことできますか。義援金も配れていないんですね。ですから、私は、ぜひ國の方でガイドラインをつくるべきだと思います。そして、実務を担当する実態を考えください。宮城の南三陸町で、あなたのところで第三者委員会をつくつてやれ、岩手の大槌町で第三者委員会をつくつてやれ、こんなことできますか。義援金も配れていないんですね。ですから、私は、ぜひ國の方でガイドラインをつくるべきだと思います。

関連死かどうかは市町村で決めてくれと。市町村で第三者機関、弁護士とかお医者さんも入つていただきな、第三者委員会を設けて、そこで決めるんだから、厚生労働省は、過去の例はこういう例で認められた例がありますよという事例集だけをたしかめているかと思いますが、大臣、それでは不十分だと思います。

○谷委員 これまでの応急仮設住宅でけれども、私ども被災者生活支援チーム、しっかりと目くばせをすることはお約束をさせていただきたいと思います。地元とか津波そのものではなくて、その後の避難所あるいは仮設住宅での生活で、環境の変化で、ストレスとか過労とか、中には自殺も、大変悲しいことですけれども入るかもわかりませんが、そういうことによりお亡くなりになられた方を、十六年前の阪神・淡路大震災以来、震災関連死といふことです。神戸の場合、何と九百十九人いたかと思います。一月十七日、あの大地震のときに亡くなられたのは五千五百人、その後で閑連死と認定されたのは九百十九人だったかと思います。ただ、どういう仕組みになるかというと、要は

がどういう形でのお亡くなり方で災害弔慰金が認められたと、こういう事例をお示しして、そこで判断をしていたら方がむしろ地域では判断しやすいのではないか、こういうことで指導をさせていただいているところでありまして、私どもとしては、その方がよりスマートにいくものというふうに思つてそのことをさせていただいているところでございます。

○谷委員 大臣の今の答弁書を見られてのあれはわかりますけれども、でも、実態を考えてくださいます。

阪神・淡路のときは、神戸は百五十万ですよ。大きな被害を受けた西宮市は五十万。伊丹市は三十万。そこそこの行政規模があつて、市町村ごとでもまだどうにかできたかもわかりません。

今回は、それぞの市ごと、町ごとに、弁護士とか医者を入れた第三者委員会をつくつてそこでやりなさい、こんなことは実態から遊離してますやん。いつまでもまた震災関連死の人もほつたらかしにされて、時が過ぎるばかりですよ。だから、その仕組みを例えれば県が代行してやるとか、工夫はあると思いますよ。今、総務大臣、うなずいておられますけれども。

片山総務大臣、答弁をお願いします。何かその辺を本当に考えてあげないと、これは。今までの仕組みがそだなんということを言つたら、現場が混乱しますよ。泣きますよ、そんなことを言つたら。片山大臣、お尋ねします。

○片山国務大臣 私の経験から申しましても、県がこれを一括して代行するという仕組みは、当然考へられてしかるべきだと思います。それを国が応援するということが望ましいのではないかと思いました。

○谷委員 それでは、ぜひ総務省と厚生労働省とよく話をしていた大いに、早くこういうスキームをつくつてあげないと。そういうスキームをつくつても、なかなか現場では大変んですよ。繰り返すようですが、義援金にしても被災者生活支援金にしても仮設住宅にしても、避難

がどういう形でのお亡くなり方で災害弔慰金が認められたと、こういう事例をお示しして、そこで判断をしていたら方がむしろ地域では判断しやすいのではないか、こういうことで指導をさせていただいているところでありまして、私どもとしては、その方がよりスマートにいくものというふうに思つてそのことをさせていただいているところでございます。

○谷委員 大臣の今の答弁書を見られてのあれはわかりますけれども、でも、実態を考えてくださいます。

阪神・淡路のときは、神戸は百五十万ですよ。大きな被害を受けた西宮市は五十万。伊丹市は三十万。そこそこの行政規模があつて、市町村ごとでもまだどうにかできたかもわかりません。

今回は、それぞの市ごと、町ごとに、弁護士とか医者を入れた第三者委員会をつくつてそこでやりなさい、こんなことは実態から遊離してますやん。いつまでもまた震災関連死の人もほつたらかしにされて、時が過ぎるばかりですよ。だから、その仕組みを例えれば県が代行してやるとか、工夫はあると思いますよ。今、総務大臣、うなずいておられますけれども。

片山総務大臣、答弁をお願いします。何かその辺を本当に考えてあげないと、これは。今までの仕組みがそだなんということを言つたら、現場が混乱しますよ。泣きますよ、そんなことを言つたら。片山大臣、お尋ねします。

○片山国務大臣 私の経験から申しましても、県がこれを一括して代行するという仕組みは、当然考へられてしかるべきだと思います。それを国が応援するということが望ましいのではないかと思いました。

○谷委員 それでは、ぜひ総務省と厚生労働省とよく話をしていた大いに、早くこういうスキームをつくつてあげないと。そういうスキームをつくつても、なかなか現場では大変んですよ。繰り返すようですが、義援金にしても被災者生活支援金にしても仮設住宅にしても、避難

所にたくさん的人がいるんですから、市町村はそういう仕事を追われるわけです。黄川田委員長もよくわかつておられます。ですから、そこで法律の建前ばかり言つてもだめなんですよ。そのことを、ぜひ厚労大臣、総務大臣とよく調整され、体制づくりをお願いしたいと思います。

野田大臣、まだまだいろいろたくさんの方を挙げたかたたわけですねけれども、いずれにしても、先ほどから話が出ています被災者生活再建支援金とか、瓦れき処理も陸はまだ六割ですね、予算措置は、海は、私の感覚では一割もまだ計上していません。重ローン対策、地域医療、医療過疎と言われる地域がさらに加速されるんじゃないかと地元の方ではよく報道されていますけれども、地域医療再生のため。学校の復旧の経費も、一次補正に本格的な復旧は入っていません。三陸鉄道もそうだ。何にもしてない。JRももちろんそうですし、海岸堤防の復旧費もゼロです。また、原発被害のための仮払い、こんなことも何も計上してない。

○野田国務大臣 まずは、五月二日に成立をさせ早急に相当規模の二次補正を計上すべきだと思いますが、大臣のお考えをお伺いします。

片山総務大臣、答弁をお願いします。何かその辺を本当に考えてあげないと、これは。今までの仕組みがそだなんということを言つたら、現場が混乱しますよ。泣きますよ、そんなことを言つたら。片山大臣、お尋ねします。

○片山国務大臣 私の経験から申しましても、県がこれを一括して代行するという仕組みは、当然考へられてしかるべきだと思います。それを国が応援するということが望ましいのではないかと思いました。

○谷委員 それでは、ぜひ総務省と厚生労働省とよく話をしていた大いに、早くこういうスキームをつくつても、なかなか現場では大変んですよ。繰り返すようですが、義援金にしても被災者生活支援金にしても仮設住宅にしても、避難

りしました。

なぜびっくりしたかというと、一国の宰相たる総理が、確認事項に、一番目に、民主党を壊さないこと。自分の党のことを書いています。(二番目)、政局の話です。三番目にやつと、大震災の復興並びに被災者の救済に責任を持つこと。こういう確認事項の順序に、大変寂しいというか残念です。ただ、逆に言うと、こういうせつば詰まつたところに、人としての、政治家としての考え方、重

点の置き方というのがあらわになつていて。どう思われますか、総理、この順序について。まず民主党を壊すこと、民主党に逆戻りしないこと、三番目にやつと国政の、復旧復興の課題が出てくるという、この順序についてお尋ねします。

○菅内閣総理大臣 私は、三月十一日の発災以来、最優先課題がこの震災、そして原発事故対応だと、その立場で全力を挙げてまいりましたし、御指摘の文章は、私がつくったのではなくて、これまでその立場で全力を挙げております。そういう意味で、国民の皆さん、被災者の皆さんのが最も優先するのは当然だと思っております。御指摘の文章は、私がつくったのではなくて、これまでその立場で全力を挙げております。そういう意味で、国民党の皆さん、被災者の皆さんのが最も優先するのは当然だと思っております。御指摘の文章は、私がつくったのではなくて、これまでその立場で全力を挙げております。そういう意味で、国民党の皆さん、被災者の皆さんのが最も優先するのは当然だと思っております。御指摘の文章は、私がつくったのではなくて、これまでその立場で全力を挙げております。そういう意味で、国民党の皆さん、被災者の皆さんのが最も優先するのは当然だと思っております。

○菅内閣総理大臣 六月の二日に、衆議院の本会議を前にして、代議士会がありました。その場で私が申し上げたのは、この大震災に対するいろいろな努力を今しておりますけれども、それが一定引き継いでいきたいということを申し上げたと同時に、それまでは私が責任を持ってやらせていただけだということを申し上げ、民主党の大多数の皆さんにそれを了解していただき、本会議で大差で不信任案を否決していただきました。

私は、その否決、つまり、私に、めどがつくまではしつかりやれという議決をいただきましたので、今まさに谷先生がいろいろと御指摘されたこと、仮設住宅、仮設に入つた人が生活できるようになります。そこで、瓦れきの処理、さらには原発の収束、そういうふたものについて一定のめどがつくまでは責任を持って仕事をさせていただきたい、こう考えております。

○谷委員 総理、そうしますと、仮設住宅は総理みずからお盆ということを言われました。しかし、瓦れきの処理は、常識的に、今言われているのは年度内でも、仮設住宅までも無理じゃないか。では、総理の言われる、一定のめどがつくまでしつかりと、それまではやりたいと。それまでは何をするんですか、具体的に。一定のめどがつくまでも三年かかると言われています。年内でも、議員の多くも、復興基本法の成立、来週にもとむず復旧復興じゃないかというのが筋論だと私は思います。

さて、我々野党はもちろんですけれども、与党議員の多くも、復興基本法の成立、来週にもとむず復旧復興じゃないかというのが筋論だと私は思います。

當時、自社政権の与党におりましたけれども、

冒頭御質問しました班目委員長は、あるとき、班目語録といいますか、班目委員長发言で、やめさせてほしいが、ここでやめたら末代の名折れだ

それを現地でまさに体験され、あるいはいろいろなお仕事をされたわけありますから、よく御承知だと思います。

今、私の内閣は、それぞれ役割分担の中で全力を挙げ取り組んでいるんです。そして、私としては、それが一定のめどが立った段階でちゃんと引き継がなきやいけないんです。終わらすわけにはいかないんです。ですから、若い世代にちゃんと引き継ぎたいと申し上げたんです。やめるんじゃないんです。やめるというのは、仕事をす

よ。やらなきやいけないことが続くんですか。ですから、瓦れきの処理についても、一応、八月中に生活している地域からは搬出することを目指に今頑張っていただいております。

○谷委員 政治家というのは、やめる時期の決断がかかるでしょう。それにつなげていく、そのことを申し上げ、そのつなげていくことも含めて、私の大きな責任だと考えております。

○谷委員 政治家というのは、やめる時期の決断が一番大事だということを改めて総理の答弁を聞く

うことで、これは農水大臣中心にお伺いさせていただきました。ただ、公明党の二重ローン・リース契約問題プロジェクトチームというのが立ち上がりまして、被災地、現地に上がつてヒアリングを行いました。信金などの金融機関もそうなんですねけれども、宮城県の漁協ですとか、あるいは農協中央会、また農林中金の方々から、大変多岐にわたるいろいろな御要望等をいただいたところでございます。

そういう中で、現地が非常に大変な状況で、例えば水産業、漁業でいいますと、「一百六十三の漁港が大変な壊滅的な状態にある」ということ、それから、津波による被害で、もう御案内ですけれども、例えれば、市場もそうですけれども、冷蔵冷凍施設、それから加工施設を含めて、とにかくほとんど大半が流されてしまって、これらに対する再建のめどが全く立っていないという状況。

あわせて、二重ローンの問題とかリース契約に関する問題、これも随分出てきておりますけれども、やはり事業の再建をするためにはどうするのか、こういう課題が山積しております。

特に漁業者の方々からは、「とにかく、漁船があれば、あるいは漁業用の資材が一部あれば海に出られるんだ、そしてそのことによって何とか再建のめどもできる、だからこれだけでも何とか早く始めた」というふうなものをしっかりとまえさせていただきます。

まず、これは先般、総理のもとに提出をさせていただきましたが、公明党のいわゆる復興ビジョンということで、山口代表、井上幹事長のもとに、この復興特別委員会の公明党の石田理事を中心に、私ども手伝わせていただきまして、これまで緊急提言を二回提出させていたいた上で、今回はこの復興ビジョンということで、復興に向けたさまざまな党としての考え方、施策、これを盛り込ませていただきたいところでござります。

私の方からは、農業、漁業、この点について伺わせていただきたいというふうに思つております。

けれども、一体的な再建、復興が必要だろう、このように感じました。

こういう点について、まずお伺いしたいのは、農水省としてこの問題についてどのような見解をお持ちなのか、ここからまず伺いたいと思います。

○鹿野国務大臣 今先生御指摘のとおり、私ども

も共通の認識に立たせていただいております。

とにかく漁業者の方々は、まず船を出してとい

うことで航路を確保する、そして船を出て操業

する、そして荷揚げされる。しかし、その荷揚げされたときには、やはりそこには、先生今おっしゃられたとおりに、加工業の方々とか、あるいは製

水関係、冷凍冷蔵関係の人たちとか、あるいは流

通業者の人たちがまさしく一体となつた取り組みができるような、そういう体制をつくつていかな

きならない。そういう意味で、今回の第一次補

正におきましては、応急、緊急措置として、まず

私どもは措置を講じさせていただいた。

そうすると、いよいよ今度は、本格的な復旧復興に向けて、今申し上げた、先生も御指摘の一体

的な取り組みというふうなものの中でのういうふ

うな方式がいいのかというふうなことを踏まえながら、二次補正等々に向けて私どもは取り組んでいきたいと思つております。

○鹿野国務大臣 今先生の御指摘の点は、大変重

要なことだと思つております。

そういう中で、今回被災に遭われた地域を考えたときに、とりわけ岩手県あるいは宮城県、漁業

方式の状況も違いますし、また置かれている環境

も違うということで、それぞの要請、要望とい

うふうなものも多岐多様にわたつてというふうな

こととも、私も現地に参りました、また直接お話を

伺つて感じておるところでございます。

そういう意味では、今、漁業者の数を減らしちゃ

ならない、こういう御指摘でござりますけれども、

この地域の方々に再び意欲を持つて取り組んでもらうためにどうするか。気仙沼に参りましたとき

には、八五%の人たちが、もう一度やつてみたい、

こういうような気持ちであるとともに、強い

意欲を感じ取らせていただきました。

そういう意味では、その方々の御要請、御要望にこたえていきたいという意味で、私どもは積極的に、御用聞きというような言葉がござりますけ

れども、各市町村なり漁業者の方々に対しての接觸によつて、いろいろとお考えをお聞きしながら

取り組んでいくことが大切なことだと思っており

ます。

○稻津委員 今御答弁にもありましたけれども、一次補正の中では全く十分でないということが私ども現地に行ってこのヒアリングでわかつた次第でございまして、今大臣申された、二次補正のところをしっかりとつけていく、これをまずぜひ早く急に読み上げていただきたいということを申し上げたいと思います。

○稻津委員 今御答弁にもありましたけれども、一次補正の中では全く十分でないということが私ども現地に行ってこのヒアリングでわかつた次第でございまして、今大臣申された、二次補正のところをしっかりとつけていく、これをまずぜひ早く急に読み上げていただきたいということを申し上げたいと思います。

その上でですけれども、これも御案内かと思います、宮城県の漁協が組合員の皆さんに行つた意識調査を見ますと、実に三割の漁業者の方々が

まして、さらに約一割ぐらいの方々については廃業を含めて検討したい、このような結果が出たというふうに承知をしております。

私は、このことを思ったときに、この中には、当然事業の規模の小さい方々も大勢いらっしゃるとの同時に、あわせて高齢化という問題もあるということを認識しています。そういう意味では、確かに、本格的な復旧に向けたというか、応急措

置が必要なんですねけれども、それと同時に、漁業者を減らさない、こういう視点が一番大事なことのもう一つだと思います。その意味では、担い手の方々にどういう対応をしていくのか、こういった取り組みも必要だと思つています。

この点について、大臣の御所見を伺いたいと思つています。

○鹿野国務大臣 今先生御指摘の点は、大変重

要なことだと思つております。

そういう中で、今回被災に遭われた地域を考えたときに、とりわけ岩手県あるいは宮城県、漁業

方式の状況も違いますし、また置かれている環境

も違うということで、それぞの要請、要望とい

うふうなものも多岐多様にわたつてというふうな

こととも、私も現地に参りました、また直接お話を

伺つて感じておるところでございます。

そういう意味では、今、漁業者の数を減らしちゃ

ならない、こういう御指摘でござりますけれども、

この地域の方々に再び意欲を持つて取り組んでもらうためにどうするか。気仙沼に参りましたとき

には、八五%の人たちが、もう一度やつてみたい、

こういうような気持ちであるとともに、強い

意欲を感じ取らせていただきました。

そういう意味では、その方々の御要請、御要望にこたえていきたいという意味で、私どもは積極的に、御用聞きというような言葉がござりますけ

れども、各市町村なり漁業者の方々に対しての接觸によつて、いろいろとお考えをお聞きしながら

取り組んでいくことが大切なことだと思っており

ます。

○稻津委員 今大臣から大変前向きな御答弁をい

ただきまして、ぜひ進めていただきたいと思つてあります。

この漁業、水産業のこととあわせて、今度は農業について伺いたいと思うんですけれども、今回の津波被害、宮城県だけで見ますと、一万五千ヘクタールに上の農地、作付面積が津波にやられたと。これは、昨年の作付面積七万二千ヘクタールということですから、実に五分の一、二〇%以上がやられたということですね。それから、排水関係でも、私たちが伺ったところによると、農地の約六百五十ヘクタールがやられているということ。

これは塩害のことあり、それから地盤沈下のことあり、再利用をするまでに相当時間がかかる地域も数多いんじゃないか、このように思つておかれどござります。あわせて、農業者におかれでは、いわゆる二重ローンの問題があるということ。ですから、これは大変なことなんですね。私は、今回のビアリングの中で、少し整理させていただいて、四点申し上げたいと思うんで

す。
まず一番目。これは農地の問題。既存の農地が再生できないのであれば、代替農地を出すなどの対応策も必要になつてくるだろうということ。これはほとんど議論はまだされていないというふうに思ひます。
二番目。これは農業施設の再建ということで、例えばパイプハウスの問題なんかもありますけれども、貸し付けではなくてリースになつていると
いうこと。これが津波で流されても、施設は流れたけれどもリースだけは残つていて、こういう厳しい現実。

それから、農業機械の再取得の問題です。これも、現在もう既に貸付金の残高が相当残つていて、それが足かせになつていて、その上で次の農機具を再取得するというのは非常に難しいという状況。

四番目。これは生産資材の供給です。肥料とか農薬等々の問題ですけれども、これも、三月十一

日ということは、これからよいよ作付していく業について伺いたいと思うんですけれども、今回

という時期ですから、これらのものはもう既に準備していた。それが全部流されてしまった。こ

ういう問題があつて、未払い金のこともあります。

私は、農地の確保、それから今申し上げました約六百五十ヘクタールがやられていると。これは塩害のことあり、それから地盤沈下のこ

とあり、再利用をするまでに相当時間がかかる地域も数多いんじゃないか、このように思つておかれどござります。あわせて、農業者におかれでは、いわゆる二重ローンの問題があるということ。ですから、これは大変なことなんですね。私は、今回のビアリングの中で、少し整理させていただいて、四点申し上げたいと思うんで

す。
この三つの点について、お伺いしたいと思いま

す。

○鹿野國務大臣 今私ども、御指摘をいただきま

した被災に遭つた農地をどう土地利用していくか

ということにつきまして、御承知のとおりに、復旧復興することによってもう一度作付できるよう

な状況のところと、なかなか容易でない、地盤沈下によってなかなか大変だなどいうようなところもあるわけでござります。

そういう中で、農地を国が買い上げたらどうか

というようなお話をもございましたが、いろいろの方々の御意見というふうなものも私も今聞かせていただいておりますけれども、復興構想会議におきましても、農地の土地利用をどうするかと

今後、具体的に県あるいは市町村、そして農業者の方々の御意見というふうなものも私も今聞かせていただいておりますけれども、復興構想会議の共同利用施設の復旧や共同利用機械の導入あるいは生産資材の共同調達等にも、事業費としての助成もその中に含ませていただきました。あるいは、融資の点につきましても、無担保無保証

取得というふうなことにおきましても、やはり、農地の復旧ということなり、あるいはそれにかわるところの土地をいかにして確保するかと

うなことも非常に重要な課題だと思っております。そこで伺いたいんですけれども、まず、農地に

関して、この農地問題については、被災地域における土地利用の計画、この策定がどうなつてゐるのかということ。それから、政府による、もうこれは農地としてなかなか難しいな、再利用は難し

いなというところについての買い上げのことにつけております。

いつも求められていますけれども、この点についての検討はどこまで進んでいるのかという状況。それから、既存の農地で再開できないとなれば、ぜひ農業をやりたいんだという、担い手対策も含めて、代替農地をどうするのかというスキーム、これも検討すべきである。このように思つております。

この三つの点について、お伺いしたいと思いま

す。

○稻津委員 重ねて一つお伺いしたいと思うんで

すけれども、その上で、先ほど私が申し上げまし

た四つのことですね。一つは農地の確保、それか

ら農業施設の再建の問題、それから機械等の再取

得、それと生産資材の供給。これが、先ほどの漁業、水産業もそうなんですけれども、農業におい

ても、一農家が、これらのことと一緒に再建しないと難しいということですね。だから、ここは

やはり相当な支援をしなきやいけないと思つていいんですけれども、この一体的な農業再生の取り組みということについて、大臣の御答弁をいただ

きたいと思います。

○鹿野國務大臣 やはり漁業と同じように一体的な取り組み、これはまさしく重要なことであります。

そういう意味で、今般の私どもの第一次補正におきましても、今先生から御指摘の、いわゆる農業の施設あるいは機械の復旧というふうなこと等々を頭に入れさせていただきながら、この第一次補正の中にも助成策として取り組ませていただきました。そして、新たなる交付金によるところの共同利用施設の復旧や共同利用機械の導入ある

ことは、そういう意味で一たん雇用を切られてしまつたという従業員がかなりいて、当面の間は雇用保険で何とかつないでいくしかし、それもそういうつまでも長くということもありまして、

その中で、そういう意味で一たん雇用を切られてしまつたという従業員がかなりいて、当面の間は雇用保険で何とかつないでいくしかし、それもそういうつまでも長くということもありまして、

ここは、そういう意味で一たん雇用を切られてしまつたという従業員がかなりいて、当面の間は雇用保険で何とかつないでいくしかし、それもそういうつまでも長くということもありまして、

人の一定期間の、いわゆる災害復旧関係資金の貸し付け等の措置も講じさせていただいたわけであ

ります。

業所のさまざまなものほどすべて失われてしまつたという厳しい現実がある。

もう一つ事業主にとって大変な足かせになつてゐるのが、やはり一重ローンの問題でございます。私どもは、従業員が戻つてこられるようなうちに早く事業所の再開のめどをつけなければならないという事業主の方々の切実なお訴え、これにどのように対応していくかということが今政治に強く求められていることの一つである、こう思います。

そういう視点でこのことを考えて、いかにスピード感のある対応が重要であるか、このように思つておりますが、まず、このことに對する認識を経産大臣にお伺いしたいのと、あわせて、中小零細企業の事業主の方々の足かせになつてゐるこの二重ローンの問題、これに対する解決の糸口をどうつけていくのか、このことをぜひ金融庁にお伺いさせていただきたいと思つています。

○海江田国務大臣 委員御指摘のありました中小企業の対策の中でも、まず資金繰りがございました。この資金繰りにつきましては、震災発生直後より、まず日本公庫による災害復旧貸し付け等の対策を講じたところでございます。そしてその次の段階で、これは先日成立しました補正予算を利用いたしまして、保証限度額を過去最大規模に拡充した東日本大震災復興緊急保証、それから、従来より大幅に長期かつ超低金利、福島県などはゼロ金利というのもございますが、東日本大震災復興特別貸し付けを創設いたしました。これは十六日よりもう既に相談を受け付けております。

あと、今委員からございました雇用を確保するという点から、私どもは貸し店舗それから貸し商店を考えております。中小企業基盤整備機構、これが整備をいたしますが、既に三十三の町村から二百十件の御要望がございます。そして恐らく、きょうがあさしたになろうかと思いますが、その第一号の契約が始まるところでございます。

そうした形で、できる限り早期に中小企業の立ち直りに対して支援をしていきたい、そう考えて

おります。

○自見国務大臣 お答えをいたします。

金融庁は、先生御存じのように、主として民間の金融機関を所掌させていただいておりまして、被災した中小零細企業の既存債務について、金融機関において、これは三月十一日に震災が起きましたので、その日のうちに私と日銀総裁の名前で要請をさせていただきまして、例えば、当面、元金あるいは金利の支払いを猶予する。今は猶予してある中小企業あるいは個人の住宅ローン等多い

わけでございますけれども、そういうことを、被災者の便宜を考慮した、これは法律的根拠は中小企業金融円滑化法でございますが、させていただいております。

また、その上で、さらに一步進みまして、今国会において改正案を御審議いただきております金融機能強化法でございます。これは実はきのう、おかげさまで衆議院の財金委員会、全会一致で通過させていただいたわけでございますけれども、國の金融機関に対する資本の参加によりまして、金融機関の財務基盤を強化することによりまして、

中小零細企業への貸付債権の条件変更、これは場合によれば債権放棄ということもございますけれども、そういったことを含めて、新規融資等、金

融機関が被災地の実情に合った対応を行いやすくするように、震災地域に対する特例でございますけれども。

それから、今さつき先生のお話に出ておりまし

た信用金庫、信用組合、これには面的な金融支援

ということと、特段に強化する方策をこの法律の

議会がスタートをいたしまして、ここで話し合い

が行われまして、六月一日から、東京電力が現地

商工会等に社員を派遣して、窓口相談やそれからコールセンター、大体規模が五百人ぐらいと聞い

ておりますが、このコールセンターでの電話受け

付けを進めており、今週中にもこの中小企業者に

大臣からも先般、私の方にも、それから経産大臣、国土交通大臣、農水大臣、それから財務大臣でございますが、内閣官房を中心にして政府一体となって、二重ローンの問題は大変大きな問題でございます。

から、しっかりとやるようにという御指示をいたしましたところでございます。

○稻津委員 先ほどの農業、漁業とあわせて、この中小企業等に対するさまざまな具体的な支援を強く要望させていただいて、次の質問に移りたい

と思います。

次は、福島原発の賠償問題ということで順次伺つていただきたいと思つますけれども、ここは總理にも後ほど数点お伺いさせていただきたいと思つます。

まず、仮払いのことなんですけれども、避難住民の方々への賠償の仮払いに統いて、中小企業それから農林水産業者の方々への仮払い、これも順次開始された、このように伺つておりますが、現段階でのこの仮払いの状況と今後の見通しについて、まず簡潔にお伺いをさせていただきたいと思つます。

まず、仮払いのことなんですけれども、避難住民の方々への賠償の仮払いに統いて、中小企業そ

れから農林水産業者の方々への仮払い、これも順次開始された、このように伺つておりますが、現

段階でのこの仮払いの状況と今後の見通しについて、まず簡潔にお伺いをさせていただきたいと思つます。

まず、仮払いのことなんですけれども、避難住民の方々への賠償の仮払いに統いて、中小企業そ

れから農林水産業者の方々への仮払い、これも順次開始された、このように伺つておりますが、現

段階でのこの仮払いの状況と今後の見通しについて、まず簡潔にお伺いをさせていただきたいと思つます。

○海江田国務大臣 御指摘のように、避難を余儀なくされた住民の方々への仮払い、まだ若干残つ

ているようですが、ほぼこれは仮払いを終えたと

いうことでございまして、それに引き続きまして、これは五月三十一日より、今御指摘のありました

農林漁業者に対する支払いがスタートをしており

ます。そして、これは団体ごとに調整を行つてい

ります。そのため、この団体側との調整が済み次第、順次すべての方々に支払いが行われるものだと思つております。

それから、同じこの五月の三十一日でございま

すが、まず商工団体とそれから東京電力の間で協議会がスタートをいたしまして、ここで話し合い

が行われまして、六月一日から、東京電力が現地

商工会等に社員を派遣して、窓口相談やそれから

コールセンター、大体規模が五百人ぐらいと聞い

ておりますが、このコールセンターでの電話受け

付けを進めており、今週中にもこの中小企業者に

対する実際の支払いが開始されるというふうに私は聞いております。

○稻津委員 この原子力損害の賠償の範囲の判定等に関する第一次指針ということにつきまして、これは先般策定されたわけですから、この第二次指針では、幾つかの問題があるというか、指摘しなければならないことが幾つかあると私は思つています。

まず一つは、風評被害。これは農林水産業、観光業ということで区域などが示されたわけですねども、例えば、農林産物、畜産物、水産物、これは食用のみということと、トータルでいくと福島県と茨城県の二県だけになっているという、実際の風評被害というのは広範にわたつていて、

う実態に即さないじやないか、こういうことでござります。もう一点、観光業については福島県のみという、これも今実際にももっと広がつていて、これは全国的な状況ですよ。

まずこのことが挙げられると思うんですけども、この二点について、それぞれ御答弁いただけないでしょうか。

まずこの二点について、それぞれ御答弁いただけないでしょうか。

○高木国務大臣 稲津議員にお答えをいたします。

御指摘になりましたように、五月三十一日に第二次指針が決まりました。いわゆる風評被害についてであります。これについては、業種ごとの特徴などを踏まえまして、営業や品目の内容、ある

いは地域、損害項目などについて類型化した上で、

一定の範囲の類型については、原則として本件事故との相当因果関係が認められるものとされております。

そういう考え方方に立ちまして、観光業に関しましては、差し当たつて、福島県に営業拠点を持つ

観光業については、県内での事故の発生といふ

の放出が原因で、消費者などに解約とかあるいは予約の控えなどがある蓋然性が非常に高いといふ

ことから、本件事故との相当因果関係がある損害の類型として認められたところでございます。

なお、この第二次指針に認められなかつた、いわゆる指定されなかつた、対象外となつたものについては、例えば福島県外での観光業の風評被害については、今後、原子力損害賠償紛争審査会において、被害の実態あるいは事故との関連性について詳細に調査検討を行う、それを踏まえて七月ごろに中間指針として取りまとめていただけに、私はそのように考えております。

○稻津委員 結果的に今の御答弁でわかつたことは、その他のものだと子細に検討するものについては七月ごろをめどに中間取りまとめて出したといふお話だつたと思うんです。

しかし、三月十一日に発災をして今日に至るまで結果的に何の手当てもされていないという現実、その中で七月となつたら、今度はどうですか。では、実際にそういつた方々への仮払いというのは何月になるんですか。八月ですか、九月ですか。そうすると、ほとんどもう半年間対応されていないといふ厳しい現実がありますよ。先ほど申し上げましたように、これは随分実態に即していないことを言わざるを得ない。

私はこのことについてはぜひ総理にもお伺いしたいと思うんですけれども、総理は、この発災以来五ヵ月間、被災された方々の事業、結局七月云々ということであればそうなりますけれども、こういつたことをどう思われますか。

○菅内閣総理大臣 いろいろな仮払いがもつと早く積極的に行われるということは、被災者の皆さんにとって大変重要なことだと思っております。

御指摘の第二次指針で認められた損害についても、迅速、公平かつ適切な損害賠償が行われるよう、まずは東京電力に対して対応を求めていきたないと考えております。さらに、その範囲の拡大や、確実に被災者に適切な補償を行えるような問題について、それが可能となるよう、賠償スキームについてもできるだけ必要な法整備を行うということを五月十三日の関係閣僚会議で決定いたしました。そうした方針について、できるだけスピードを

増すよう関係閣僚にも指示をしていただきたいと思つております。

○稻津委員 総理、私、先般、南相馬に行きました。それは何かというと、我々はもう本当に大変な状況にある、五つ被害を受けているんだ、こう言つては原発だ、四つ目は風評被害だ、五つ目は政務もまた地震だ、二つ目は津波だ、三つ目は原発だ、だから我々は一向にここから、この厳しい状況から抜け出せない、そういう厳しい御指摘をいただきました。今まさにこの震災において求められているのは、私は、現場の視点に立つて、どうすればいいのか、そこには緊急の措置がお話ししされました。緊急の措置がまだ多くあるが、いまだに多くの被災者が不自由な避難生活を送り、あすの暮らしを見えない状況にいら立ちと不安を募らせています。

○高橋(千)委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。間もなく発災後二ヵ月になろうとしておりますが、いまだに多くの被災者が不自由な避難生活を送り、あすの暮らしを見えない状況にいら立ちと不安を募らせています。

○稻津委員 終わります。

○高橋(千)委員 大前提ではありますけれども、そのために政府と国会がやるべきことは何か、これが大前提ではないでしょうか。

復興基本法を制定するというのであれば、その大前提として、この直面している深刻な実態を一日も早く解決し、被災者一人一人が生活の基盤を確保することを目標とするべきです。そして、そのためには政府と国会がやるべきことは何か、これが大前提ではないでしょうか。

復興は、被災者が主役であり、上からの押しつけであつてはならないこと、住まいとなりわいの再建が土台であること、日本共産党はこのことを繰り返し主張してまいりました。残念ながら、そうした視点がこの法案には欠けているのではないか、このことを指摘せざるを得ません。

このことはまた別の機会にぜひやらせていただきたくと思っておりますけれども、その意味でも、この仮払いも含めて、仮払いとて東電が到底払うべきだ、このことを指摘しておきたいと思います。

さて、進まない瓦れき撤去についてであります。繰り返し本委員会でも指摘がありました。被害のひどかった三県だけでも、震災瓦れきは阪神・淡路大震災の一・七倍とされております。三月十九日には、瓦れき撤去費用に一〇〇%国庫補助という方針が出され、五月二日の一次補正では三千五百十九億円が措置されたといいます。まず、その執行状況について伺います。

○松本(龍)国務大臣 お答えいたします。

○高橋(千)委員 御指摘のとおり、第一次補正で三千五百十九億円用意をいたしまして、五月二日当日、補助金要綱を全国の自治体に示して、自治体からの申請があれば直ちに補正予算を執行できるよう体制を整えています。

○黄川田委員長 内閣総理大臣菅直人君。簡潔にお願いします。

○菅内閣総理大臣 大変重要な指摘をいただいておられます。

おると思います。もちろん多くは政府にあるいは与党に責任がありますけれども、やはり迅速に物を進めるには、与野党を超えて国会の場で議論を急いで結論を出していくことが重要でありますので、ぜひともそういう姿勢で与野党を超えての皆さんの御協力も心からお願い申し上げます。

○高橋(千)委員 つまり、まだ一円も執行されないということなんですね。昨日聞いたときには、七月ごろではないかといふお話をありました。本当に、私、正直驚きました。もともと、国庫補助ということを九割にして残りを交付税措置、そんなど倒くさいことを言わずに、そもそも国庫補助といふことを言わなければいいじゃないか、そう言いましたが、今それ以前の状態だ、一次補正さえお金が入っていない。そうすると、この流れで、概算払いも出てきていない、状況がわからない、七月にお金がようやくと出始めて、執行状況がわからなかつたら二次補正がまた見通しが持てないじゃないですか。それは、本当にどうするんでよかっただんですね。

○高橋(千)委員 ところが、今それ以前の状態だ、一次補正さえお金が入っていない。そうすると、この流れで、概算払いも出てきていない、状況がわからない、七月にお金がようやくと出始めて、執行状況がわからなかつたら二次補正がまた見通しが持てないじゃないですか。それは、本当にどうするんでよかっただんですね。

○高橋(千)委員 本当に急ぐべきだ。先ほど指摘された国直轄も含めて、どうですか大臣、もう一度。

○松本(龍)国務大臣 概算払いの申請をしやすくして頑張っているわけですね。それに対して、書類とかいろいろな、概算払いの計画を上げて、いい、そういうことをやつしているんです。これは、従来どおりではダメじゃないかということを言いたい。本当に急ぐべきだ。

○高橋(千)委員 本当に急ぐべきだ。先ほど指摘された国直轄も含めて、どうですか大臣、もう一度。

○松本(龍)国務大臣 概算払いの申請をしやすくするために、補助金申請に必要な書類については大幅に簡素化をしております。また、概算払いの際の災害査定につきましても、現地調査をするのではなくて、まさに本省での机の上の調査ということをするなど、補助金執行までの時間をできるだけ短縮できるよう調整をしております。

今週ずっと、各市町村が来られまして、いろいろな課題を言われましたけれども、各市町村の議員の方々も、また首長さんも、そして我々も、しつ

かりこれから取り組んでいかなければならぬないなという話をしたところでありますから、これからも、できるだけ迅速にやれるように、私たちも努力をしてまいりたいと思います。

○高橋(千)委員

国庫補助の方針が出たのは三月二十九日なわけですよね。補正をするとということはもう決まっているんですから、概算払いなどのくらいになるかというのをそれまでに積み上げておけばよかつたじゃないですか。補正が決まつたらすぐに出せるそういう体制にするべきだった。これは本当に猛省を促したいし、早くやりたいと一日も早く行き渡るようにしていただきたいと思います。

福島は、逆にもっとおくれる心配があるわけですよね。そもそも、放射性瓦れきの問題、まだ処理方針は明確にされておりません。汚染レベルが低いとして通常処分をよしとされたのが会津地方と県南部の十町村にすぎない。十九日が正式決定とされています。決定のおくれがまた予算決定のハンディキャップとなることにならないか。いわき市の副市長は、処理業者のスタンバイはできているけれども、方針が決まらないから困つて、早くしてほしいとおっしゃっていました。

今の反省を踏まえて、人的支援も含めて、しっかりと予算確保できるよう、国の支援が必要だと思いますが、いかがですか。

○松本龍 国務大臣 先ほど言いましたけれども、放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の関係でありますけれども、今御指摘のように、六月の十九日に最終結論が出るといふに思つております。

瓦れきの件につきましても、申請があれば速やかにできるよう体制は整えておりますし、これまでまた、瓦れきの問題につきましても、さまざま状況を見て、いきながら、迅速に対応していきました。高橋(千)委員 それでなくとも福島が次々と新たな課題に苦しめられているわけであります。放

射性瓦れきだけではなく、汚泥の問題、校庭の表土の問題、あるいは、草取りをした方が本当は放力をしてまいりたいと思います。

○高橋(千)委員

国庫補助の方針が出たのは三月二十九日なわけですよね。補正をすると

て、縦割りで本当に困るんですね。それがまた佐藤知事の最大の悩みでもあり望でもありましたので、今、環境大臣にお答えいただきましたけれども、省庁の横の連携をしっかりと行って、これを「一つ一つ聞いていくと、全部省庁が違つ

て、縱割りで本当に困るんですね。それがまた佐

藤知事の最大の悩みでもあり望でもありましたので、今、環境大臣にお答えいただきましたけれども、省庁の横の連携をしっかりと行つて、これら

の課題にも向き合つていただきたいということを重ねて指摘したいと思います。

さて、液状化や内陸部の宅地被害、これも今回

の震災の大きな特徴であります。

国土交通省によれば、被災宅地危険度判定で、岩手県から新潟県まで、赤紙、いわゆる危険と判定された宅地と、黄紙、要注意を合わせると、三千六百件を超えております。資料の一枚目につけておきましたが、その後、仙台市が調査をした

資料でありますけれども、駅を真ん中にしまして五キロの範囲でこんなにも赤印が点在をしてい

る、こういう状況になつております。

岩手県から新潟県まで、赤紙、いわゆる危険と判定された宅地と、黄紙、要注意を合わせると、三千六百件を超えております。資料の一枚目につけておきましたが、その後、仙台市が調査をした

業それから災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業など、現行制度を自然の斜面だけではなくて人工の斜面にも使えるようとに特例措置を国に求めて実現をさせたところです。こうした特例を今回の震災にも当てはめるべきだと思いますがどうか、これが一点です。

○高橋(千)委員

大変丁寧な答弁をいたいたん

ですが、ちょっと最後は具体的じやなかつたかなと思うんですね。

同時に、中越沖地震では、これらの事業では高さが足りなかつた柏崎の山本団地で、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を活用して団地の再生ができました。

今回も、中越沖地震では、高さが足りなかつた柏崎の山本団地で、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を活用して団地の再生ができる

こと、非常に被災者の皆さんはつらい声を上げられました。

そこで、非常に被災者の皆さんはつらい声を上げられました。

指摘のような経験も踏まえて、いろいろな工夫をして対処してまいりたいと考えているところがあります。

○高橋(千)委員

大変丁寧な答弁をいたいたん

ですが、ちょっと最後は具体的じやなかつたかなと思うんですね。

実は、この高町団地も山本団地も私自身が直接現地に行って、現行制度では無理なんだということで、非常に被災者の皆さんはつらい声を上げられて、町会の皆さんとも一緒に歩いて、国土交通省が特例措置をすることによって乗り越えてきた

こと、その事業を組み合わせて宅地被災の復旧復興を目指すべきだと思いますが、大臣の認識を伺います。

ただ、残念なことに、さつき言った仙台のよう

に規模がとても大きいものに対して、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は四分の一補助なんですね。これでは自治体負担も大変大きいですし、と

てもとも踏み出せないよ、わかっているけれどもできないよという声があるんです。

だからこれを、さつき足らないところをいろいろな工夫とおっしゃいましたので、まず、最低でも

も新潟がやつた特例はやること、そして、この四分の一はもっと引き上げること、大臣、いかがですか。

神栖市にも行つてまいりました。傾いた家に入る
と、船酛いのような状態になりました。やはりこれも同じように宅地被害であるわけですね。中
越のときも中越沖のときも、実は液状化も同時に
発生をしておりました。ですから、これまでの質
問と同じ考え方の応用で、液状化被害についても
ある程度面的に救済するスキームを考えるべきだ
と思います。いかがですか。

○松本(龍)国務大臣 御承知と思いますけれども、被災者生活再建支援制度は、居住する住家の
被害程度に応じて支援をする仕組みになつています。
しかも、全国知事会が積み上げて、そしてそ
れの額に見合う一対一の割合で今までずっと渡
てきております。したがつて、宅地のみの被害は
本制度の対象外となつています。

なお、四月に、液状化のことでさまざま深刻な
被害があるということで、私も、先ほど三半規
管のこともありましたので、医者も含めて検討部
会を設けて、五月二日に見直しをしたところであ
ります。

○大畠国務大臣 ただいま防災大臣から御答弁があつたことが
あつたことを踏まえて、国土交通省としての対応
について御答弁をさせていただきます。

ただいま松本大臣から御答弁があつたことが
ベースでござりますけれども、今御指摘のように、
今回の液状化、範囲が非常に広いということ、
それから個々の地域によってさまざま状況がござ
いまして、私自身も、個人的に、その対象にな
らないよといつても、これじゃ余りにも冷たいな
という感じのところもございますので、国土交通
省としても、そのようなところをどういう形で救
済ができるのか、こういうことを今検討しており
まして、そのような結果を踏まえて、第二次補正
予算の中ではそのような対応がとれるような形で
できなかということを検討させているところで
ございます。

○高橋(千)委員 では、これは引き続きお願ひい
たいということで、要望にどめたいと思うんで
すね。

やはり幾ら住める状態のおうちであつても、あ
るいはおうちの補修ができたとしても、面的に宅
地が大きく被害があれば住めないのでということ
だと思います。

○松本(龍)国務大臣 御承知と思いますけれども、被災者生活再建支援制度は国土交通省のス
キームでやつた。こういうことができるんですね。
そういう知恵を使ってほしいということを言つて
います。

同時に、先ほど松本大臣がお答えいただいたこ
とは、液状化については、やはり内閣府の方でも、
現地に行って、これでは大変だということで基準
を設けて、五月二日に見直しをしたところであ
ります。

宅地は住めるんだけれども、宅地が地割れをして
たり傾いていたり沈み込んでいたり、これじゃだ
めだから、宅地の被害を含めて住めないというこ
とを見て認定をしているのだから、ここを見てく
ださいということを指摘しているんです。これは
もつと二次補正の中で踏み込んでほしいと重ねて
言いたいと思います。

あと、きょうはもう一つ、もう時間になります

ので、最後に。

やはり団地の再生の中でも、それでも個人負担
が非常に大きいんです。山本団地は四分の一で四
千円でしたけれども、その四千万円を個人に割
ると、最大で百万で済んだわけなんです。残りは
復興基金で非常に助かつたということがございま
した。ですから、こういう基金の仕組みというの
は絶対必要です。取り崩し型の基金であれ、災害
一括交付金という言い方もありますが、何らかの
スキームが絶対必要だ。枝野長官に一言お願いい
たします。

○枝野国務大臣 私は、あの折立の地すべりの現

場も行つてまいりましたし、仙台に何年か住んで

いましたので、本当に、その地すべり被害を初め

とした被害の状況、何とか対応したいというふう

に思つております。

そして、一般論として、復興基金であるとか、
あるいは復興のための一括交付金というような、
自治体が自由に使い道を決めるということについ
ては大変有効な手段であるということで、今後の
有力な検討だと思つております。ただ、実際には、
たということで、みな全壊ということで住宅の
支援も、支援法の、松本防災大臣の方からのス
キームでやつた。こういうことができるんですね。
そういう知恵を使ってほしいということを言つて
います。

ただ、今の御指摘を踏まえた中での検討を進め
てまいりたいと思います。

○高橋(千)委員 いずれにしても、自治体に自由

度のきくお金が必要だ、このことを指摘して、終
わりたいと思います。

ありがとうございました。

○黄川田委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社会民主党の吉泉秀男です。

大震災発生から九十日を超ても、総理を初め

各大臣、職員、そしてまた被災地の各自治体、一

生懸命努力をしながらもなかなか復旧が思うよう

に進まない、このことに被災地から大きな悲鳴が
上がつてきています。

私たち自身も、多くの時間をとつてこの委員会

の中で議論をさせてもらつていろいろとござい
ますけれども、被災地を訪れていた場合に、各

知事初め首長からは、今の二重とも三重とも言え
ます行政の弊害、このことを何とか取り除いて、ま
さに被災地、そのところを中心とした主体性

を持った組織、そして速やかに対応をしていきた
い、こういう声が上がつてきているのも事実でござ
います。

今回、自民党からもそれぞれ対案が出されてい
るわけでござりますけれども、今、政府の方から
出されている。そのことについては、この間の總
理の、まさに地域主権という一つの言動から見る
と、大変、自分自身、速やかな、対策本部を含め
ながら一つの組織の中に集中をして、そして、予

算も含めて一定程度集中しながらの復旧復興、こ
の部分ができるのだ、こういうふうに期待をし
ていたわけでございます。

自民党的復興再生院構想、まさにこれはスー

パー官庁、こういう言い方をしているわけでござ
います。

しかし、政府から出されたものについて

は、まさに緊急災害対策本部と原子力災害対策本
部、現に今設置をされているわけでござりますけ
れども、そのほかにもう一つ対策本部をつくる、
三つの組織をつくりながら対応する、こういう中
身になつてゐるわけでございます。

こういう状況の中では、自分自身、大変期待を
したわけでござりますけれども、やはりその組織、
その部分がスピードでやれる、そして本部長
がそれぞれ予算、さらには指揮等が速やかにでき
得る、そういう組織というものを期待していたと
ころでもござります。そして、この間の総理の言
動を見ていくと、やはり節々に見られるわけでござ
ります。しかし、今回の基本法の政府案という
ものについて、こういった部分が、総理の考え方、
そのうえでもござります。そして、この間の総理の言
動を見していくと、やはり節々に見られるわけでござ
ります。しかし、今回の基本法の政府案とい
うふうにも思つております。

そんな面の中で、総理の案、今出している基本

法の案と、それから今回の震災に向けた決意等々

のことを含めた考え方、総理の本当の気持ちとい
うものをまずお聞きをさせていただきたい、こう

いうふうに思います。

○枝野国務大臣 ワンストップで、強力な復興に
向けた組織が必要であるということについては、

総理の従来の御発言、そしてこの政府案、各党が
提出している案、いずれも、その思い

といふものは共有をしていないのではないかと私は
思つております。そして、なおかつ各党間で新た

な法案の提出に向けた協議が最終段階に來ている
と伺つております。それを踏まえて引き続き対

応してまいりたいと思っております。

ほかの二つの本部との関係でござりますが、こ
れはいずれも、今ある緊急災害対策本部も原子力

くられるものでございます。そして、復興の組織ができれば、それが本部であれ院であれ、既に緊急災害対策本部での仕事も、初期の救命救急から、復旧から、復旧なのか復興なのかというフェーズに移ってきておりますので、いずれにしろその仕事がしっかりと復興を担うべき部局に引き継がれるということでございまして、もちろんそこには引き継ぎをしっかりとやるための一定の時間は必要だと思っておりますが、当初からそういうつもりでございます。

ただ、原対本部、原子力災害対策本部の方については、いわゆる被災者の皆さんに対する支援とか、それからそういう地域の復興にとどまらずというか、むしろメインはそこの役割は原子力の安全ということで、収束に向けた原子力災害対策本部の機能、役割というのはちょっと復興とは別次元で必要ではないか、また法律上もそうなつているということで御理解いただければと思います。

○菅内閣総理大臣 法の仕組みの問題については官房長官から今お答えいただいたとおりだと思いますが、あえて私の考え方を申し上げますと、結局のところは、内閣と国会とがしっかりと連携して動けば、今言われたように縦割りを超えて、かつスピードで物事が動くわけありますけれども、これは私に、あるいは内閣なり与党に大きな責任があることは承知をした上で申し上げます

と、やはり内閣がしっかりとした上で国会でもいろいろな課題について、まさに御指摘のように、今までの制度が非常に縦割りになつております。例えば、原子力に関してても、いろいろな役所にまたがっております。もちろん、震災復旧復興についていろいろな役所にまたがっております。そういうまたがつたものを束ねていくには、内閣の役割と同時に、国会がそのことを迅速に認めていただくということも大変必要だと思っております。そういう意味で、私として、この法案について、今与野党で大きく合意に向かって御努力をいただいていますので、それができたときに、それをしつつ

かりとしたものにして立ち上げると同時に、き

せん。

先日の不信任案の賛成討論でも申し上げましたけれども、私が菅内閣を信任できない最も大きな理由は、原発事故直後から官邸に送信されていたSPEEDIの試算図や空間線量のモニタリングのデータがあつたにもかかわらず、適時適切に避難指示を出して不必要的大量被曝のリスクを避けられたにもかかわらず、結果的にそれを怠つたと

こうしたSPEEDIの試算図等について、原子力災害対策本部長である総理には速やかに情報が上がつていなかつたのだというふうに説明をされています。それ自体が、法に裏づけられた適正手続に違反している疑いがあると思います。

だれが、SPEEDIの情報を総理に上げない、言いましたように、政府さらには国会、それぞれ一体となつて、今回の大災害の部分についてお互に努力をしながら、私どもも全力で頑張る、そういうことを申し述べまして、質問を終わらせていただきます。

今、終了いたしましたというメモが来たわけでございませんけれども、ぜひこれからも、今総理が言いましたように、政府さらには国会、それぞれ

その判断を下した人が菅総理以外にいるとすれば、私は、住民の生命と健康を重大なリスクに、わかつていながらさらしたこの極めて重い責任があり、総理としても、その判断を下した責任者について責任追及、処分をされなければいけない、

こういうふうに考えますが、御見解はいかがでしょうか。総理に聞いているんですけれども、

○枝野国務大臣 SPEEDIが一番典型的だと思いますが、必要な情報が十分に伝達できていないことがあります。それはやはり、私は脱原発依存かつたということは、今回の原発事故対応についての大変大きな教訓であるというふうに思つております。そして、そのことがなぜそうなつたのかということについては、しっかりと検証がなされる必要があろうというふうに思つています。

そして、今後、こうした事故自体が起つては

いけないわけですから、さまざまな危機管理において、どなたがどういう立場にあつても、そういうことが起らぬようになります。それがあつたことがまず大事だというふうに思つています。

そして、今後、こうした事故自体が起つてはいけないわけですから、さまざまな危機管理において、どなたがどういう立場にあつても、そういうことが起らぬようになります。それがあつたことがまず大事だというふうに思つています。

そうしたことの中では、例えばどなたかに責任があるというようなことが客観的に明らかになれば、それは当然、その個人の責任の問題というこ

とが生じてこようかと思いますが、まずは、私や

総理も含めて、その検証を受ける立場でございま

すので、客観的、独立性を持つた、透明性を持つた検証によつて、なぜ情報がしっかりと到達しなかつたかということを明らかにすることが重要だと思つております。

○黄川田委員長 総理から答弁を求めますか。

○柿澤委員 いいです、いいです。十分間の質問時間のタイミングマネジメントをしなければいけません。

御答弁をいたしましたが、私は、そもそもSPEEDIのデータについて、公表、非公表の判断をだれがしたのか、そもそもそれを判断できるSPEEDIを公表、非公表の判断をするのはだれなのかということについて、政府は見解も明らかなでない、こういう状況なんです。そういう中で、責任を問う、また検証する、一体これができるのか、こういうふうにも思います。

次の質問に参ります。

「一内閣」課題と言います。今、菅総理が、総理として日本の将来に何を残すか、それが問われていています。それはやはり、私は脱原発依存だと思います。それは、菅総理御自身も深い思い入れがあるので、いかがでございます。

菅総理、五月十日の記者会見で、従来のエネルギー基本計画を白紙に戻して議論する必要がある、こういうふうに言つて、原子力発電の推進を盛り込んだ現行計画を白紙で見直す、こういう考

えを示しました。にもかかわらず、政府のエネルギー・環境会議における革新的エネルギー・環境戦略の議論の方向性を見ると、重要戦略の一つに

原子力が明記をされていて、平然と原発推進路線を堅持する方向性になつてしまつてゐる。さらに、海江田経産大臣は、停止中の原発の運転再開に関する積極的な発言を繰り返してゐるわけであります。

白紙で見直すという菅総理の発言から半月も

たっていないのに、既に菅総理の退陣を織り込んでもでようか、経産省の巻き返しが始まっているかのように見える。これで停止中の原発がござつて再開して、そして原発推進のエネルギー戦略が普通にまかり通つてしまつたら、このような世界最悪レベルの深刻な原発事故を経て、もとのもくあみということになつてしまふのではないですか。

菅総理はこれをどう思つていらつしやるのでしょうか。そして、どういう方向性をこの国は目指してほしいと考えておられるのか。私は、少なくとも、自分の目の黒いうちはもとどおりの原発推進なんか許さないぞ、自分が総理のうちは十分な議論も結論もないまま停止中の原発の運転再開など許さないぞ、こういうふうにこの場ではつきり言ひます。御答弁をお願いします。

○菅内閣総理大臣 まず、政治家らしくない政治家だという、ある意味で最大限のお褒めをいたしましたのかなと思っております。そして、今おつしやったように、やはり今回の原発事故というのは、日本のエネルギー基本計画を白紙から見直すということをやらなければならぬ。その中で、私は、これまでの化石燃料、原子力燃料に加えて、再生可能な自然エネルギー、そして省エネルギー、この二つの柱を立てるべきだ、このように提案をし、さきの会議も、その基本的に考え方はずべての人から了解をいただきました。

しかし、今御指摘のように、原子力についてどのように考えるかという議論はまさにこれからだと思います。私は、そのときに考えなければいけないのは、それでは、いろいろ脱原発とはいう言葉がありますけれども、そのときにちゃんと省エネと自然エネルギーでやれるんだということが、国民の中にきちんと伝えることができる、あるいはそういうことの状況が生まれているかだと思うんです。

特に、この二つの分野は、実は大規模な省エネとか大規模な自然エネルギーというのは基本的に

ありません。ある意味では、自分のうちの屋根に使うとか、自分のうちをヒートポンプにかかるといふか電球をかえるとかいうものですから。私は、

菅総理も理解し、また共有でありますけれども、この省エネと再生可能な

自然エネルギーを最大限拡大して、場合によっては化石燃料すら使わなくともいいような世界を目指していく。私は植物こそが地球を救うというふうに思つておりますが、そういう方向については、私が生きている限りはそういった方向で頑張つていただきたい、こう思つております。

○柿澤委員 報道上は早期退陣が言われておりますので、次の政権にこうしたことが引き継がれるなど許さないぞ、こういうふうにこの場ではつきり言ひます。御答弁をお願いします。

○菅内閣総理大臣 総理、これから当面、この震災、原発対応に従事をされるということでありますので、その決意を持つて事に当たつていただくことになると私はこういうふうに思つております。

○柿澤委員 明言していた一人が鳩山前総理であります。鳩山前総理は、そもそも、総理をやめたときには議員を辞職すると言つたはずであります。首相を退任後政界に残つてはいけない、それがどうも、私はまさにそのとおりだと思ひます。私は、そのときに考えなければいけないのは、それは、いろいろ脱原発とはいう言葉がありますけれども、そのときにちゃんと省エネと自然エネルギーでやれるんだということを、いまましたが、あつさり撤回をしてしまいました。それどころか、次の総理おろしの主人公を演じて、冒頭申し上げたような思いがありますので、

最後の質問をいたします。

○柿澤委員 明言していた一人が鳩山前総理であります。鳩山前総理は、これまでの化石化料、原子力燃料に加えて、再生可能な自然エネルギー、そして省エネルギー、この二つの柱を立てるべきだ、このように提案をし、さきの会議も、その基本的に考え方はずべての人から了解をいただきました。

しかし、鳩山前総理は、そもそも、総理をやめたときには議員を辞職すると言つたはずであります。首相を退任後政界に残つてはいけない、それがどうも、私はまさにそのとおりだと思ひます。私は、そのときに考えなければいけないのは、それは、いろいろ脱原発とはいう言葉がありますけれども、そのときにちゃんと省エネと自然エネルギーでやれるんだということを、いまましたが、あつさり撤回をしてしまいました。それどころか、次の総理おろしの主人公を演じて、冒頭申し上げたような思いがありますので、

時間も参りましたので、十分間の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○黄川田委員長 平成二十三年六月九日午後一時三十分開議

鳩山前総理がおつしやついた、前総理は総理をやめたなら議員も引退をした方がいいというこの発言の本意は、私は、菅総理も理解し、また共有をされているというふうに思つてゐます。

政治家の約束に対する信頼をさらに失墜させてしまつたと思いますけれども、菅総理が御退陣の折にはこのことを見事にやり切つていただきたい、私はこういうふうに思つております。

○黄川田委員長 鳩山前総理は政権への未練でそれをやり切れず、

午後零時八分休憩 開することとし、この際、休憩いたします。

○黄川田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

石破茂君外四名提出、東日本大震災復興再生基本法案につきまして、提出者全員から撤回の申しあげあります。これを許可するに御異議ありますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黄川田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

●黄川田委員長 御異議なしと認めます。

○黄川田委員長 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について調査を進めます。

○黄川田委員長 東日本大震災復興基本法案起草の件について議論を進めます。

○黄川田委員長 東日本大震災復興基本法の趣旨について御説明申し上げます。

本件につきましては、山口壯君外四名から、民

主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおりの東日本大震災復興基本法

案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。加藤勝信君。

○加藤(勝)委員 東日本大震災復興基本法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び内容について御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

御承知のように、今回の東日本大震災は、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において、我が国にとつて未曾有の国難であります。

本委員会における活発な質疑応答、参考人として来られた被災各県の農水産業界、商工業界の代表者の御意見、また、委員派遣においてお会いした被災各県の代表者の方々の御意見を拝聴しますと、被害の実情は我々の想像するところをはるかに超えるものであり、被災地における復興のつち音も着実に聞こえ始めていますが、地域の創意工夫を生かした取り組みを行う中で、いまだ国に対するさまざまな御要望が山積しているということが明らかになつてしまひました。

こうした中で、今回の大震災に対応するに当たつては、単なる復旧にとどまるべくではなく、今後は我が國のあるべき姿を目指して、新たな地域社会の再生、ひいては日本の再生を図っていくことが不可欠であり、かつ、一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようになることを旨として、復興のための施策を推進していくしかねばなりません。

このような認識にからんがみ、私ども三会派は、本委員会の黄川田委員長及び理事の御了承を得て、政府案並びに自民党案、及び本委員会で基本法の骨子を発表されました公明党的案をもとに、精力的に協議を行い、このほど合意に達しましたので、新たに本起草案をまとめた次第であります。次に、本起草案の内容について御説明申し上げます。

第一に、東日本大震災からの復興の基本理念として、活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策等の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばの日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと、地方と連携協力し、かつ、被災地域の住民の意向を尊重し、あわせて女性、子供、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと、国民相互の連帯を基本とすること、我が国が直面する諸課題の解決に資するための先導的な取り組みを行うこと、安全な地域づくりや被災地域における雇用機会の創出と活力ある社会経済の再生、共生社会の実現に資するための施策を推進することを規定すると

ともに、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、これらの事項を行うべきこととしております。

第二に、国及び地方公共団体は、基本理念にのつとり、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有するとともに、国民は、基本理念にのつとり、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとしております。

第三に、東日本大震災からの復興に関する基本的施策を定めております。この中では特に、資金の確保に関して、徹底的な歳出削減と財政投融資に係る資金や民間資金の活用について定めている

ほか、国は、復興に必要な資金を確保するため復興債を発行するものとすること、その際には、復興債とその他の公債を区分して管理するとともに、あらかじめ、復興債の償還の道筋を明らかにするものとしております。また、復興に係る国の資金の流れを透明化すること、復興特別区域制度を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる復興に向けた取り組みの推進を図ることとしております。

第四に、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織について規定するとともに、これららの組織の機能を引き継いで、復興に関する施策の企画立案及び総合調整とその施策の実施を行う等の権限を有する復興庁及びこれに置かれる組織に関する基本方針を定めております。復興庁は別に定める法律によりできるだけ早期に設置することとし、政府は可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとともに、復興対策本部は復興庁の設置の際に廃止するものとしております。

以上が、本起草案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○黄川田委員長 東日本大震災復興基本法案

〔本号末尾に掲載〕

○黄川田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を認められておりますので、順次これを許します。後藤祐一君。

○後藤祐一 委員 民主党の後藤祐一でございます。

大震災からの復旧復興あるいは原発問題の早期解決に向けて、与野党いろいろ意見の違いはあるんだと思いますが、被災地の皆様がどんな思いか、この一点に立つて、きょうは、政府提案を取り下げていただいて、与野党協議の結果のこの法案を共同提案で審議させていただくということになつたことに、まずこの場におられる皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

私は、共同提案というか発議者の立場でございまして、幾つかこの法案に関連して、政府に、これは箱をつくるだけでは何も変わりませんので、実際に震災対応ができるその運営上の幾つかの論点について確認のための発言をさせていただきたく、というふうに思います。

まず、現地対策本部であります。

私は、まず、この復興庁なりあるいはその前の復興本部なりといったものがどれだけ被災地の意向を重視して運営されるか。あるいは、被災地の皆様方のいろいろな要望があるわけですから、それをスピーディーで決断ができるかどうか。被災地の意向重視、ワントップ、スピーディー、この三つの要素が、新しい現地対策本部、復興本部、あるいはその先の復興庁において実現できるかどうかが大変大事だというふうに考えております。

特に、先々週、被災三県の知事にお話を伺いに、りとした役割を果たしていただけるという方につ

行つたわけですけれども、現地対策本部が仮にできたとしても、その知事たちが現地対策本部に言ふうになつてしまつては、元も子もないわけあります。

そこで、官房長官にお尋ねいたしますけれども、この現地対策本部の実際の仕事のイメージ、どういう体制で、どういう業務運営していくのか

これは私見でございますが、例えれば現地対策本部に副大臣級の政治家の方を充てていただくといふことはこの法律に書いてあるわけでございますが、それだけでは多分不足だと思うんです。例えば、十二省庁の審議官級ぐらいの方が現地対策本部にたくさん集まつていただいて、被災地の知事や市長がお話をそこですぐして、そうすると現地

対策本部長が、農水省から来た何とかさん、ぜひこのぐらいはやつていただけるように本省にかけ合つてくれないか、もしまだめだつたら私がその後農水大臣に電話するから、こんなような感じで運営されれば物事は非常に早く進むと思うんです。ぜひ官房長官、この現地対策本部をうまく運営していくためのイメージについてお話しいただければと思います。

○枝野国務大臣 まず冒頭、各党の皆さん御協議によって大変建設的な起草案が審議をされることに成了たということについて、内閣の立場からも、心より御礼を申し上げます。

今のお尋ねでございますが、御指摘のとおり、現地対策本部がいかに現地で物を決められるのかとになったということが大変重要だらうというふうに思つております。

副大臣に現地対策本部長ということでございまが、もちろん、これは人事でござりますので、私がどういう人をということを申し上げることはできませんが、まさに現場の現地対策本部をしっかりと掌握してリーダーシップを發揮できるとともに、東京の方との連絡、連携においてもしっかりと役割を果たしていただけるという方につ

いていただくということが前提だらうと思つてお

ります。

また、事務方においても、どのクラスというこ

とまで申し上げられませんけれども

現地対策本部における事務方にもかなりハイレベルのメン

バーを集めることによって、最大限、現地で判断、決裁ができるという構造をつくることで地元の皆さんに期待にこたえられるよう努力してまいりました。

○後藤(祐)委員 ゼひその方針でしっかりと現地対策本部をつくつていただきたいと思いますが、その際に問題になるのが副大臣の数であります。

今回、内閣法と内閣府設置法の改正案というものがかけられているわけでございます。これで大臣が三、副大臣が六、政務官が六、これをふやせないかと政府からお願いをされているわけでございますが、現地対策本部長として、特に被災三県の本部長に副大臣級の方を充てる場合に、副大臣がふえないままやると、どこかの省の副大臣を三

人、兼任するような形で現地に行つてもらうことになるわけでございます。こうなった場合に、東京で本来しなきやいけない仕事があるわけでございますが、これは一体どういう形ですることになるんでしょう。つまり、副大臣が予想どおりちゃんとふえれば専任の現地本部長として副大臣を新規に置けるわけですが、この法律が通らない場合に大変困った事態になるわけでござります。

実際に、今の時点ではもう既に副大臣あるいは政務官が併任のような形で現地に行つてていると思いますけれども、東京と現地との仕事の関係、どのように行つてているか、現状を教えていただければと思ひます。

○枝野国務大臣 御承知のとおり、現在の緊急災害対策本部においても、事実上、被災三県に現地の出先のチームを送つております。東副大臣が全体としての現地の本部長でございますが、主に内閣府の副大臣、政務官にそれぞれの地域に行つて

いただいて、できる限り張りつくようにということがでやつておりますが、震災発生直後はともかくとして、各省とも一ヵ月後ぐらいから、本来業務も当然動かさないやならないことの中、内閣府においても、御承知のとおり、従来から副大臣、政務官の数が足りないのではないか、そういう状況の中にありました。

したがいまして、震災以外の東京における業務

と、それから、現地においてできるだけ張りつく率的に仕事を進めようということで努力をしてい

るところでございます。

内閣法改正については、それぞれ政治的にいろいろなお立場があろうかと思いますが、実務的な観点からは、特に、現地にしっかりと張りついて、その現地の対応を責任持つて進めていくといふことをやる上では、ぜひとも少なくとも副大臣につくつていただけないだろうかと大変強く思つてゐるところでございます。

○後藤(祐)委員 私もそう思います。特に国土交

通省あるいは農水省、このあたりの権限というものが大変重要なになってくるわけでございますが、

例えば農水省の大臣なり副大臣、国交省の大臣なり副大臣なりを経験されたような方が現地対策本

部長で行けば、当然農水省なり国土交通省なりの役所の方々は非常に言うことを聞きやすいんだ

と思うんです。あるいは、後任に当たる副大臣なり

いつたときに、海に近い国道は少しかさを上げて防潮堤の機能を持たせるようにならないかといつた議論がいろいろ起きているわけですねけれども、

例えば、今、壊れてしまつた国道を直したいと

いつも、私は委員長の地元の陸前高田で

このお話を伺つたんですけども、それはお金が出るんですけど、いざれにせよ、今月末をめどに取りまとめ

ども、どういう形で支援をしていくかについてはこれまでの議論の推移を見守つていただきま

すが、いざれにせよ、今月末をめどに取りまとめ

られる」とされて、います復興構想会議の提言などを踏まえまして、また、被災地域の地方公共団体や

被災者からの要望に的確にこたえることができる支援の仕組みについて検討していきたいというふ

うに思います。

○枝野国務大臣 震災の特別の交付金のような

形、あるいは基金のような形ということについて

はいろいろなところから御要望をいただいてお

ります。

この内閣法及び内閣府設置法の改正が通れば、少なくとも副大臣三人、これが通れば今言つたような体制になるということを、ぜひこの場におられる与野党の先生方も御納得いただいて、少なくとも副大臣三、できれば大臣といったところも含めて、この内閣法、内閣府設置法の改正についても与野党一緒に進めていきたいというふうに考えております。

次に、交付金のお話に行きたいと思います。

今お手元に資料を配付させていただきましたけ

れども、これは、震災関係のいろいろなお金がかかりますが、これを少し地元の自由度のあるようにお金として、交付金あるいは基金といったような形でお渡しすることができないかということに関連するものでございます。

一ページ目を見ますと、これは復興構想会議で、

例えば達磨岩手県知事は、「各府省の枠を超えて、國費により一括した交付金として交付し、被災地方

公共団体の裁量で柔軟に活用できることとするこ

とが適當」というお話があります。村井宮城県知事からも、「特に災害復興交付金や地方交付税な

どの国による財源措置が必要不可欠」、こういう御発言があるようでございます。

また、後ろの方を見てみると、これは当委員会の理事十人程度で五月二十七日に被災三県の知事から要望を承つた場において宮城県知事からい

ただいたものでございますが、これを何枚かめ

とくつていただきますと、後ろに大量な要望項目がござります。これをよく見ますと、いろいろな補助制度あるいは交付制度の補助率を上げてほしいですとか、あるいは適用対象を拡大してほしいですとか、こういったものがほとんどなんですね。

例えば、今、壊れてしまつた国道を直したいと

いたときには、海に近い国道は少しかさを上げて防潮堤の機能を持たせるようにならないかといつた議論がいろいろ起きているわけですねけれども、

地元からすると、私も委員長の地元の陸前高田で

このお話を伺つたんですけども、それはお金が出るんですけど、いざれにせよ、今月末をめどに取りまとめ

ども、どういう形で支援をしていくかについてはこれまでの議論の推移を見守つていただきま

すが、いざれにせよ、今月末をめどに取りまとめ

れる」とされて、います復興構想会議の提言などを踏まえまして、また、被災地域の地方公共団体や

被災者からの要望に的確にこたえることができる支援の仕組みについて検討していきたいというふ

うに思います。

○枝野国務大臣 震災の特別の交付金のような形、あるいは基金のような形ということについて

はいろいろなところから御要望をいただいてお

ります。

昨日も全国市長会長とお会いをしましたが、市長会としても、そういう形の方が効果的、効率

的に復興が進むのではないかという御意見をいたしました。

今、財務大臣から財務当局としての御見解をお

話しありましたが、もしやる場合であつても、全体の規模をどうするのかとか、どういう基準で分けるのかとかいう問題もありますし、従来の補助金制度や交付金制度との関係、兼ね合いということもあらうかというふうに思います。震災の復旧や復興を担当する部局と財務省とそれから総務省などで、どういう形であれば現実的に可能性があるのかどうか、しっかりと検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○後藤(祐)委員 ゼひとも、これは関係閣僚の皆様の決断で進めていっていただきたいと思います。

私が霞が関の皆様から聞いたところによると、まず国土交通省、農水省あたりは、自分たちの権限が復興庁なり内閣府なりそういうところに持つていかれてしまうのではないかということです。反対。財務省は、地元に自由度のあるお金というのを基本的には大臣がという意味ではあります。が、役所としてはなかなか賛成と言いかねる。一方で総務省は、総務省が前に出るとどうしても地方交付税の話に寄ってきてしまうので、こういった交付金の話はむしろつぶしてしまいかねない。もう三すくみになつて、霞が関からこのアイデアは出できません。

我が党内でも、この議論を始めたいということです。今動き始めておりますけれども、ここは政治のリーダーシップが必要なところだと思いますので、ぜひとも決断をいただきたいと思います。

なお、宮城県知事からの御提案の中で、こういつた交付金的なものをどうやってその額を決めるのかといふことについての一つのアイデアとして、被害額、例えば道路の被害額、港湾の被害額、こういったものというのはある程度の数字がありますから、これをそのまま十割かどうかは別として、ある程度積算の根拠として使うことができるのではないかというふうな御提案があつたこともあります。

ぜひ民主党さんも公明党さんも御検討いただければと思います。みんなで、これはいいアイデア

でもございますし、被災地の皆様が共通しておつしやることでございますので、これは党派を超えて実現をしていなければないうふうに思つております。

もう一つ、復興本部なり復興庁が持つべきツールとして、交付金、基金的なもののほかに、制度面では復興特区の話がございます。これについて

は、公明党からの御提案で、今回の復興基本法の中にも新たに条文を入れさせていただくということで今お願いしているわけでございますが、復興特区といつてもいろいろなものがあり得ると思うんですが、今、閣内でも、実は副大臣級でさまざま

ま御検討が既に進んでいるというふうに伺つております。

ゼひともこれは、全国のモデルケースになるようないい、具体的なものをどんどんつくつていつていただきたいというふうに思つておるんですけど、当然これも先ほどの話と同じように、各省、自分の話になると総論賛成、各論反対になつてくるわけでございます。どうやつてこの復興特区を、

形だけのものではなくて、具体的にいい形のものとしてつくりしていくのか、そのリーダーシップをぜひ発揮していただきたいと思うのですが、この御決意を官房長官に伺いたいと思います。

○枝野国務大臣 今回の起草案にも復興特区についての記述をしていただきまして、特に今回の被

災が地域によつて大分事情が違う、もともとの事

情も違うし被災の状況も違うという中にあります

一方で、どの程度まで実施権限を復興庁に持つていただきかということについては、あらゆる実

施権限を移せばいいというわけでもないと思うんです。

○後藤(祐)委員 ありがとうございます。

一方で、どの程度まで実施権限を復興庁に持つべき横割り的な権限。例えば今、内閣府は勧告権というのを持つています。各省に対して、地元

があります。東北全体の単位で地方整備局があつて

その下に各県ごとの組織があつて、それぞれに道

路ですとか港湾ですとか、国面を引いたり測量を

したりといった部隊が相当な人数でお仕事をいた

だいているわけですが、こういったもの

を、丸ごとも一つ役所をつくるというイメージ

になるかもしない。これはもしかしたらその方

がいいかもしれませんし、いや、それは二重行政

だという批判もあると思うんです。

記載をされた。恐らく今、復興構想会議における議論においても、かなりこうしたことについても建設的な議論がなされていると聞いております。

○枝野国務大臣 これは委員ももう十分御承知で、しっかりとリーダーシップを持って、各省の視点からではなくて被災地の視点からこの特区を十分に活用した復興が進めていくよう、全力を挙げてまいりたいと思います。

○後藤(祐)委員 ゼひとも、復興交付金、復興特区、この二つの強いツールを使って、復興本部なりその先の復興庁、被災地主導のスピードあるワントップの意思決定をしていっていただきたいと思いますけれども、そのためには、どういった権限を復興庁になつたときに移していくかといったことがまさに課題になるわけでございます。

○枝野国務大臣 与野党協議の中でも、復興庁をイメージすると

きに、どんな権限を持っていただくのかというこ

とが非常に重要なテーマとなりました。今申し上

げた復興特区を認定する権限ですか、あるいは、

復興交付金なり復興基金的なものができた場合に

どのぐらいどういう形でお渡しするのかとか、こ

ういったものというのは恐らく復興本部なり復興

庁なりがお持ちいただくんじゃないかなどというふ

うに思うわけでございます。この復興特区と復興

基金なりで、制度とお金で各省との関係の首根つ

こをある意味握るという形で運営していくと随分

変わってくるんじゃないかと思うんですが、それ

だけじゃ足りないとと思うんですね。

もちろん、個別の道路をつくる権限ですか、

そういったものも大事だと思うんですけど、ます持

つべき横割り的な権限。例えば今、内閣府は勧告

権というのを持つています。各省に対して、地元

がこう言つているんだだからこのぐらいやつてくだ

さいよということを勧告して、それに対して各省

は基本的には従わなきやいけないという権限を内

閣府は持つていらっしゃるわけですけれども、こ

ういった、復興庁をつくつていくときに、各省が

縦割りで、あるいは抵抗したときに復興庁主導で

決断できるようなツール、手段としてどういった

ものが、工夫があり得るか。これについて官房長

それはむしろ、これから復興庁設置法案を考えていく中でどっちがいいかというようなことを含めて考えていかなければいけないと思いますが、まずは政府として、今申し上げたような、ここまでやると二重行政なのではないか、ちょっと弊害があるんじゃないのかというようなものがあれば、具体的に教えていただければと思います。官房長官、お願いいたします。

○枝野国務大臣 例えば、東北には既に地方整備局等の地方の出先機関があります。国の業務について、例えば地方整備局であれば、地元説明とか詳細設計、用地買収、積算、入札契約、監督検査などなど、既に一ヵ所でやつているわけでござります。これを例えれば復興庁のラインと国土交通省のラインということで二つ置いたりすることは二重行政ということになるのではないかと思ううふうに思いますし、今現に東北六県で一体でやれていますので、ではそれを被災地とそれ以外に分けるのかというようなことは必ずしも効率的ではないだらうか。

まさにここでも御議論になつて御指摘を受けて

いるのは、被災地の皆さん御要望を一ヵ所で受け

て一ヵ所でスピードイーに判断するということ

でございますので、その点についての権限、実施

の権限ということがしっかりと復興庁に集約でき

る、そして今申し上げたような行政の肥大化みた

いなことにつながるようになりますといふことについて、しっかりと今回の起草案をベースに精力

的に精査をしてまいりたいと思っております。

○後藤(祐)委員 復興庁にどの程度実施の権限を

持つていただきかは、実はその前の復興本部でど

のぐらい物事がうまく処理できるかにかかるとい

ると思うんです。

この法律が成立したら復興本部が立ち上がりま

す。現地対策本部が立ち上がります。副大臣級の

現地本部長ができます。そこに行つたら物事が解

決した、ああ、今までと違うな、スピードイーに、

地元主導で、ワントップで解決してくれたとい

つたことがどんどん積み重なつていけば、この

本部のままでいいじゃないか。復興庁というのはもちろんつくることになつていますから、名前は

復興庁になつていいけれども、今までの復興本部のやり方でそれほど変える必要はないんじゃないかというふうになる可能性もあると思うんです。

ただ一方で、やはり変わらないね、結局本省へ行かないと物事は動かないね、ワントップと

言つているけれども、お願いの紙は持つていて、いいけれども、結局判断は霞が関じゃないかとい

う状態に復興本部がなつてしまつたら、これは結局実施権限の、今官房長官がおつやつたよ

うな細かい測量から何からといったところまで復興

庁で自前で持つていただかないとやはり進まない

ねということになつてくると思うんです。

私は、個人的には、余り細かいところまで全部

かかれままになつて、これから検討ということ

になつて、これについて、官房長官、財務大臣、お二人

のお考へを伺いたいと思います。

○野田国務大臣 ただいま御審議中の復興基本法

案では、復興庁においてその所掌する事務に要す

る予算を有し、その執行に当たることになると考

えていましたが、その予算の経理の方法に関し、例

えば特別会計制度の創設については、これは委員

御指摘のように各党にそれぞれのお考へがあるよ

うでございますが、復興基本法案の与野党協議に

おいては、法案に特別会計の新設を盛り込むこと

について合意に至らなかつたというふうに承知を

しております。

○後藤(祐)委員 復興庁にどの程度実施の権限を

持つていただきかは、実はその前の復興本部でど

のぐらい物事がうまく処理できるかにかかるとい

ると思うんです。

この法律が成立したら復興本部が立ち上がります。

○枝野国務大臣 基本的に全く一緒でございます

が、私は実はずっと行政刷新担当大臣で特別会計

改革をやってまいりまして、特別会計という仕組

みには問題があるというのは一方で強く思つてお

ります。

○後藤(祐)委員 ゼひとも立派な本部を、機能す

る本部をつくつていただきたいというふうにお願いを改めて申し上げたいと思います。

時間がそろそろやつてまいりましたが、与野党協議の中で最後まで論点となつたものとして、特別会計というものがございます。復興に係る予算については特別会計を設けるべきではないかとい

う御議論でございますが、これについては、実は

行革基本法の中で、新たな特別会計は原則つくら

ないというような規定もあることもあって、なか

なか私個人としては、ちょっとどうかなという

ところもあつたんですが、野党の皆さんはぜひつく

るべきだという御議論もあって、結局御議論は分

かれたままになつて、これから検討ということ

になつているわけございませんが、政府として、

か、これについて、官房長官、財務大臣、お二人

のお考へを伺いたいと思います。

○野田国務大臣 ただいま御審議中の復興基本法

案では、復興庁においてその所掌する事務に要す

る予算を有し、その執行に当たることになると考

えていましたが、その予算の経理の方法に関し、例

えば特別会計制度の創設については、これは委員

御指摘のように各党にそれぞれのお考へがあるよ

うでございますが、復興基本法案の与野党協議に

おいては、法案に特別会計の新設を盛り込むこと

について合意に至らなかつたというふうに承知を

しております。

○後藤(祐)委員 復興庁にどの程度実施の権限を

持つていただきかは、実はその前の復興本部でど

のぐらい物事がうまく処理できるかにかかるとい

ると思うんです。

この法律が成立したら復興本部が立ち上がります。

○枝野国務大臣 基本的に全く一緒でございます

が、私は実はずっと行政刷新担当大臣で特別会計

改革をやってまいりまして、特別会計という仕組

みには問題があるというのは一方で強く思つてお

ります。

○後藤(祐)委員 ゼひとも立派な本部を、機能す

しかし、一方で、各党で一致をしていただき明確化ということの必要性ということも十分承認をおこないます資金の流れの透明化、そのための経理の明確化ということの必要性ということを十分承認をいたしておりますので、今財務大臣からお答えになつたとおり、しっかりと検討してまいりたい

と思つております。

○後藤(祐)委員 もう時間が参りましたのでこれ

で最後といたしますが、いろいろな意見を乗り越

えて与野党協議をやつてまいりました。今、政治

全体会は揺れています。でも、被災地の皆様方はこ

の国会を見て、います。この復興基本法、ぜひとも

皆様で御議論いただいて、一つの成案を得て、で

きるだけ早く成立をさせていただいて、幾つか論

点も残つております、これについても与野党広く

御議論をさせていただく中ですべて解決していく

課題だというふうに思つておりますので、常に

我々国議員は、被災地の皆様がどう思つだらうか、

か、どれだけのスピードを求めているだらうか、

そういう視点で、この復興基本法、やがてでき

てくる復興庁、こういったものもできるだけ早く

つくるということを政府にお願い申し上げまし

て、私の意見表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○黄川田委員長 次に、小野寺五典君。

○小野寺委員 自由民主党の小野寺五典です。

実は、ここに来るつい十分ほど前まで、委員長

の御地元、陸前高田の戸羽市長、西條議長初め皆

様からさまざまなお話を伺つておりました。恐ら

く、今委員長席にいらっしゃるので黄川田先生は

なかなか発言できないと思いますが、この市長が

何と言つたかということをぜひ皆さん聞いてい

ただきたいと思います。

本当に災害対策に対しての進捗が遅い、そして

国会と地元では本当に臨場感、危機感、それが余

りに違ひ過ぎる、このようなお話をされておりま

した。例えば、陸前高田でも今瓦れきが九十万ト

ンあり、これが実は市街から一步も外に出ていな

い、海岸に今うずたかく積まれているけれども、

これから台風シーズンでまた波にやられてしまつ

る本部をつくつていただきたいというふうにお願いを改めて申し上げたいと思います。

時間がそろそろやつてまいりましたが、与野党協議の中で最後まで論点となつたものとして、特別会計というものがございます。復興に係る予算については特別会計を設けるべきではないかとい

う御議論でございますが、これについては、実は行革基本法の中で、新たな特別会計は原則つくらないというような規定もあることもあって、なか

なか私個人としては、ちょっとどうかなというところもあつたんですが、野党の皆さんはぜひつくべきだという御議論もあって、結局御議論は分

かれたままになつて、これから検討ということになつているわけございませんが、政府として、か、これについて、官房長官、財務大臣、お二人のお考へを伺いたいと思います。

○野田国務大臣 ただいま御審議中の復興基本法案では、復興庁においてその所掌する事務に要す

る予算を有し、その執行に当たることになると考

えていましたが、その予算の経理の方法に関し、例

えば特別会計制度の創設については、これは委員

御指摘のように各党にそれぞれのお考へがあるよ

うでございますが、復興基本法案の与野党協議に

おいては、法案に特別会計の新設を盛り込むこと

について合意に至らなかつたというふうに承知を

しております。

○後藤(祐)委員 復興庁にどの程度実施の権限を

持つていただきかは、実はその前の復興本部でど

のぐらい物事がうまく処理できるかにかかるとい

ると思うんです。

この法律が成立したら復興本部が立ち上がります。

○枝野国務大臣 基本的に全く一緒でございます

が、私は実はずっと行政刷新担当大臣で特別会計

改革をやってまいりまして、特別会計という仕組

みには問題があるというのは一方で強く思つてお

ります。

○後藤(祐)委員 ゼひとも立派な本部を、機能す

たらこれがまた散逸してしまって、一日も早い解決をしてほしい。また、例えば土地がありません、ですから、農地の農転のことをぜひ特区でやってほしい。中山間地の指定になつていてるところで、ここを新たに活用しようと思えば、既に払われた直接支払いのお金を取り戻せと言わっている、さまざま区域で本当に理不尽なことが起きていてるということをお話しされておりました。三陸縦貫道の早期着工についても同じお話をされておりました。

ぜひ、委員長を含め、私の町も実は隣町です。ではほほ同じような状況です、こういうことを解消するためにも、新しい今回の法律、そしてまた復興庁の活躍を期待するし、期待できるようなものにしなければいけない、そのように思つております。

さて、冒頭、少し違うお話をしたいと思います。実は、今私の手元に仙台市の中学校の給食の六月の献立表があります。六月一日のメニュー、御飯、ワカメふりかけ、牛乳、冷凍パインナップル。二日、米粉パン、牛乳、豆乳デザート。三日金曜日、麦御飯、シソふりかけ、牛乳、サツマイモ。四日、小麦ふりかけ、牛乳、ノリふりかけ、牛乳。七日火曜日、金時豆パン、牛乳、ヨーグルト。八日水曜日、御飯、韓国ノリ、牛乳、フルーツゼリー。きょう九日木曜日、ツイストパン、牛乳、チーズ。これが実は今の仙台市内の多くの中学校の給食の献立です。そして、話を聞いたら、四月、五月よりもまだ六月はよくなつた、デザートがちょっとつくようになつたと。今でもこんな状況です。

仙台市でもこうです。ましてや、仙台市以外の、本当に被災を受けたところでは、今学校でも大変な厳しい状況になつて、多くの体育館の屋根が内側から崩落をして使えなくなつて、こういう教育現場の状況があります。一日も早い復興が必要だ。

そして、今回のもざまな復興対策の予算で、こういう学校給施設、学校施設、社会教育施設、さまざまなことに国が支援ができるようになつて、いく、ここまでいいんです。問題は、この災害

の査定がほとんど行われていないということ、余りに遅いということ。これが実は、昨日の朝は宮城県内の、十三だったと思いますが、市長、議長直接支払いのお金に言つて、まさに払われたことをお話しされておりました。三陸縦貫道の早期着工についても同じお話をされておりました。

さきに御指摘ありました学校給食については、さきに御指摘ありました学校給食については、できるだけ早く速やかに、正常な栄養がとれる給食の回復にしっかりと取り組んでまいりたい。今お尋ねのいわゆる災害復旧事業でありますけれども、これは原則として、現地の被災状況に付けて、その際に、地方財務局の職員が立会をして、災害復旧事業の対象について確認を行つております。

これは、文部科学省の職員が実施をしておりまして、その際に、地方財務局の職員が立会をして、災害復旧事業の対象について確認を行つております。

しかし、今回の大地震は極めて甚大で広域的でござりますので、この災害復旧事業の実施については、可能な限り申請書の添付資料の簡素化、あるいはできる限り柔軟な対応をしております。

これは、文部科学省の職員が立会をして、災害復旧事業の対象について確認を行つております。

仙台市でもこうです。ましてや、仙台市以外の、学校給食の施設 자체、査定すらまだされていない。この復旧といつては一体いつになるんだろうと、それまでずっと多くの子供たち、ここは給食センターですから、仙台市内の八つの中学校に実は配食をしています。ほかにも同じような事例がたくさんあります。仙台の中心でもこういう状況で、それまでずっと多くの子供たち、ここは給食センターですから、この三ヶ月間、新年度が始まつて、今週始まつたばかりなんです。

仙台市でもこうです。ましてや、仙台市以外の、学校給食の施設 자체、査定すらまだされていない。この復旧といつては一体いつになるんだろうと、それまでずっと多くの子供たち、ここは給食センターですから、この三ヶ月間、新年度が始まつて、今週始まつたばかりなんです。

○小野寺委員 大臣、多分ちょっと認識されています。その間、話をしておきましたが、実は、文科省分のこの災害査定の調査が始まったのは今週からなんですか。今週始まつたばかりなんです。

○高木国務大臣 小野寺議員にお答えを申し上げます。

○小野寺委員 大臣、多分ちょっと認識されています。その間、話をしておきましたが、実は、文科省分のこの災害査定の調査が始まったのは今週からなんですか。今週始まつたばかりなんです。

○高木国務大臣 委員御指摘のとおり、かなりお聞きました。体育館の天井が崩落をした、そうすると、体育館の天井の崩落をしたところのどのぐらいの長さが実際に壊れたかというところを、その落ちた面積をはからなきやいけない、それが状況を写真に撮らなきやいけないということを聞きました。体育館の天井が崩落をした、そうすると、体育館の天井の崩落をしたところのどのぐらいの長さが実際に壊れたかというところを、その落ちた面積をはからなきやいけない、それが状況を写真に撮らなきやいけないということを聞きました。体育館の天井が崩落をした、そうすると、体育館の天井の崩落をしたところのどのぐらいの長さが実際に壊れたかというところを、その落ちた面積をはからなきやいけない、それが状況を写真に撮らなきやいけないということを

うふうに聞いているんですが、実は現場の市町村の担当職員はその通知しか知りません。本当にこれで、これは直していいんだろうか、あるいは一いつから始まつたか、大臣、御存じですか。会朝食会の中で皆さんのが異口同音に言つていたこととあります。

例えば学校施設の災害の査定、これは宮城県はいつから始まつたか、大臣、御存じですか。城県内の、十三だったと思いますが、市長、議長で宮城県に入った調査員は二名だそうです。そして、これに立会官が二人つづくので、いわば二班、二チーム。二チームでこれから文部科学省分の災害査定を行つ。一チームでどのくらいの査定ができるかと聞いたら、一週間に十五件から二十件のところで、今宮城県では、被災している学校施設、たくさんあるんですが、その中で、今回の査定を受けて、災害復旧として申請をしたいというのは約七百件あるそうです。七百件の被災の物件があり、そしてこれを一週間に十五から二十しかこなせない。それが二チームしか来ていない。恐らくこのままいくと、ことじゅうに、今年度中に学校の施設の査定が本当に終わるのか。査定が終わつて初めて、今度は復旧の修理の事業化がされて、発注されて工事が始まる。というと、一体いつになつたら直るんだろう。私は、こういう査定についてぜひもっと簡便化、早急化をしていただきたい、そう思つています。

そして、実は査定する市の職員からこういう話を聞きました。体育館の天井が崩落をした、そうすると、体育館の天井の崩落をしたところのどのぐらいの長さが実際に壊れたかというところを、その落ちた面積をはからなきやいけない、それが状況を写真に撮らなきやいけないということを聞きました。体育館の天井が崩落をした、そうすると、体育館の天井の崩落をしたところのどのぐらいの長さが実際に壊れたかというところを、その落ちた面積をはからなきやいけない、それが状況を写真に撮らなきやいけないということを

○大畠国務大臣 小野寺議員にお答えを申し上げます。

○大畠国務大臣 国土交通省所掌の、いわゆる公共土木施設の復旧に関する御質問をいたしました。

私は、先ほどから御質問を伺つておりましたが、やるべきものはもう早く復旧しなければなりませんので、これはいわゆる査定前着工というものを許可する通達等を出しておきました。もうやるべきものはやれど、そして、もしも査定等の作業等がおくれているのであれば、私ももう一度確認し

ますが、人を派遣して早急にその事務的な対応がとれるようにしますが、まずは、もうやつてしまふこと、それが先だと思つておりますて、そのような形で国土交通省としては臨んでまいりたいと思います。

○野田国務大臣 公共土木施設等の災害復旧事業に当たりましては、文科省あるいは国交省やという主務省が現地査定を行いまして、その際に地元の財務局が立会を行うことになります。その際の財務局の立会官は、災害復旧事業の対象であるかどうか、事業費が経済的となつてゐるか、工事費の積算が適正であるか等の確認を行うことが仕事になっていますけれども、要は、委員の御指摘は迅速さと柔軟さだと思います。

迅速さについては、委員も御指摘あつたとおり、手続は相当簡素化しているんですね、現場に行かなくても設計図を見ながらでも査定もできるよう。その趣旨は地域の皆さんにもしつかり徹底した方がいいだろうというふうに思います。

それから、二チームで云々、これでは時間がかかるというお話をございました。この間、六月六日に全国財務局長会議がございまして、東北財務局に全国の財務局から今応援を行っています。それでも足りない場合にはさらに要請をするということを確認しておりますので、迅速さについての体制整備はしっかりとやついてきたいと思います。もう一つは、やはり柔軟さだと思います。現地、被災地の御要望を踏まえてしつかり柔軟に対応する、その指示もしていきたいと思います。

○小野寺委員 実はこういう実例もございました。

仙台市の実例。もしかしたら高橋委員もこの

お話を触れたかと思いますが、今、民有地が相当

今回の震災でかなり傷んでいます。そして、実は、

公共の道路が通つてゐるそののり面、のり面上には個人の家がある。ですから、こののり面も個人の所有。ところが、その下の道路は市道だったり県道だったりしている。今回の地震でのり面が崩れてしまつた。そして、道路をふさいだので、とりあえずはその道路の瓦礫を取つた。

○野田国務大臣 これまでも迅速かつ柔軟な対応を指示してきたつもりですが、改めてその指示を強めたいと思いますし、何か本当に具体的にあれ

ば遠慮なくぶつけてください。

○小野寺委員 ただいまの仙台市初め、公共の道

路に関する、民有地ののり面についてのさまざま

な影響がある。こういう、道路を守るためにの大崩落をするかもしれない。そうなりますと、道路上にも影響が出ますが、その上にある住宅にも大きさ

面の工事、災害復旧で対応してほしい、これを仙台市含めいろいろな自治体が今お願いをしているんです。ですが、土木の方では、それは道路を守るためにここは、こののり面としてしつかり補強する、そういう災害復旧はすべきだというお話をしているん

ですが、残念ながら、立会官の方で、本当にこれ

ができるのかということで、ちょっと時間をくれ

てください。

今大臣がおつしやつたように、弾力的な運用、

特にこれから梅雨になつて災害の時期になります。

ぜひ、そういうときのためにやはり弾力的な

運用が必要だというのと、それから、ぜひ大臣方

にお願いしたいのは、現地に行ってください。

して、学校を見て、給食施設を見て、大臣が見て

もらい、役所の人たちがみんなついていきます。

そこで、あつ、これは早くした方がいい、これは直した方がいい、これは国の責任だ、そう言うだけ

で現場の人は安心します。役所の人間も早く申

請を出そとします。

そういうことをしていただくためにも、ぜひ現

地の学校施設や災害があつた施設を本当に見てい

ただいて、五分、十分で、その一言で実は自治体

の職員は、よし、これは認めてもらえるんだ、早

く出すんだ早く直すんだ、そういう気持ちにな

りますので、ぜひそういう弾力的な運用を。

特に立会官のお話を随分伺います。もう一度だけ、弾

力的な運用について踏み込んだお話をいたただけれ

ばと思います。

○野田国務大臣 これまでも迅速かつ柔軟な対応

を指示してきたつもりですが、改めてその指示を

強めたいと思いますし、何か本当に具体的にあれ

ば遠慮なくぶつけてください。

○小野寺委員 今の言葉で、前向きに今調査を進

めているというふうに受けとめさせていただきま

す。

さて、きょうは大塚副大臣に来ていただいてい

ますが、実は、さまざま、今回、被災地では雇用

不安の問題、雇用不安の問題というものが起きておりま

な対応については今お話ししましたし、弾力的な運用ということでぜひ査定の方で指示をしていました。ただ、きょうは片山総務大臣に来ていただいています。

前回、この委員会の中の質問で、合併自治体、

これは今回被災した自治体がかなり多いんです

が、合併特例法の期限の延長についてお願いしま

した。理由は、合併特例債事業をそれぞれ各合併

市では用意をしていてなんですが、今回の震災を受

けて、その合併特例債で予定していた事業の前に

まず復旧をしなきゃいけない。そうしますと、も

ともとの予定事業が後にずれてしまう、その期間

をもしかして外れてしまう。そうすると、せつか

く考えた事業ができなくなってしまう、こういう

不安があります。

ぜひ、このことについて延長なりそういう対応

の検討がまとまりましたら、きょう教えていただ

ければと思います。

○片山総務大臣 被災をされまして、今現在、復

旧復興に余念がない。したがつて、今おつしやつた

ような、合併した際に市町村建設計画というの

をつくつておられますけれども、それに盛り込ま

れた事業を所定の年度内に実施することが困難で

あるという自治体が幾つかある。全部聞いたわけ

ではありませんが幾つかあるということを私も

よく認識をいたしました。

そういうところについては、合併特例法の延長

が必要だろうと思います。そういう認識を持つて

おりまして、その認識のもとに、現在、部分的な

調査ではいけませんので、東北三県を中心、被

災県で該当の自治体がどれほどあつてどういう事

情にあるかということを現在調査中であります。

○小野寺委員 今の言葉で、前向きに今調査を進

めているというふうに受けとめさせていただきま

す。

さて、きょうは大塚副大臣に来ていただいてい

ますが、実は、さまざま、今回、被災地では雇用

不安の問題、雇用不安の問題というものが起きておりま

す。いろいろな支援もしていただいていますし、

今弾力的な運用も随分努力をしていただいている

んですが、実は、地域で悲痛な声を聞くことが一

つございました。

それは、例えば私どもの地元で水産加工会社が

ありました。ここが津波で被災して、すべてなく

なつてしましました。会社としては、冷蔵庫も加

工場も何もないで經營することができます。だ

から、泣く泣く、ここにいた社員の方、もう何も

ないものですからやめてもらうしかない。やめて

もうときには経営者は何と言ふかといふ、必ず

復興させるから、復興したらもう一回声をかける

から、必ず働いてもらうから、だから今はしの

いでくれ、こういう思いで実はお一人お一人にや

めてもらう了解をとつています。

そして、今回、さまざま支援と復旧で、よし、

もう一度事業を始めよう、こう思う経営者もいる

んです。こういう経営者、当然、国の制度を使つ

て再建しようと思っています。その中に被災者雇

用開発助成金というのがあります。被災した人、

こういう人を重点的に雇つて、そして、雇つた場

合には最大九十万まで中小企業は支援をするん

だ、こういうありがたい制度なんです。よし、こ

れを使って、あの流された工場、流されたお店を

再建しよう、そして、もといた従業員の人に声を

かけて働いてもらおう、そう思うのが普通じゃな

いですか。

ところが、この制度には一つ制限があります。

その制限は、過去三年間この事業所で働いた人は

対象になりません。ですから、自分の会社にいた、

一緒にやつてくれた社員、工場がなくなつてどう

しようもなくなつた、だから、仕方ないからこの

方にやめてもらう、でも、必ず次はあるに声を

かける、そう思つて、復活しようと思つて、さて、

よし、やめてもらつた彼に声をかけようと思つた

ら、この対象にならない。

スタートのときは経営が厳しいです。雇うん

だつたら少しでも、九十萬を一人でももらう方を

やはり事業者は選択するでしょう。この経営者の

思い、それから泣く泣くやめていった人の思い、こういう人に、過去三年間働いた実績があつたら出さないよ、これはむごい話です。被災地のことを考えたら、逆に、そういう方こそ優先して私は雇用していただかべきではないかと思います。

この過去三年間という制度、これは、被災した事業者、被災した工場、お店、ここに限つていいんです、復活する場合には、この助成金を今回この事案でやめていた職員の方に適用していただけるように、運用の改善なり方法はできないでしょか。

○大塚副大臣 お答えを申し上げたいと思います。先生からこの件でもお電話いただきまして、早速私も実情を調べました。結論から先に申し上げますと、実情をしつかり調べて適切に対応させていただきますが、この制度がどういう考え方で設けられたかということだけ、まずは御説明させていただきます。

被災者雇用開発助成金ということで、これは震災に遭われて、事業所がもう廃業とか完全に会社も置んで離職をやむなくされた方々がまた新しい企業や新しい職業につくのに、雇う方も何がしかのちゅうちょがあるときにどんどん背中を押してあげるという意味において、この制度が設けられていたわけであります。

一方、震災後三ヶ月後には企業をもう一回再開するんだという中で、例えば休業手当を払いながら従前の従業員をずっと抱えていらっしゃった企業もある中で、例えば今先生がおっしゃっていたケースですと、一たん完全に解雇されたわけですね。しかし、やはり、いよいよ再開できることになつたから戻つてきてくれというふうにおつしやつたときに、休業手当を払いながら離職させないで従業員を支えていた方たちとのバランスを考え制度をつくったということでありました。

ただ、そこはいっても、先生御指摘のような実情はよくわかります。先生御自身も今言つておら

れましたように、さあ再スタートするぞということの立ち上がりの、つまり運転資金ですね。全く新しい従業員の方を雇つてくださる場合は、いわば仕事になれるまで、特に新しい職種についたときには仕事になれるまで、雇う方も相当かかりますので。ところが、もとの従業員の方々がかかりますので。ところが、もとの従業員の方々がかりますので。ところが、もとの従業員の方々がかりますので。ところが、もとの従業員の方々がかりますので。ところが、もとの従業員の方々がかりますので。ところが、もとの従業員の方々がかりますので。ことであればいわば即戦力になりますので、そういうことを考えながら制度をつくったと言つております。

しかし、立ち上がりの一ヶ月、二ヶ月、三ヶ月、キャッシュフローが回り始めるまでの間の運転資金がない、従業員の給料も払えない、だから再開できない、雇えないということになつては本末転倒でありますので、ハローワークの所管外であります、例えば既に財務省で用意している政策金融公庫の融資制度とか、あるいは運転資金を無利子で提供する制度等々の紹介をしつつ、しかし、先生今御指摘の雇用開発助成金そのものの運用も弾力化できないかということもしつかり検討させていただきます。

○小野寺委員 単純なことなんです。今回津波に遭つて会社を置まなきやいけなかつた、この人がもう一回復活しようと思うときには、もしかしたら見落とすことがあります。そこで、この人が声をかけるか。それは、長年その会社と一緒にやつてきてくれた社員ですよ。その社員の人に、一緒に頑張ろうと。今回国からこういう支援も出るようになつた、だから一緒に頑張ろう、こう思ふ人がたくさんいるわけです。

私が、この話に何で気づいたか。ハローワークの職員から泣かれたんですよ。あなたの方の身内から言われたんですよ。こんな制度おかいですよねと。被災して、やむにやまれずやめたその方を再雇用した場合にはお金が出て、全然違う人を雇つたらお金が出る、おかしいでしょと。副大臣 私信じていますから。もしこの制度に乗らなければ、別な制度でいいです。被災者雇用復活助成金もいいです。別な形で、この過去

三年間働いたという実績のところさえ外していただけば、もう一度前の社員を雇つて頑張ろうという人がたくさんいる。ぜひ実態に合つた形でお雇用していただかべきではないかと思います。

さて、時間もなくなりましたので、最後に一つ。今、被災地でもう一つ心配が起きていることがあります。今回、地震で相当、津波以外にも、いろいろ公共施設が傷んでいるんですが、特に治水の問題題。

例えば、宮城県ですと北上川という河川がありますが、この堤防が、外から見てもわかるように、かなりひびが入つたりしています。そして、そこに今ブルーシートをかぶせて一応何とかとめているんですが、目に見えないところでも相当傷んでいるんだと思います。そして、これから梅雨を迎える、台風の時期を迎え、もしかしてこういうところが決壊した場合、これは公共施設の二次被害となるのですが、この堤防が、今回の震災で二次被害となるのかどうかわかりませんが、今回の地震の二次被害ということにもなるんだと思います。

意外と、今日の前で見えた、目に見える被災の問題に関しては非常に支援もわかりやすいんですが、目に見えない、あるいは、もしかしたら見落としているこういう公共物、特に治水の問題、これは大きな課題だと思うんですが、この治水対策について早急に、逆に一斉点検をしていただいて、そして補修が必要ならば速やかに補修をしていただけ、これから台風、梅雨の時期に備える、そのようなことをお願いできないかと思うんです。

○小野寺委員 今回の災害復旧で、私どもも大変多くの勉強をしました。

例えれば、宮城県に栗原市というところがござります。三年前に宮城内陸地震で大きな被害を受けました。そこも地元なんですが、そこでの市役所の天井が崩落して市議会が使えなくなりました。災害復旧で直しました。ところが、今回の震災でまた同じくそこが崩れて、落ちてしまつて、また市役所が使えません。

原状復帰といふと、同じものに戻す。同じものに戻すということは、同じような被害があつたらまた同じように壊れてしまう。これはやはり災害復旧という考え方をもつと考えなきやいけないんじゃないかな。

あるいはカキ養殖。これは、いかだの養殖をすると、津波には大変弱いです。同じ復旧をするのに、今度は津波に強いはえ繩、延べ繩方式で弾力性のあるカキ養殖に変えたいんだけれども、原状復旧となると、前の壊れやすい養殖いかだの施設にしか戻せない。本当に、原状復旧という考え方

問題に関しては非常に支援もわかりやすいんですが、目に見えない、あるいは、もしかしたら見落としているこういう公共物、特に治水の問題、これは大きな課題だと思うんですが、この治水対策について早急に、逆に一斉点検をしていただいて、そして補修が必要ならば速やかに補修をしていただけ、これから台風、梅雨の時期に備える、そのようなことをお願いできないかと思うんです。

○大畠国務大臣 小野寺議員にお答えを申し上げます。

ただいまの治水の話でございます。

国土交通省としても、今御指摘の点は大変重要な視点であります。河川関係についてはすべて私たちも点検をいたしました。そして、措置すべき箇所についてもすべてつかんでおります。

今お話しのように、ブルーシートという話がありましたが、それをほうつておきますと、雨等で

を乗り越えて、逆に、災害に今度は強くなる、次があつたら負けないぞというもの、そういう復旧の方法があるんじゃないかと思います。

今回、沿岸地域でいろいろな公共施設が壊れました。同じように復旧すれば、多分同じようなものが来たら同じようにやられてしまう。もし、構造的に、一階は例えば駐車場みたいにして柱だけにして、二階、三階、四階に例えば公共施設を中心置いて発電その他の電力は一番屋上に置く。

そうすれば、津波が来たときには下を抜けていつてしまいますので、構造物は維持されます。多少水はかぶつても、屋上に発電その他の施設があれば、すぐに復旧します。

恐らく、復旧の仕方というのは、同じようなお金をかけるんであつても、津波に対応できるような、災害に対応できるような、いろいろな工夫、知恵が多分あるんだと思います。こういう新たな復旧の仕方、対応の仕方、これもぜひ弾力性を持つて、次が来たときにはしっかりと対応できるようないいと思います。

○大畠国務大臣　お答え申し上げます。

先ほどの私の答弁を一部だけ修正させていただくと同時に、ただいま、復旧だけではダメじゃないか、こういう御指摘をいたしましたが、私もそう思つております。もとに戻すのではなく、やはりその機能というものをしっかりと果たすよ

うな形で行うべきだろ、こういうことで指示をさせていただいています。

なお、先ほどの堤防の話でございますが、台風期までにと申し上げましたが、何分にも六百四十六カ所ということありますから、全面的に本格復旧するのは非常に難しいので、これを応急復旧で一応しのぎまして、台風期が過ぎた後、堤防を崩して本格的にやらなきやなりません。その点、先ほど台風期までにと申し上げましたが、ここまでにはなかなか難しいので、台風期が明けた後、本格的に堤防、堤を開きまして根本から直す、そういう手法で今対処しているといふこ

とに修正させていただきます。

○小野寺委員　実は、地域の集合場、これは今回の被害の復旧の対象にはなりません。今、多くの避難民はこの集会場が頼りです。ここは実は対象になります。また、観光施設、これも対象にならなりません。宮城県の白石市に白石城というのがあるんですが、これは観光施設扱いということで、この復旧の対象にならない。

恐らく、目に見えないところはたくさんあるんだと思います。ぜひ、基金の造成で自治体がある程度広く裁量できるよう、個人住宅にも支援できるような、液状化したところにも支援できるような、そのような知恵をともに出していければと思っています。

○黄川田委員長　次に、井上信治君。

○井上(信)委員　自由民主党の井上信治です。

まず冒頭、この修正協議に当たりまして、自民党、公明党、民主党のそれぞれの提案者の方々、あるいは理事事の皆様など、協議に当たられた方々の大変な御努力でこういった修正案を提出するこ

とに至ったということ、心より敬意を表したいと

思います。

とりわけ、私ども自民党の案のポイントでありました、復興に当たる組織のあり方とか、あるいは国の責任の明示、それから必要な財源の確保など、私どもが大切だと思っていたポイントについて

思っています。

そこで、官房長官は、インタビュードに答えまし

て、そんなに遅い時期であるというのはだれも考

えていないと思うというような発言をされており

ます。そんなに遅い時期、私は、例えば八月はそ

んなに遅い時期に当たると思うんですね。その辺

についてはいかがお思ひですか。

○枝野国務大臣　繰り返しになりますが、総理の

御進退という重い話については、官房長官といえども、私の立場で何か申し上げるべき立場ではな

いと思っております。

なお、それはこの間の土曜日だというふうに思

いますが、これについては、その前々日だったか

と思いますが、総理が記者会見でお話しになられ

た、原発の被災者の皆さん戻されることについてのめどというところに関する記者会見での御答弁

が誤解をされて伝わっているということを踏まえ

て、総理の御真意を確認した上で、その誤解をさ

れて伝わっていることについて、官房長官という

立場で、修正といいますか訂正をしたものでござ

います。

○井上(信)委員　ありがとうございました。これ見えてきたのかな、これは与野党超えて、早く成

ら、そういう意味ではそう思つているんですね。

この基本法案は、震災対策の中の重要な一つのポイントであります。そして、先般、菅総理は、震災対応に一定のめどがつけば辞任されるということを表明されたわけですから、私は、やはりこだと思いませんが、官房長官、いかがお考えですか。

○枝野国務大臣　それはそのとおりなんですね。そのとおりなんですけれども、午前中も谷議員の質問に答えて、これは御本人が何だか八月までは続投するみたいな、そんな答弁をされていたといふことがもう報道にもなっております。

そして、官房長官は、インタビュードに答えまして、そんなに遅い時期、私は、例えば八月はそ

んなに遅い時期に当たると思うんですね。その辺についてはいかがお思ひですか。

○枝野国務大臣　繰り返しになりますが、総理の御進退という重い話については、官房長官といえども、私の立場で何か申し上げるべき立場ではな

いと思っております。

もうきょうで震災からほぼ三ヶ月とということ

になります。阪神・淡路のときには三十六日目で

基準法ができたということですね。それはもう

今さら言つても、ある意味、仕方ないと思うんで

すね。ですから、むしろこの法案を早く成立させ

て、成立させた後、この法律に基づいてきち

て執行していくことだと思います。

そして、この法律のまず最初、成立したときに

やはりやらなければいけないのは、この法律に基

づいて復興対策本部を設置する、そして復興対策

担当大臣を任命するということです。これはいつ

やられますか。

○枝野国務大臣　内閣としては、可能な限り速や

以上この問題については伺いません。

まずは、この修正案について、全体としての官房長官の評価をお聞かせください。

○枝野国務大臣　本当に、与野党の皆さん大局的見地から、また建設的に御議論をいただきまして、感謝申上げまとめていただいたことについて、感謝申

かに復興のための体制を立ち上げることが不可欠であると考えております。今般、与野党と合意をいただいて、成立のめどがかなり具体的になつてしておりますので、その公布に合わせて復興対策本部を設置することができるよう、政令等の整備の準備でありますとか、それから、具体的に言いますと、そこの事務局体制についての準備、これもある程度の目算を立ててやつてきてはおりまですが、これを具体的にさらにしつかり整えて、また大臣の任命は、これはまさに総理の専権事項でございますが、これについても、同時に担当大臣が置けるように準備をしているところでござります。

でき得るならば、内閣法の改正についても、先ほど午前中もございました、特に副大臣、現地対策本部長について御理解をされると同時にいただければありがたいということをお願い申し上げます。

○井上(信)委員 ゼビ本当に早くやつていただきたいんですね。できる限り早くというのには、これは当たり前のことですから、先ほど申し上げたように、例えば会期内に成立、二十二日までに成立了の場合、今月中には本部立ち上げあるいは担当大臣を任命してもらわないと、これはまたずるずるおくれると思いますけれども、今月中というのはいかがですかね。

○枝野国務大臣 まさに、これを成立させていただけば、ほんとに近い形で公布をさせていたただことにならうかというふうに思つておりますし、最終的に政令等の事務手続きの確認をいたしておりませんが、そこから何日も置いてとということは、これは被災地の皆さんとの関係からも許されることではないというふうに思つております。でも、お約束できるかどうかは別としでも、今お話しになられましたような期間ということについては、当然もつと早くということで想定をして準備の作業を、各党の合意もいただきましたので、加速させてまいります。

○井上(信)委員 どうもありがとうございます。

貴重な答弁をいただいたと思っております。成立後、即日あるいは数日後には、きちんと法律に基づいて本部を立ち上げ、そして担当大臣を任命していただくということですから、ぜひその言葉どおりよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、復興庁ですね。私どもは、復興対策本部と復興庁というのをいわば二段階的にやるのではなくて、最初から復興再生院を設置かかり、修正案の中ではいわばこういう二段階になりました。

そうすると、二段階目の大事な復興庁ですけれども、修正案の二十四条五項によりますと、「できるだけ早期に設置する」「可能な限り早い時期に法制度上の措置を講ずる」ということになつております。ただ、これは、読み方によりますと、もともとの閣法では、一年以内に復興庁を検討すると附則で書かれておりましたよね。ですから、期限を切らなくなつた、下手したら後退じやないか、そんな心配もあります。

具体的には復興庁の設置はいつごろを考えておられるのか、そして決して後退ではないんだといふことを民主党の提案者の方から答弁をお願いします。

○後藤(祐)委員 お答え申し上げます。

復興庁設置法案の取りまとめの時期というのは、復興庁に移る事務がどの程度になるかということにもよるわけですが、政府におかれましては、遅くとも年内には復興庁の業務の全体像について成案をまとめていただいて、これがを速やかに設置法案としてこの国会に提出いたしました。

○山口(壯)委員 今、井上議員がお尋ねになられたことは、我々の中でも相当議論をしました。その中で、やはりできるだけ早くという気持ちは一緒だったものですから、そういう意味では、みんな役所のこともよく知っている人間も集まつてやつたわけですから、全体の役所の予算のことと、そこからどうやって切り分けるか、それを考えると、どうしてもやはり十一月初めの予算編成というものと合わせて成案ということが非常に現実的で、そこはきつちりできるかなというふうに思つたので、そこをイメージさせてもらつたような次第です。

他方、今言われたように、一刻も早くというこ

とですから、それは一段階目の復興対策本部を早

く立ち上げて、そして今の省庁の中でもやつてきますけれども、すぐ準備室をつくりますから、その準備室のスタッフの人はもう四六時中復興のことを考えて、そしてその流れを早くつくつてくということとして、私たち受けとめたような

結果です。

○井上(信)委員 本当に一日も早くと思っていま

す。

やはりお話を伺つてると、予算の執行に関

しても、来年度の当初予算のことを考えたスケ

ジュールですよね。そうじゃなくて、やはり二次

補止のことも考えてください。だから、それはぜ

ひ早くやつていただき。

そして、むしろ復興庁の設置というのは政府の

話でありますから、今の件について官房長官はど

んなスケジュールをお考えですか。

○枝野国務大臣 与野党間で一日も早くというこ

とにについて一致をしていただきたいこういう規定になつてます。

○黄川田委員長 提出者山口壯君。きつちりと答

弁をお願いします。

○山口(壯)委員 今、井上議員がお尋ねになられ

たことは、我々の中でも相当議論をしました。

その中で、やはりできるだけ早くという気持ちは一

回りどうしても所掌事務、予算、組織などの具

体的な作業というものは一定の時間はかかるだ

ろうというふうに思つております。

率直に申し上げて、当初、復興庁的なものを政

府案でも検討したことがございます。そして、そ

のためにどれくらい時間がかかるかということに

ついては、いろいろと政府内においても事務ペー

スで検討させてています。

過去の例を見ると、つまり、新しい序をつくる

に当たつてということの過去の例を見ると、例え

ば、沖縄復帰のときの沖縄開発庁とか、いろいろ

なものを見ても年単位なんですが、そういう次元

の話ではないということの中、どうすればこれ

を最大限短期間でできるのかということについ

ては、この間、国会での御議論も見ながら、事務

は、この間、国会での御議論も見ながら、事務

そうしたことの中では、現時点では、年内に成案を得て速やかに設置法案を国会に提出するべく最大限努力するということが今お約束をできるところであります。さらにこれを加速できないかどうかと、ということについては最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

○井上(信)委員 ゼひよろしくお願ひしたいと思います。それから、復興庁の地方支分部局について伺いたいと思います。

今回のこの修正案ですと、復興庁に連なる組織といふものは規定上、具体的に何も書かれていないんですね。二十四条四項で、「復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれる」、ここに出ていているんだと思うんですが、そうすると、地方支分部局を置くのか、あるいは復興構想会議も、これは本部と一緒に廃止されるでしょうか、そうなると、審議会的なものも復興庁に置くのかどうか。その辺のところを、この法文上だけではわかりませんが、民主党の提案者の方はどうのようにお考えですか。

○後藤(祐)委員 お答え申上げます。御指摘のとおり、まず復興本部ができるわけですね。そこで現地対策本部が置かれます。これが、復興庁ができたときにその機能を引き継ぐという意味では、この復興庁に、当然ながら、名前はともかくとして、何らかの地方支分部局的なものが引き継がれる形で置かれるというは、委員御指摘のとおりでございます。

審議機関につきましても、これは機能を引き継ぐということでございますので、復興構想会議が当面は本部のとてに置かれることになりますけれども、それは復興庁のとて、名前がどうなるかはともかく、何らかの審議機関が置かれるということは当然のことだと考えております。

○井上(信)委員 復興庁に関しては、具体的な施策の執行権限も与えることになっていますよね。そうしたら、その復興庁に置かれる地方支分部局にも施策の実施権限を与えるという理解でいいで

すか。

○後藤(祐)委員 おつしやるとおりでござります。

復興庁に何らかの実施権限が置かれるわけでござりますが、そして地方支分部局も置かれるわけでございますから、この復興庁に担わされた実施権限に応じて、地方支分部局も何らかの実施権限を持つというふうに考えております。

私は先週の質疑の中でも大分こだわって質問させていただきました。やはりそれは被災地の地域の方々が、執行権限も含めてちゃんとワントップの組織を置いてほしい、そういう意見が非常に強かつたからです。しかし、残念ながら、先週の質疑の中では、官房長官の答弁としては二重行政になる危険があるとか、あるいは、そうはいつてもなかなか権限の調整が難しい、いろいろそつといったことを言っておられました。

○枝野国務大臣 今、後藤委員がお話しになられましたとおり、復興庁に実施権限があれば、その地方部局としての現地に置かれるところにも本庁と同じ権限のある部分が分掌されるということは当然だというふうに思っております。

もちろん、その実施の範囲については、二重行政等で官が肥大化することのないようには、我々政府としても、その上で、ワントップという今回合意をいただいた御期待にこたえられることをしつかりやつしていくための努力をしてまいりたいと思います。この法案には盛り込まれておりますけれども、この創設の問題は今後の検討課題、こういうふうに私どもは認識をしております。

そういう観点から、先ほど申し上げたことは、復興債の問題等々については法案の中に明記をされているわけでありますから、私どもとしては引き続き特別会計を設置すべき、こういう主張を展開していくべき、こういうふうに思っております。

○井上(信)委員 私もそう思います。やはり透明化という観点、それから、今、国民のあるいは被災者の方々の思いとしては、とにかくこの震災復興に関しては、私たち国民は少し我慢しても、あるいは負担をしても、それでも仕方ない、しっかり復興をなし遂げてもらいたい、そういう思いがあると思います。しかし、もしもそれが、透明化がなされずに、不透明な段階で無駄な支出がなされたりとか、あるいはほかの項目のことと財源が使われてしまったりとか、そういうことになつたら困るというのは、それは共通の思いだと思います。それと、特別会計の話。先ほど質問もありました。この特別会計の話が与野党協議の中でも最後まで課題として残ったというふうに伺つております。当然のことながら、自民党、公明党案にはこの特別会計の話が書いてあるわけですから、自民党としては強くこの特別会計をきちんと入れるべきだということを主張されたと思いますけれども、自民党の提案者の方、その点についてお聞かせください。

○加藤(勝)委員 井上委員にお答えいたします。私どもの当初の案におきまして、東日本大震災からの復興に当たっては、資金の確保の規定を設けておりまして、復興債という特別の公債の発行を予定していること、また、国民一人一人が復興の扱い手であることということから、歳入及び歳出について国民にわかりやすく示す必要がある、こういうふうに考えまして、一般会計ではなく、いわば特別会計において経理することが適当である、こういうふうに考えたところでございます。その後、それぞれの協議の中で結論を得ることには至つていないということをございまして、今まで課題として残つたというところでは、この創設の問題は今後の検討課題、こういうふうに私どもは認識をしております。

○山口(壯)委員 この件は、たしか一番最後まで議論になつて、特に自民党の方から相当強く言われました。私たち、特に民主党として、ここは基本哲学にかかるものですから、やはり特別会計をなくしていく、あるいは少なくとも新しい特別会計はつくらないようにしようというところでありますから、特別会計をつくらなくていいということの論拠は、正直言つてよくわかりません。その点について、民主党の提案者の方、御答弁をお願いします。

○井上(信)委員 この件は、たしか一番最後まで議論になつて、特に自民党の方から相当強く言われました。私たち、特に民主党として、ここは基本哲学にかかるものですから、やはり特別会計をつくらなくて、申しわけない、ほかのことはほとんど知恵を取り入れさせていただいたんですけれども、この部分だけは合意に至りませんでした。あと、我々の感覚的には、むしろ特別会計があるからちょっといろいろわからなくなつたこともありますから、申しねんじやないかという気もしますし、一番大事なのは入りと出をきちっと管理するということだと思いますから、復興庁ができれば、その復興庁が担当するいろいろな項目についてきちんと予算が示されますし、そういう意味では、我々、条文上は八条の二項で、「復興債については、その他公債と区分」という、公債の部分としか書いていませんけれども、復興庁ができることによって予算がきちんと明らかになる、そして、公債の償還に関しても、ほかの公債と区分してやつていいくことで、私たちはきちんとできると。

特別会計ができなければ復興の仕事ができないというわけではもちろんないし、私たちの基本哲学にかかるものですから、もう少し時間をかけて議論させていただきたいなと思って、検討課題ということで合意をさせていただいたような次第です。

○井上(信)委員 わかりました。引き続きぜひ御検討をいただきたいというふうに思つております。それで、被災地の市町村なんかは大変今お忙しい状態で、職員が足りないというところで、いや、とてもじゃないけれども復興庁に人を出す余裕はないというところもあると思うんですね。

それと、私は、震災復興を行つて当たつてやはり大事なことの大好きな一つは、被災者の方々の声をしっかりと聞くということ、そして、被災地の力というものを最大限活用させていただくということだとだと思つうんですね。ですから、我々自民党的な案の中では、例えば復興再生院のスタッフの中に、被災した県や市町村の職員、そういう方々を登用させてもらおう、あるいは、復興再生院の中に調査審議をするために復興再生委員会を置く、ここには被災した県や市町村の長などにも入つていただこう、こういった規定を設けました。

残念ながら、今回の修正案にはこういった規定は設けられておりません。これは、復興庁に連なる組織について、先ほど申し上げたように、法文上余り細かく書いていないからだと思つうですね。恐らく、被災地の声を聞く、被災地の力を最大限活用させていただく思いは一緒だと思つうですね。ですから、そのためには我々自民党案にあら、特に被災地の自治体からお越しただいてはどうかということです。

○後藤(祐)委員 お答え申し上げます。
復興庁あるいはその地方支分部局に自治体がおられます。そこで、被災地の自治体がどうぞいあります。
その上で、被災地の自治体から復興庁で働いていたかどうかは、その被災地の自治体がどうお考えになられるかということが大事だと思つて

おります。ぜひ出したいところがあれば、それは引き受けたらいとと思うんですね。ただ一歩で、被災地の市町村なんかは大変今お忙しい状態で、職員が足りないというところで、いや、とてもじゃないけれども復興庁に人を出す余裕はないというところもあると思うんですね。

○井上(信)委員 はまさに被災地の自治体の意向をしっかりと出したいということであら、から見ていって、ぜひ出したいといふことであります。それで、人を出すということを強制的に國の方からお願ひする話ではないということで、これまでもじやないけれども復興庁に人を出す余裕はないというふうに考えております。

○井上(信)委員 我々も、強制的に出せといったような自民党案ではありません。ですから、そこは思いは一緒だと思います。

あと、後者の点について、再生委員会的なものをつくつて、そして被災地の方々をメンバーとして入れ込むおつもりがあるかどうか、お答えください。

○後藤(祐)委員 お答え申し上げます。

諮問機関については、とりあえず本部が立ち上がりた段階では復興構想会議で、今、後藤議員からお話をあつたような形で御意見を承りながら、これはもう日本全体としての有識者を集めるという中で御議論いただいておりますが、今後さらに具体論、各論についての、特に復興庁の事務の実施に当たつては、よりきめ細かく地元の皆さんとの声をお伺いする必要はあるだろうというふうに思つておりますので、復興構想会議の御答申をいただいた後、どういった形でそういったきめ細かくお声を聞いていくかということについては、与野党の合意の趣旨も踏まえ、今御指摘も踏まえて、積極的にどちらへ向けてお答えしております。

○井上(信)委員 ありがとうございました。

大体、十分納得できる、いい答弁をいたいたいと思っております。

ただ一点だけ、復興庁の設置については、来年度というようなことはなく、やはりこれはで

きれば一、三ヶ月、遅くとも年内には本当に具体的に設置して動けるよう、検討はされるとなつしゃつてているわけですから、これだけぜひお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○黄川田(祝)委員長 次に、石田祝穂君。

発災から九十一日目でこの日を迎えることができました。政府の案、また自由民主党の案、また私たち公明党も基本的な考え方をお示しして、そして最終的にきょう三党で提案をする、こういう

いうところであれば、それは、そういうことを配慮して、新しい委員に入つていただくということは当然あり得ることだと考えております。

○井上(信)委員 この点について、これもむしろ政府の話だと思いますので、官房長官の方からも答弁をお願いします。

○枝野国務大臣 地方の事務所に地方自治体の方をとすることでは、後藤議員と全く一緒にござります。

それから、地方の声を諮問機関的にお伺いする

ということについても、まずは今復興構想会議で、今、後藤議員からお話をあつたような形で御意見を承りながら、これはもう日本全体としての有識者を集めることの中で御議論いただいておりますが、今後さらに具体論、各論についての、特に復興庁の事務の実施に当たつては、よりきめ細かく地元の皆さんとの声をお伺いする必要はあるだろうというふうに思つておりますので、復興構想会議の御答申をいただいた後、どういった形でそ

ういったきめ細かくお声を聞いていくかということについては、与野党の合意の趣旨も踏まえ、今

御指摘も踏まえて、積極的にどちらへ向けてお

思つております。

○井上(信)委員 ありがとうございました。

大体、十分納得できる、いい答弁をいたいたい

と思っております。

ただ一点だけ、復興庁の設置については、来年

度というようなことはなく、やはりこれはで

きれば一、三ヶ月、遅くとも年内には本当に具体的に設置して動けるよう、検討はされるとなつしゃつてしているわけですから、これだけぜひお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○黄川田(祝)委員長 次に、石田祝穂君。

発災から九十一日目でこの日を迎えることができました。政府の案、また自由民主党の案、また私たち公明党も基本的な考え方をお示しして、そして最終的にきょう三党で提案をする、こういう

形になつたわけでございます。

それで、私は発議者でもありますので提案者には質問ができませんので、これから政府にいろいろお伺いをいたしたいというふうに思つております。

○井上(信)委員 はお伺いをいたしたいと、政府の話だと思いますので、官房長官の方からも答弁をお願いします。

○枝野国務大臣 復興庁も取り下げ、自由民主党の案も取り下げ、新しい案になつております。です

から、まず立法者の意思と、政府の意見と、立場を尊重していただきたい、私はそういう観点から何点かお伺いをいたしたいと、いうふうに思います。

まず、我々も復興庁ということを当初から申し上げております。復興庁につきましてはどういう位置づけになるのか。私たちは普通

の役所と同じように国務大臣が横並びで長になる

よ、うな組織ではなくて、内閣総理大臣が責任をま

ず持つ、内閣に直結をさせて、そして総理が主任大臣として、その命を受けてやるよ、うな組織を

考へておりました。そういうことが明確に法案に

は書かれておりませんので、ぜひこの点、官房長官から、立法者の意思としてのお酌み取りをいた

だいての御発言をお願いしたいと思います。

○枝野国務大臣 復興庁は、内閣に置かれる機関

として、内閣の事務たる企画立案、総合調整と実施事務、いわゆる分担管理事務をあわせ行う組織

であり、その組織上の位置づけは内閣府と同様のものとなるのではないかと考えております。

したがつて、法案成立後、政府として復興庁の具体的な検討を行つ際には、そのトップマネジメントについて、内閣府の場合を参考に、内閣総理大臣及び復興庁の事務を統括する大臣により構成されれるよう、所要の規定を整備する必要があると考えております。

○石田(祝)委員 それで、もう一度、復興庁の所掌事務の確認でありますけれども、今般修正され

て、我々が提出した案の二十四条第三項、主体的かつ一体的に所掌事務を行う、こういうふうにいたしておりますけれども、この点について官房長官の御発言をお願いします。

○枝野国務大臣 復興庁は、既存省庁の枠を超えて

て実質的な決定機能を發揮し、地方公共団体のニーズにワンストップで対応できるようにする趣旨であるというふうに理解をいたしております。

具体的な制度づくりは、まさに立法者の皆さん的意思を踏まえ、検討していくことになります。現時点でのイメージとして申し上げれば、例えば、主体的に行うべき施策とは、新たな復興特区のような制度、一体的に行うべき施策とは、特定地域に係る各種の補助事業の一体的処理などが想定されているものと承知をいたしております。

○石田(祝)委員 さらに確認をさせていただきたいと思いますが、復興庁の設置時期については、正直、随分議論がありました。当初の政府案では、復興庁の設置について一年以内に検討すると。これを、一年以内がとれて、そのかわり、設置をする、こういう形になりました。そして、先ほどの予算との絡みというのは遅いじゃないか、こういうお話をありました。我々も、いつの時期というふうに、明確に何月何日ということは特定できなければ、一日も早く、こういう思いは共有をいたしております。

年内に成案を得てという発議者からのお話もありましたけれども、官房長官、年内といえば十二月三十一日まで、今でも年内でありますから、これをいつにするか、これはひとつ政府の今回の復興に対する取り組みの姿勢にも私は関係をしてくるのではないかと。ですから、年内だから十二月でいいやということではなくて、どこまで年内の早い時期ということで官房長官がかたく決意をされているのか、その点をお聞きいたしたいと思います。

○枝野国務大臣 今回の各党の合意の趣旨を踏まえて、できるだけ早くしたいと私も思っております。ただ、これは本当にいわゆる事務作業的なことがございまして、政治の意思としては最大限努力をして早くということをいたします。その上で、事務的な今の見通しを考えると、年内に成案を得

てというのが今御答弁できるところでございますが、これについては、ぜひ各党からもお恵等が具体的な制度づくりは、まさに立法者の皆さん的意思を踏まえ、検討していくことになります。

○石田(祝)委員 さらに確認をさせていただきました。さればいただきたいというふうに思つております。されば、私は自身もさらにそれを早くできないかどうかというふうに思つております。

○石田(祝)委員 この問題については最後になりますけれども、今回の修正の協議の中で、我が党として復興特区ということを提案いたしました。これは、後藤祐一委員からも公明党の提案でとうことをおっしゃつていただきました。

この復興特区について、いろいろな考え方があるかもしれませんけれども、こうかと思ひます。条例による法律への上書きと

かいろいろな考え方があるかもしれませんけれども、少なくとも被災地域の特殊性、これは、オール県

要望が出てくるだろと私は思います。これを復興庁で受け付けるということも考えておりますので、そういう点を含めて、復興特区についての官房長官のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○枝野国務大臣 復興特区につきましては、今御指摘もございましたとおり、今回の被災地域が大変広範にわたっておりまして、もとよりの地域の事情もそれぞれ違つていて、それぞれ地区ごとに受けた被害の状況も大きく異なっている。当然それぞの地域の皆さんからの御要望も多岐にわたりたっているという状況の中にございまして、ぜひ特区という仕組みをうまく活用してということは

政府内でもこの間考えていたところをございます。が、御党から具体的に御提案をいたいたことに基づいて、今回、法案の中に明記をいたいたいと思います。

○石田(祝)委員 いうことは大変感謝をいたしております。

○枝野国務大臣 これまで、できるだけ早くしたいと私も思つております。ただ、これは本当にいわゆる事務作業的なことがございまして、政治の意思としては最大限努力をして早くということをいたします。その上で、事務的な今の見通しを考えると、年内に成案を得

についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、二点あわせてお伺いいたしますが、一つは、平成七年の阪神・淡路大震災、そのときには体作業に従事した人がいわゆる中皮腫を発症し

た、それが労災に認定された。今まで発症まで通常三十年から四十年というふうに言われておりましたけれども、十六年なんですね、今の時点でも。ですから、これは明確に関係があると国が認めたわけですが、この労災認定の事案について簡単に御説明いただきたいということと、それから、今回の被災地における瓦れき処理、解体作業に従事した人がいわゆる中皮腫を発症されたことにより労災認定された事例は

りと対策がとられているかどうか。二点、それぞれお伺いをいたしたいと思います。

○小林大臣政務官 阪神・淡路大震災の後の被災地においてのアスベストを含む建物解体工事等の復興作業に従事したことのある労働者の方が中皮腫を発症されたことにより労災認定された事例はござります。

労災認定された方の年齢については、個人に関する情報であるため、詳細なお答えは差し控えさせていただきますけれども、三十歳代の方、このようなことでござります。

したがつて、今先生がおっしゃったように、三十年から四十年かかつてそういう症状が出ると言われますけれども、この方の経歴では、阪神・淡路の復興のときに作業をやつた、そういうことが特定できる、こういうことから労災の認定になつたということでござります。

そして、今回の復旧復興工事において、対策ですけれども、アスベスト暴露の防止対策を徹底していく、このことが何よりも大事だと思っております。このために、労働者に防じんマスクを着用させるように、リフレットの配付あるいは安全講習会の実施など、また安全パトロールなどもより指導していきたいと思います。

○石田(祝)委員 被災者生活再建支援法についてちょっとお伺いいたします。

これを踏まえて、さらに具体的な制度設計、しかも、できるだけ柔軟かつ地域の御要望がそれぞれ反映できるような仕組みづくりを加速してまいりたいと思っております。

○石田(祝)委員 そのほかの問題でお伺いをいたしたいと思いますが、私は、被災地における瓦れきの処理、解体作業時のアスベスト、石綿の対策

九万枚を労働基準監督署等で配付してきたところでございます。さらに、追加の防じんマスク十万枚の提供を受け、今後も、パトロール等を通じて配付や指導を行うことによりその徹底を図つてまいりたい、このように考えております。

さらに、環境省と連携して、専門家による会議、これは東日本大震災アスベスト対策合同会議、既に第一回を五月十一日、第二回を五月三十日に開催しておりますけれども、そこで被災地におけるアスベスト暴露防止対策の有効性について検証を行つて、アスベストによる健康障害防止対策に万全を期すように取り組んでまいります。

○松本(龍)国務大臣 環境省としましても、四月に実施したアスベスト大気濃度の予備調査の結果では、瓦れき集積場では通常の一般大気環境とはば変わらなかつたという報告を受けております。一方で、阪神・淡路大震災におけるモニタリング調査の結果では、今御指摘のとおり、建築物の解体現場において高い数値が出たところもあつたと承知をしております。

こうしたことから、今回の東日本大震災において重視すべきことは建築物の解体現場であると認識をしており、六月から実施をしております第一次モニタリング調査においても、倒壊、半壊または一部損壊している建築物等に重点を置いて実施をしているところであります。

環境省としては、こうした取り組みを通じて、より効果的なアスベスト飛散、暴露防止対策をこれからも推進してまいりたいと思います。

これは宮城県で御相談をいたいた件であります。が、お家が全壊してしまつた、しかし、その方は会社の転勤でそこには住んでいなかつた、しかし、将来、退職した後はその家に戻る予定である。こういう方が、たまたま、会社の命令という

んですか、転勤で行かれて家を留守にしている、住所は当然その転勤地に持つておつた。そ

れで、この生活再建支援法の基礎支援金、加算金等が何ら受けられない、こういう御相談があります。

これは、そこに住んでいないということはそのとおりなのですが、家という生活の拠点を、将来はそこに住むという大前提で人にも貸しておらない、こういう方が、残念ながら、今の考え方では救われない、こういう問題がある。

もう一つ、宮城県なんかは大学がたくさんありますから、学生アパートがありますけれども、いわゆる一DKぐらいの学生さんがいっぱい入っているところがある。これは、学生がそこに住所を移しておつたら、今回、基礎支援金が出るわけですね、一人世帯ですから四分の三になりますけれども。しかし、大家さんにとっては、学生によかれて思つて家賃も安くしている人もいたでしょ。

しかし、被災を受けた学生にはお金が出るんだけれども、大家さんは一円も出ない、こいついう問題がありまして、これは今の法律の枠の中でどうこうといふことが現実にできるかということがあります。再建支援法を見直すという観点からは、こういう問題もあるということで、少し大臣の問題意識をお伺いいたしたいと思います。

○松本(龍)国務大臣 御指摘の点、しっかりと承りたいと思います。

被災者生活再建支援制度は、いわゆる居住をしている住宅が全壊あるいは半壊などということでお判断をされているというふうに思います。御指摘の事例がどのような事例かは詳細は知りませんけれども、いわゆる被災地内の住宅が被害を受けたとしても、当該住宅を生活の本拠としていたと認められないことから支援金の対象とななつております。

私も同じように仙台の男性から四月の初めに電

話がかかつてまいりまして、何とかならないんです。

と。納得をされたんですが、私はいいですけれども、これからそういう方がおられると思うので考えておいてくださいという話であります。

先ほどのアパートの話でありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、借り主には居住という形で支援金が出来ますけれども、貸している方は、事業用資産でありますから、そういう意味では支援制度の支給対象となることは今のところ困難であります。

いずれにしましても、今回の事例さまざまありますから、いろいろな事例をこれから見ていく中で検討していくこともたくさんあるだらうと思いま

ります。

○黄川田委員長 次に、齊藤鉄夫君。

○齊藤(鉄)委員 公明党の齊藤鉄夫です。

まず初めに、官房長官に所感を伺いたいと思いま

ります。

○石田(祝)委員 ありがとうございました。終わ

ります。

○黄川田委員長 次に、齊藤鉄夫君。

○齊藤(鉄)委員 公明党の齊藤鉄夫です。

まず初めに、官房長官に所感を伺いたいと思いま

ります。

今回の起草案には、公明党が主張しておりますま

す。

点からは、こういう問題もあるということです。大臣の問題意識をお伺いいたしました。

また、人間の復興という言葉、その考え方。考

え方についてはもともと共有をさせていただいたつもりでおりますけれども、この復興の目標はいかなければならないというふうに思つておられます。これに対して、国としても、放医研など研究機関を通じた専門的な御協力や財政面での支援を行う予定でございます。

具体的な調査方法は現在検討中ということで、福島県や地元市町村と十分に御相談をしてまいります。かたボーリーではないかというふうに私は感じております。本当にありがとうございます。

○齊藤(鉄)委員 その中にも、子供への配慮とい

うことも今回特記をされました。

そこで、私は、子供の被曝という問題につきま

して質問をさせていただきたいと思います。

先日、福島県へ参りました、お母さん方、お父

さん方、学校の先生、また学校の現場へも行ってまいりました。特に、お母様方は大変大きな不安を感じておられます。うちの子供はどれだけ被曝

を感じておられます。うちの子供はどれだけ被曝

しているんだろうかと。確かに今、文科省の御努

力で、代表的な生活をする学校の先生が学校にい

る時間帯だけの被曝線量をはかる積算線量計を

持つてそれを測定し、公表されているというこ

とは承知しておりますが、やはり、学校だけではあ

りません、公園や自宅や遊び場、二十四時間通し

施をする県民健康調査の一環として行われる予定でございます。その中において、特にお子さんの

被曝については、いろいろな意味でしっかりと対応していかなければならぬというふうに思つておられます。これに対して、国としても、放医研など研究機関を通じた専門的な御協力や財政面での支援を行います。

具体的な調査方法は現在検討中ということで、福島県や地元市町村と十分に御相談をしてまいります。かたボーリーではないかというふうに私は感じております。本当にありがとうございます。

○齊藤(鉄)委員 フィルムバッジというものは、本当に簡単なものを体につけておくだけで積算線量

が正確にはかれます。ぜひ検討をお願いしたい

と思います。

○齊藤(鉄)委員 フィルムバッジというものは、本

の除去作業等が行われております。私も見てまい

りました。しかしながら、通学路、それから遊び

場であるところの公園、空き地、そういうところ

では線量の高いホットスポットもございます。

私は、国が責任を持つて、通学路やそういう子

供が立ち入る可能性のある場所の総点検をして、

線量が高いところについては除染作業を行つてい

く、そういうことでできるだけ子供の被曝を低減

化させていく、そのことが重要ではないかと思ひますけれども、このことについて、官房長官、ぜひ

ひ考えていただきたいと思います。

○枝野国務大臣 本当に、特にお子さんの被曝に

ついては、親御さんを始めとして御心配が大変多

いというふうに思つておりますので、モニタリングをさらに強化して、線量の把握をさらに急いで

まいりたいというふうに思つております。

現在、文部科学省において、放射線量等分布マッ

プの作成に向けた空間線量率の測定と土壤調査に着手をしておりまして、福島県内の市街地を中心

きる見込みでございます。できるだけきめ細かい形で、いわゆるホットスポット等があれば見つけられるようにということについては、文部科学省を通じて、今持っている機能を最大限生かして努力をしてもらっているところでございます。

さらに、万が一そういういたホットスポットのようなところが見つかたりとかした場合においては、もちろん今、関係府省の連携協力のもとで校庭、園庭の土壤に関する線量低減策を、これは自治体を支援する形で後押しをしておりますが、さらにもそれ以外のところについてももしホットスポット等が見つかった場合には、土壤等の除染、改良の手法について同時並行的に研究、検討をしておりますが、さらにそれを具体的に実施するに当たって、国としての対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

○齊藤(鉄)委員 特に、側溝等に雨が降つて流れ

て集積をしている。側溝ですから、そのそばを通学で子供たちが通つていくというようなことも十分考えられます。早く手を打つていただきたいと思います。

それから、本当にいろいろなお話を聞いてきたんですが、例えば、あるお母さんは、お父さんをとるか子供をとるか、悩みに悩んで、結局子供をとつて、お父さんは一人で福島県内で働く、自分はどこか遠くへ行く、そういう決断をしたという話も聞きました。やはり、どれだけ被曝しているかわからないから、また被曝の低減の努力が見えないからそういう御不安を持たれるわけで、ここはぜひ手を打つていただきたいと思います。

それから、高木文部科学大臣にお聞きしたいと思いますが、できるだけ被曝量を低減化するという意味で、例えば夏休みに林間学校とか、また農漁村子供体験事業等もございました、そういうこともあるわけでござりますけれども、そのようなお考へはありませんでしようか。

○高木國務大臣 齊藤委員にお答えをいたしま

す。

御指摘のとおり、夏休み、本当に、伸び伸び遊んで勉強して、頑張つていただく重要な機会でございます。ただ、発電所の状況がああいうことではござりますが、今御指摘の林間学校あるいは農山

漁村での体験活動、これは、自然や、そしてまた

実際の仕事など、みずからが体験しながら取り組むということは、非常に学習効果も高いものでございます。また、みんなと一緒に合宿をしてども語り合うということも、子供たちにとって非常に有意義でございます。

したがいまして、貴重な提案として、もう既に

ござります。

○齊藤(鉄)委員 ゼヒ前回きに検討していただい

て、希望するお子さんはすべてそういう形で夏休みに学習ができるという形にしていただきたいと思ひます。

それから、経産大臣にお伺いします。

警戒区域の方からお話を伺いました。その方が

大変いい、円滑かつ迅速に何回もできるようになら、まさに切実な悩みとして、一時帰宅、これはスの大幅増便をしてほしいという具体的な希望がありました。そして、そのときに仮設住宅に入居するといわゆる食料の供給がなくなる。避難していると食料は心配ないんだけれども、仮設住宅に入居すると、家の中にはたくさんのお米がある。

そこで、そこを何とか認めてほしいという声も聞きました。

○高木國務大臣 まず、齊藤委員を初めとした

公明党の皆さん方が現地を細かく回つておられる

ということ、私も現地の対策本部からそういう報

告を受けております。そして、今御指摘のあります点につきましても、現地からそういう声があ

るということを聞いております。

当初この一時立ち入りは、バスが十台でスター

トいたします。今二十五台になつております。

そして、二十五台でまだ足りないという声もあり

ます。それから、なるべく早くまず第一次の立ち

入りをして、そして二度、三度とやっていただき

たいということでございますが、第二次の立ち入

りが少しあれるかなと思ひますが、そういうこ

とのないように、できるだけバスの台数は多くし

たいと思つております。

それから、家へ立ち入りまして、食料品が冷蔵庫にある、あるいはお米があるということでござ

りますが、ただこれは、大変残念なことであります

が、それを食べたときの体内被曝というものを

考えますと、やはりこの食料品の持ち出しと申しますが、そこからはなかなか難しいというの

が現在のところであります。

○齊藤(鉄)委員 プレミアムつき商品券といいうもの

の詳細はよく存じませんが、今伺つた範囲内

でござりますが、地方財政法の二十八条の一とは関係がないことだと思います。抵触することはないと思いま

す。

○齊藤(鉄)委員 そのように考えて被災県を応援

したいと思っている地方自治体のそういうアイデ

アに対し、総務省としてもぜひ応援をしていた

だきたい、このように思います。

次に、国土交通大臣に二つお伺いいたします。

まず、福島市の下水処理場に行つてしまいまし

た。最終的なスラッジに非常にたくさんの中濃度汚染汚泥、見てまいりましたけれども、いわゆる

合流式で雨水が入るところはいたし方ないという

ふうに思います。雨水が入らないところの汚泥は

ほとんど汚染がない、しかし、雨水が入るところ

はかなり、ある意味で広い地域から集められて濃

縮をしたもののが集まつてゐるということでござい

ます。

この高濃度汚染汚泥についての処理方法を、国として基準をつくり対処すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○大島國務大臣 齋藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま御指摘をいただきましたように、下水処理の最終的な処理場において汚染汚泥が集まりまして、その処理をどうするか、こういうことで、特に福島県において一番最初 私どもは、その処理の仕方について知事から、早急にその対策といいますか基準を示せ、このような御指摘を賜りました。

そういうことで、五月の十二日に、福島県に対しては、原子力の災害対策本部そして原子力安全委員会等で一つの検討をしていただきまして、その基準をもとに「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」、こういうことでまとめて、御報告を申し上げたところであります。他のところでも同じような事例もあると聞いておりまして、この下水汚泥処理に関する基本的な考え方というのを、近々、基本的な考え方を系列的にまとめまして、それをお示ししたいと考えております。

いずれにしても、これは毎日毎日のことでありますから、早急に基準を明らかにしてほしいといふことでありますから、改めて、本日御指摘をいたしましたので、近々取りまとめて御報告を申し上げるようになります。

○齊藤(鉄)委員

その処理場周辺の方も大変心配をされておりましたので、ぜひお願いをいたしました。

今いろいろな自治体で東北地方のツアーリーに補助金を出すというようなことも計画されておりますが、それにあわせて、ぜひ東北地方の高速道路について、いわゆる被災者やバス、トラックだけではなく、この被災者やバス、トラックについては六

月二十日から対処されるというのは我々も報告を受けておりますが、一般の車両、一般の方についても、東北に行こうという人を応援するために、高道路料金の無料化等を推し進めます。

○大島國務大臣 ただいまの御質問にお答えを申しあげます。

高速道路の無料開放についてでございますが、御指摘のようになら、中型車以上はといふことと、それから被災者と避難者の等々については無料開放することいたしました。

今御指摘の点については、以前から公明党の一つの提案として、各議員からも国土交通委員会でも御提起をいたしております。私どもとしては、全車種を対象に無料開放する案についても今検討中でありますから、ただ、これは予算が必要でありますから、第二次補正予算に盛り込む、こ

ういうことで、実現方、各方面と調整をしているところでございます。

○齊藤(鉄)委員

そういう意味でも、第二次補正予算を早期に組んで対処をすべきだ、このように申し上げまして、質問を終わります。

○黃川田委員長

次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員

日本共産党的高橋千鶴子です。

復興に当たっての私どもの立場については、午前前の部でも、また、これまでの委員会でも繰り返してまいりました。きょうは法案の提出会派の皆さんに、それぞれ立場に立つて質問をさせたいと思います。

では最後に、国土交通大臣、高速道路のことについてお尋ねします。

この「基本理念」、第二条には、「未曾有の災害により、多数の命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じます。

そこで、私は、このことについてお尋ねします。

例えば、公明党さんの案が、憲法二十五条を引

が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいます」という形で、私は、現状認識についてはやはり同じだと思います。

多くの命が失われて本当に大きな犠牲があつたということ、そして、まだ今でも不自由な避難車を出発するというわけでありますけれども、しかし、この文脈は、同じ第一条の一の中で、最後は「二十一世紀半ばにおける日本のるべき姿を目指して行われる」、このように、急に何か飛躍をするような気がいたします。その間がどうなつているのかということなんですね。

繰り返し指摘をしてきたことです。が、被災者一人一人が生活の基盤を取り戻すこと、これが第一歩だと思いますが、なぜ明記をされなかつたのでしょうか。

○山口(壯)委員 今、高橋議員のおっしゃられた二条一項のところでも、私たち、修正協議の中いろいろな恵みをいたいたわけですから、一つの知恵がこの部分です。

「一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようになることを旨として行われる復興のための施策の推進により、その後に、新たなる地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指す第一大願うし、その後にいろいろなことが続くと思いますので、この文章でもって読み込んでいただければともあります。

○高橋(千)委員 そうなんですね。この法案は、一つは枠組み法であり、そしてもう一つは理念法である、だからその理念が非常に大事なわけです。だから、読み込んでいたくではなくて、大事なことはちゃんと書いてもらいたいと思うんです。

そこで、将来的、どういうイメージのものにして見据えた復興を図る必要があるというのは、多くの皆さん方の共有しているところだというふうに理解をしております。

そこで、将来、どういうイメージのものにして見据えた復興を図る必要があるというのは、多くの皆さん方の共有しているところだというふうに理解をしております。

そこで、将来的、どういうイメージのものにして見据えた復興を図る必要があるというのは、多くの皆さん方の共有しているところだというふうに理解をしております。

そこで、将来的、どういうイメージのものにして見据えた復興を図る必要があるというのは、多くの皆さん方の共有しているところだというふうに理解をしております。

そこで、将来的、どういうイメージのものにして見据えた復興を図る必要があるというのは、多くの皆さん方の共有しているところだというふうに理解をしております。

そこで、将来的、どういうイメージのものにして見据えた復興を図る必要があるというのは、多くの皆さん方の共有しているところだというふうに理解をしております。

そこで、将来的、どういうイメージのものにして見据えた復興を図る必要があるというのは、多くの皆さん方の共有しているところだというふうに理解をしております。

そこで、将来的、どういうイメージのものにして見据えた復興を図る必要があるというのは、多くの皆さん方の共有しているところだというふうに理解をしております。

いて、「個人の尊厳を重んじ、幸福追求権、生存権その他の基本的人権を保障する日本国憲法の精神に基づき」と書いてございました。ところが、これはすっかり落ちてしまつたんですね。

私たち、今の被災地の現状、あるいは被災地の現状に至る前の今の政治の現状自体が、憲法二十五条そのものが今壊されているような現状にあります。されば、發災時から我々は言わせていただい

てきましたけれども、このことについて、国土交

通省としてどのような考え方であります。

○大島國務大臣 ただいまの御質問にお答えを申しあげます。

高速道路の無料開放についてでございますが、車以上はといふことと、それから被災者と避難者等々については無料開放することいたしました。

御指摘のようになら、中型車以上はといふことと、それから被災者と避難者等々については無料開放することいたしました。

のあるべき姿を示し、國民にも理解をいただき、それを共有していきたい、こういうふうに想定をしております。

御指摘の「あるべき姿」ということでありますけれども、この中には、私どもが震災の前から抱えていたさまざまな課題、あるいは今回の震災で明らかになつた課題、これらをどう解消していくかという中でその姿が見えてくるものというふうに思っております。

具体的な課題については、自民党提出の法案の中にもいろいろ書かせていただいておりますが、被災地の関係で申し上げれば、これらの災害に対してもどう対応するのか、エネルギー問題に対してもどうするのか、被災地域の農林水産業のあるべき姿をどう考えるのか、あるいは、少子高齢化、さらに過疎化が進んでいるこうした地域での地域社会をこれからどう構築していくべきなのか、そういうもののがこの中に具体的に含まれていくものと考えております。

○後藤(祐)委員 高橋委員にお答え申し上げます。

今、自民党からもお話をありましたけれども、二十一世紀半ばの日本のあるべき姿、これは人それぞれ、いろいろな御意見があると思うんです。高橋先生にも御意見があると思います。与野党協議の中でもさまざまな御議論がある中で、「基本理念」のたくさんの号の中にその理念がたくさん詰まっていると思うんです。

例えば、この第二条の第五号には、近年失われつつあるような地域社会のきずなを維持強化していくのではないか。これは、以前はあったものかもしれません、今少し失われていて、二十一世紀半ばでむしろ取り戻していくかなきやいけない。あるいは、女性、子供、障害者を含めた多様な国民の意見を反映した社会にしていこうではないか。これも今なかなか、それを目指してはおりませんが、きちんと実現できている状態にあるとしても言えないと思います。あるいは、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、あるいは

環境への負荷、地球温暖化問題、こういった人類の各項目の中で記述させていただいたわけですが、それらをすべて、いかに課題の解決を二十一世紀半ばに図つていかなければなりません。

与野党協議の中で議論をいただく中で、この二十二条の各項目の中で記述させていたいわけですが、それらをすべて、いかに課題を実現できるような復興を遂げていただきたいふうに思つております。

もちろん、その復興の前に一人一人の生活が大事だ、復旧の方が大事なんだというのは当然のことだと思います。

○高橋(千)委員 それでは、復興構想会議がまさにあるべき姿をいろいろな形で描いているわけであります。これが、では復興庁設置以後、どのような位置づけになるのかということです。

今なおお話があつたと思うんですけれども、あるべき姿ということでは、さまざまあるでしょうとうくくりだったのかなと思ってるわけです。

そうしている中で、もう既にけさの新聞には、復興財源として国債を発行する場合、基幹税の増税で償還をするということですとか、この間の参考人質疑の中でも問題になつていてTPPの問題などがあるわけですから、自由貿易体制の推進で日本経済を再生とか、そうしたまだ争点となつてゐる問題について素案という形で出されて

いるわけです。では、政府とあるのは国会との関係がどうなつていくのか。それから、この復興会議が財源についても一定の姿を示す、そこに従う

ことは官房長官伺います。

○枝野国務大臣 まず、復興構想会議がどうなるかというお尋ねでございますが、この法律を成立させていただければ復興構想会議は法律上の組織になるわけでございますが、さらに復興庁を設置

後には、法案の第二十四条四項の規定により、何らかの形でこの復興構想会議の機能、つまり、広く英知を集め、あるいは地元の皆さんのが声を集め、そのことによつてさまざまな考え方、方針等について御議論をいただく場というのが復興庁にも置かれることになるというふうに理解をいたしております。

なお、現在の復興構想会議での議論の内容についてでございますが、政府としては、特定の議題についての議論を要請するようなことはしておらず、今月末の提言取りまとめに向けて、幅広い観点から自由闊達な議論をお願いしているところでございます。

当然、大変いろいろな見識ある皆さんや知事の方々にお入りいただきたい議論でござりますので、その提言は重く受けとめなければならないと思っておりますが、それを踏まえて政府としての復興に向けた方針をお示しすることになるかと思いますし、国としてということでは、国会においてもさまざまな御議論がなされるものというふうに承知をしております。

○高橋(千)委員 財源の問題について、法案では、復興債のような形、それから「償還の道筋を明らかにする」ということが書き込まれていて思つておれども、これは基幹税という形で提案をされると、全く趣旨が違うと思つんですね。明らかにする」ということが書き込まれていて思つておれども、これは基幹税という形で提案をされると、全く趣旨が違うと思つんですね。

要するに、基幹税ですから、復興のためだけではないわけですね。そうすると、今、社会保障改革などということ、さまざまなことが議論をされて

いるわけです。逆に言うと、そのことが、つまり、復興のためだという口実で全般にかかる増税になつっていく、そういうことをここで議論するのがあさわしいか、これは大問題だと思うんですね。

これは、私たちももちろん認めるわけにはいかないわけです。また当然、仮に取りざたされて

いる消費税などということになると、被災地にも大きな負担になるということであり、さまざまな努力をするべきだという形で岩手や福島の知事などは反対をされております。

これは、私たちももちろん認めるわけにはいかないわけです。ただ、それは大問題だと思うんですね。

宮城県議会でも、リードにありますように、「登壇した五人中、沿岸部選出の四人が構想の一時棚

○枝野国務大臣 復興構想会議には自由な独立した御議論をお願いしておりますので、そこについて、こういうことを議論しろとかこういうことはするなということについては申し上げてきておりません。

ただ、財源等の問題については、もちろん、復興構想会議のこれからいただく御提起というのは、その中で、今御指摘いたきましたが、政府としては、一つは、社会保障と税の一体改革の議論をしておりますが、この話と今回の復興の話といふものが混同されてごちゃごちゃにならないようになります。これが、では復興庁設置以後、どのように位置づけるのかということは、十分に留意をしなければいけないというふうに思つております。これは全く別次元の話である。それから、復興の財源についても、まさに今回の自民、公明両党と民主党との間で合意をいただいた趣旨を踏まえて、復興のために特化をした財源について検討、議論をしていくことがあります。

○高橋(千)委員 今、大変重要な答弁だったかと思います。復興の議論をしていたと思ったら、日本全体にかかる、また将来にかかるような増税であつたということが決してないよう、重ねて確認をさせていただきたいと思います。

次に、公明党さんと官房長官に伺いたいと思うんですけども、各県あるいは各市町村段階でも復興計画やプランがそれつくれられているところあります。また、そのための策定委員会なども始まつてゐるところであります。中には、午前の部の資料の三枚目につけておいて、ちょっと手元にすぐないかもしませんけれども、例えば宮

城県、先日私はこの場で水産特区の問題を質問させていただければ復興構想会議は法律上の組織になるわけでございますが、さらに復興庁を設置

上げや撤回を迫った。」ということで、県議会でも知事の提案に反対の意見が非常に多く出たという様子が書かれているわけあります。

ですから、復興構想会議で知事が発言をしたからといって、それが県民の全体の意思であるというわけにはいかないわけあります。そういうことをまず踏まえていただきたい。

今回は、三条 四条という形で、国は基本方針をつくるということ、そして地方公共団体はその「基本方針を踏まえ」という書きぶりになつてゐるわけであります。この全体の方針が地元の方針を縛ることにならないかということに懸念をしているわけであります。やはり、基本的に市町村の計画を尊重し、そしてそのための必要な制度緩和あるいは財政措置を国がやっていく、そういうルールが望ましいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石田(祝)委員 お答え申し上げたいと思います。

今委員の、市町村の創意工夫、そういうものを尊重する、この意見には私も賛成でございます。

我々の提案で今回、第十条に復興特区といふのを設けることになりました。これをちょっと見ていただきますと、政府は、被災地域の地方公共団体の申し出により、区域を限つて復興特区をつくる。これはまさしく、その地域地域で、我が地域はこういう復興をしていくことなどを固めていただいて、そういうものを特区として申し出る。ですから、これは上から特区を押しつけるということではもちろんありませんので、こういう点でも配慮をしているということをございます。

また、「基本理念」の第一条の第一号、ここで、地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力、こういうことも書かれておりますし、被災地域の住民の意向が尊重される、こういうことも明文として書かれておりますので、私は、委員のお気持ちも大事にしながら、被災地域の地元の皆さんの中意見がまず第一、これは当然だらうといふことが希望の星だ、でも身動きできない、踏ん

ふうに思つております。

○枝野国務大臣 政府としては、従来から、この復興に当たつては、それぞれの地域の事情、そ

れで地域の皆さんの中の声を踏まえた復興にしていかなければならぬということを申し上げてきていたところでございますし、今、石田議員から御答弁

がなされまして、それを承つておりますが、まさ

に立法者の意思としても同じような立場に立つておられるということが確認できたというふうに思つておりますので、地域の皆さんの中の声、地方公

共団体の皆さんの中の声を踏まえ、国としては、全体としてのまさに大きな方針や、それから財政や規制緩和などの枠組み、仕組みづくりということは

しっかりと責任を持つていかなければならぬと思ひます。個別のそれぞれの地域で具体的にどうな復興を行ふかということについては、地域の皆さんの声を踏まえて進めていきたいというふうに思つております。

○高橋(千)委員 お二人の意見が、私が主張したように、下からの意見をとることがあつたと思

うんですけれども、今、最初に私がお話をしたよ

うに、何らかの特区、それは当然、すべての首長のを設けることになりました。これをちょっと見

ければ、頭の中はみんなそれぞれ違うということでもござりますので、今紹介したような事態になつておりますので、これらをよく踏まえていた

けれども、頭の中はみんなそれぞれ違うといふ

うなで思つておられます。それはそうなんだ

けれども、頭の中はみんなそれぞれ違うといふ

うなで思つておられます。それはそうなんだ

うなで思つておられます。それはそうなんだ

うなで思つておられます。それはそうなんだ

うなで思つておられます。それはそうなんだ

うなで思つておられます。それはそうなんだ

うなで思つておられます。それはそうなんだ

切りがつかない、それどころか避難区域が迫つてきている、うちの地域でも放射線量が高くなつてきただ、こんなことをおっしゃるんですね。

警戒区域内で、道具が持ち出せない、お得意さんもばらばらになつていて。だから、もし新たに別な地域で事業を立ち上げるとすれば、二重、三重のローンを抱えなければならない。それも、

いつまでという区切りがわからぬ中で踏ん切りがつかないのは当然のことあります。

こうした事情を本当に考へるならば、収束の見通しが現時点でわからない、賠償の範囲も広く長期にわたるということ、団体ではカバーできない個人事業主の補償をどうとらえるのか、あるいは精神損害をもつと広くとらえる必要があるのではなか、単に避難を余儀なくされたというだけではなくて、家族の事情などによつて避難できずにいる人たち、家族がばらばらにされている、さまざま精神的苦痛にこたえていく必要があると思ひます。

○谷委員 委員御指摘のように、現在の原賠法の枠組みが十分とは我々も思つておりません。見直しが必要だ、そう思つてゐるところであります。

○枝野国務大臣 収束の見通し、ですから、いつ戻れるかという見通しを今具体的にお示しえなのは大変申しわけなく思つておりますが、これについては、まさに原発の状況を踏まえて、客観的に、できるだけ早くお出しできるよう努めています。

その上で、賠償の問題でございますが、今御指摘をいたいたたよな損害については、最終的に

はいずれも幅広く賠償の対象になるものというふうに、現行法においても理解をいたしてい

るところでございます。

我々自民党としては、当面、全体のスキームで案を作成して国会に提出していただき、大いに議論をしていきたいと思っております。

我々自民党としては、当面、全体のスキームでなくて、仮払いあるいは自治体の支援のための基金、そういう法を出すべく、現在、最後の詰めを行つてゐるところであります。

○高橋(千)委員 今、自民党さんの方からは、原賠法にかわる新しいスキームを検討されていると

いう……（谷委員「いいや」と呼ぶ）そういう意味ではないんですか。（谷委員「仮払い」と呼ぶ）仮払いの。ああ、新しい仮払いのスキームを考えていらっしゃるというお話をだつたと思いま

す。

現在は、審査会において、相当因果関係が明らかなものから順次指針を出していっております。

若干、どこまでが賠償の範囲になるか、今一般的に御指摘いただいたところは入るであろうといふことに思ひますけれども、どこが限界線かといふことについてできるだけ明確に、わかりやすく説明を出していただきたいということで御努力をいただ

いているというふうに承知をしております。

精神的な苦痛、つまり、ばらばらになつたりとかというようなこととか、それから、もちろん、そし

てその分どこかで、別のところでなさることその

他についても必ず賠償の対象になりますので、そ

ういった意味では、法律のたてつけという問題よ

りも、そのことについてできるだけ早く方針をよ

り具体的に審査会においてお示しをいただき、そ

れに基づいて順次仮払いを始めておりますが、こ

れも、仮払い、一回限りではございません。残念ながら長期になる場合においては何度もお支払いを

続けていくということになりますので、被害を受けた人々の生活に対する影響をで

きて、いつまでもかかるべきであるよう、現行法を最大限駆使して賠償に当たつてしまりたいと思っております。

というと、相当程度因果関係というところに非常に今ひつかつていて、足踏みをしている状況であります。この議論はさらには別な機会でやつていかなければならぬと思うんです。

時間の関係で、次の質問、残りあと一問なんですかけれども、官房長官にこの間同じ質問をしましたので、自民党さんに伺いたいと思うんです。

十九条なんですかけれども、福島の要望に、必要があれば合議制の機関を持つてることになつたので、吉田委員長に伺いたいと思うんです。

吉田委員長が、合議制の機関による調査審議の結果を踏まえて行わなければならぬといふふうに書いてあるわけなんです。ですから、どうしてもやはり復興構想会議があつて合議制の機関があるという中で、福島の県民の皆さんのが本当に生かされるのだろうかという懸念がござります。

知事さんも、県からも何度も言われているように、やはり原発の収束が見えない中、県としては、財政的な根拠をしつかり持つた再生、復興までを見通した特別法をつくるべきだということを求めているわけですから、自民党さんの考え方を伺いたいと思います。

○谷委員 福島の立場につきましては、我が党提出の法案には、原発事故被害を震災に包含して明記していくところでございます。

委員御指摘の福島の特別な事情ということは、当然我々も十分配慮して復興、再生に当たるべきだと思っておりまして、特別立法のことも含めて、この前の参考人質疑でもそういった御意見が出たところでございますので、しつかり受けとめて対応してまいりたいと思います。

○高橋(千)委員 福島が忘れられてしまふのではないか、そういう不安の声が寄せられているわけなんですね。本当に、世界でも初と言えるかもしない、これほど深刻な原発の事故からの復興というのは、やはりかつてない取り組み、かつてない覚悟が問われているんだと思うんです。そのた

めには、やはり、原発被災者の当座の生活支援からふるさとの再生、復興までを見通して政府と国にまた別な機会でやつていかなければならぬと思うんです。

ありがとうございます。

○黄川田委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社民党的吉泉秀男です。午前中に引き続きの質問でございます。

ありがとうございます。

○黄川田委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社民党的吉泉秀男です。午前中に引き続きの質問でございます。

○黄川田委員長 次に、吉泉秀男君。

補正を編成しまして、その中でもこういつた使い方ほども議論がありましたけれども、霞が関、各省いろいろな抵抗はあるかもしれません、ぜひとも関係閣僚のリーダーシップでこれを乗り越えて、先生御指摘のような使い方ができるようになります。

各省委員の方からも御答弁されていましたけれども、まさにこの法案が、まだまとめていたので、このことに敬意を表させていただきながら、それぞれ提案者の方を中心としてお聞きたい、こう思つております。

○加藤(勝)委員 今、後藤委員の方からも御答弁されていましたけれども、まさにこの法案の第六条の中に、「国は、東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。」そもそも、私どもの当初案にも盛り込ませていただいている

えで、先生御指摘のような使い方ができるようになります。

○後藤(祐)委員 委員おっしゃるとおりだと考

えておりました。

○吉泉委員 復興庁ができる前の一つの状況の中

で対策本部というものの設置がなされて、明記されておりまして、そのものをここへそのまま入れさせていただいておりますので、委員御指摘の

ような対応をしつかり政府において図っていただきます。

そういう中においては、基金等当該地方公共団体がまさに使い勝手のいいやり方をしつかり考え

ていく、こういう意味のものも盛り込まれていた

だいておりまして、そのものをここへそのまま入

れさせていただいておりますので、委員御指摘の

ような対応をしつかり政府において図っていただ

きたい、こういうふうに思つております。

復興庁をつくらなきやいけないのは、具体的な

実施権限なんかを移すには、確かに本部では足り

ないかもしれません。でも、その間に、先生御指

摘のようないろいろな自由度を持つたお金の使

方、あるいは個別の補助金の適用の拡大、こういつ

たものは、組織が本部の形であろうと今すぐで

できるということだと思いますので、まさしくそれができるんです。

い、そういう部分があるというふうに思つています。

私は、今回のこの基本法に基づいた対策本部について、もう完全に復興庁と同じような権限を持たせた、そういう形の中で対策本部を立ち上げて速やかにやつていくべきだ、こういうふうに思つております。

勝手のいいものを入れていきたいというふうに考

つたせた、そういう形の中で対策本部を立ち上げて速やかにやつていくべきだ、こういうふうに思つております。

私は、このこの基本法に基づいた対策本部に

ついては、もう完全に復興庁と同じような権限を持たせた、そういう形の中で対策本部を立ち上げて速やかにやつていくべきだ、こういうふうに思つております。

第十九条のとらえ方のこともありますけれども、私は、復興というものについて、福島県からは見るならば、この原子力の事故、さらにはエネルギー問題を抜きにして福島県の復興ということにだらうというふうに思っています。しかし、今回的基本法の中身を見ますと、合議制とか、主体的なそういう構え方、この部分が非常に感じられるわけでございます。

復興の基本については、私たち社民党は、やはりエネルギーを抜きにして復興は語れない、こういう立場でこの間提案もしてまいりました。そのことについて、この十九条、さらには、この間の原子力事故、そしてまたエネルギー問題、この十九条に至るまでの議論、そういうことについて野党側からお伺いをさせていただきます。

○谷委員 原発・エネルギー政策と福島の復興ということは、大変密接に絡んでいるかと思います。法案の「基本理念」のところにも、第二条第六号で、原子力の事故による災害を受けた地域の振興について、また第二条の第四号にもエネルギーについての記述をしているところであります。

したがいまして、この法案にあるとおり、復興対策本部、復興庁で復興施策を推進するに当たつても、今後の原発・エネルギー政策を踏まえた配慮がなされるべきだし、また、そうしていかなければスムーズな政策展開ができる、そういうふうに考へておられるところです。

○吉泉委員 今の状況の中ににおいて、きょうも海子力行政は続いてきたんだろう、こういうふうにも思っておりますし、一番大きな責任がやはり自民党政権にあるんだろう、こういうふうにも思っております。

今回の事故が起きて、これからの方針、こういうふうになつたときに、先般の事故調査・検証

委員会の畠村委員長の決意は大変重いものがある。第一に、もちろん原子力発電自身もありますけれども、私たちも、別にだれの責任と言うつもりは全くなくて、我々自らそれはもうしっかりと受けとめながら、これからこれは長期的に考えていかなきやいけないのです。そして、決して思いつきで今拙速な議論を出さないようになります。

この基本法の中には、十九条の中にこういう形でしか書かれていませんけれども、やはり今おしゃられたことというのは、これは正直、いろいろな党と一緒に考えさせていただいて、我々は三どん、これから十七基がまた点検に入る、そして百日また途絶える、こういう状況にもなるわけでございます。

だとするならば、私たちが言つてまいりましたように、この基本法、さらには復興に伴う一つのエネルギーというものについて、私たちの生活、産業に大事なエネルギーというものについて、やはりこれまでの経過、さらには反省も踏まえながら、新たなエネルギーの基本的な方向というものについて、復興のかなめにしていかなきやならない、こういうふうに思うわけでございます。

そんな面で、提出者の与党の方から、この間の議論の経過も含めて答弁いただきたい、こう思いました。

○山口(壯)委員 今、吉泉議員の方から、かなり長期的な観點からのことを見られてると思うんですけれども、私たち、党の中でもいろいろな議論がありました。

○吉泉委員 ひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思いますし、この基本法の中に、再生可能エネルギー、この言葉すらないわけです。全部、原子力の事故、こういうわけでございますし、菅総理そのものが、やはり二〇%、こういうふうな言い方もしているわけでございます。

その面の中では、やはりエネルギーをどこに求めしていくのか。今までの原子力発電に依存していくこの日本の姿、このことについて、やはりこれから復興計画とあわせながら、大優先課題として復興計画の中に大きく取り上げていただいて、そして、そのことについての復興財源の問題についても、このエネルギーの問題についての財源も使えるような、そういう対応をお願い申し上げながら、質問を終わらせていただきます。

○黄川田委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

そういう状況の中で、今、全体的に日本の中に五十四基の原子力発電所があるわけでございません。そして、それぞれ点検、これは約百日かかる。が二十二基ある。しかし、普通の年であれば、事故がなければ、この二十二基は稼働ができる、で思っています。しかし、今は、事故が起きて、この二十一基は稼働できない、こういう状況にあるわけでございます。そしてまた、これから夏どんが二十一年になります。そこで、これから夏どん、これから十七基がまた点検に入る、そしてこれを長期的にどう考えていくのか、あるいは、このことを見てみたら、一民間企業である電力会社が本当に原子力発電に頼っているわけですから、それを国が国策としてやってきたことの意味というのはどう考えればいいんだ、こういうことをぜひ一緒に考えさせていただきたいと思います。超党派の議員連盟もできる流れで、今回のことを見てみたら、民自公の復興基本法の第八条には、政府が発行する復興債について、「その償還の道筋を明らかにするものとする」と書かれております。

復興債の償還に当たり最も大切なことは、名目四%の経済成長を実現することです。今の状況で増税などしたら、震災で落ち込んだ日本経済は、さらなる冷や水を浴びせかけられて、二度と立ち上がりがれなくなるダメージを受ける可能性があります。第八条の「償還の道筋を明らかにする」という中には増税は含まれないということを明言していただきたいと思います。これが明言できなければ、これは増税を示唆する条文ではありません。第八条の「償還の道筋を明らかにする」というふうに思います。

まず最初に、復興財源のあり方について一点お伺いをしたいというふうに思います。

私たちには、国債整理基金特別会計や労働保険特別会計など、埋蔵金をフル活用して、足らず前を行なう考え方を活用することを提案しておられます。これらの財源を使えば、数十兆円の復興予算にも、私たちは増税は不要であると考えております。このような提案に基づくこの法案の修正を行なう考えはないか、お伺いをしたいと思います。

○後藤(祐)委員 お答え申し上げます。

復興財源としては、いろいろな選択肢があり得ると思います。

今回の復興基本法の中でも、七条に、復興以外の歳出をできるだけ削減して財源にしようというところについては既に規定をされているところでございますし、あるいは、財政投融資に係る資金、民間資金の積極的な活用、こういったものも七条二号に規定されているところでございます。

そのほかにも、復興債を発行した後、この償還ルールをどのようにしていくのか、あるいは、先生が今おっしゃったような埋蔵金、こういったものをどうやって活用していくのか、あるいは税制の話もあり得るかもしれません。これについては、さまざま議論があつて、今回のこの協議の中でも結論を見ることはできませんでした。

したがって、この八条二項の中で、「別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより」ということにしておりまして、「その他の措置」というものは、あらゆるもののが読めるわけでござります。今回の法律ではこれは決まっておりませんので、今後どういった形で復興財源を具体化していくかということについては検討課題として残されたものだ、このように理解しております。

○柿澤委員 御答弁をいただいたわけですねけれども、これはあらゆるようによく読めると。あれもある、これもある、そういうことで、なつかつ税制に関することも含まれる、こういう話であるわけです。基本的に、償還財源のあり方については議論がまとまらず先送りをした、そういうふうにも今聞こえる答弁がありました。

私たち、増税によらない復興財源を求める立場から、償還財源にはやはり増税は含まれないとことを明言していただきたいというふうに思っております。そもそも復興財源に増税という選択肢が含まれるのか含まないのか、これについてはイエスかノーではつきりお答えいただけます。

○加藤勝委員 柿澤委員にお答えをさせていたいとしても、これからどういう形で復興し

ていくか、そのボリューム、歳出そのものの全体像がまだ見えていないわけでございますから、今おっしゃるように、私どもの基本的な考え方は、二号に規定されているところでございます。

そのほかにも、復興債を発行した後、この償還ルールをどのようにしていくのか、あるいは、先生が今おっしゃったような埋蔵金、こういったものをどうやって活用していくのか、あるいは税制の話もあり得るかもしれません。これについては、さまざま議論があつて、今回のこの協議の中でも結論を見ることはできませんでした。

したがって、この八条二項の中で、「別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより」ということにしておりまして、「その他の措置」というものは、あらゆるもののが読めるわけでござります。今回の法律ではこれは決まっておりませんので、今後どういった形で復興財源を具体化していくかということについては検討課題として残されたものだ、このように理解しております。

○枝野国務大臣 復興目的の基幹税の増税、こういう路線を明示しているところで、この法案にも基本的に賛意を示しておりますので、この法案にも基本的に賛意を示しておられるわけです。しかし、復興債あるいは復興財源として増税がやはり一つの選択肢にならざるを得ない、こういう考え方だと思います。

○柿澤委員 復興構想会議は、何かいろいろ報道されているようですが、私もこれもある、そういうことで、なつかつ税制に関することも含まれる、こういう話であるわけです。今議論の状況を全く伺つておりません。最終的に、今月末に御提言をいただく。それは重いものだと私は、この段階で明示、明言をされないといふふうに思いますが、先ほども御答弁申し上げました。しかし、それをすべてそのとおりやりますといふふうに思っていますが、先ほども御答弁申し上げました。しかし、それをすべてそのとおりやりますといふふうに思っているところでございます。

私たちの法案では、東日本復興院というのを被災地内に創設をして、府省の権限を大幅に移譲して、現地で即断即決の体制をつくることを提案しております。民自公の復興基本法案では、復興院について、「できるだけ早期に設置する」というふうに書いてありますけれども、これは一体いつまでに設置をするのか。先ほど聞いていますと、やはり一年近くの期間がかかる、こういうふうなニュアンスの答弁をされておりましたけれども、本当にそのようなことでいいのかといふふうにも思います。設置時期を明示する、そうした法案の修正を行なうべきではないかと思いますので、まずこれを一つお伺いいたします。

そして、東日本復興院の出口戦略に関する話ですが、私たちは、この東日本復興院、三年で廃止をした後、地域主権型道州制を先取りし、出口戦略を明確に描いております。将来的には、復興院というものに国そして県の権限を集約して、これ

の柱の一つであると言われているこの復興目的の基幹税に関する増税、これについても、何も聞いていない、そのとおりにやるかどうかわからない。本当に、融通無碍なこんなにやく答弁だと私は思いますが、復興財源における極めて根幹的な部分について、私は半ば増税が念頭にあるというふうに思いますけれども、この段階で明示、明言をされない、イエスかノーで答えてほしいという問い合わせでありますから、ここで一義的に決めるこ

ういわけではありませんから、ここにも書かせていただいております。あるいは、補正予算等のときにつかり議論をさせていただきたい、こういふふうに思っています。

ここから、まとめてちょっとお尋ねをいたします。

○柿澤委員 政府の方は復興構想会議で、まさに復興目的の基幹税の増税、こういう路線を明示しておりますので、この法案にも基本的に賛意を示しておられるわけです。しかし、復興債あるいは復興財源として増税がやはり一つの選択肢にならざるを得ない、こういう考え方だと思います。

○枝野国務大臣 まず、復興構想会議は、何かいろいろ報道されているようですが、私もこれもある、そういうことで、なつかつ税制に関することも含まれる、こういう話であるわけです。今議論の状況を全く伺つておりません。最終的に、今月末に御提言をいただく。それは重いものだと私は、この段階で明示、明言をされないといふふうに思いますが、先ほども御答弁申し上げました。しかし、それをすべてそのとおりやりますといふふうに思っているところでございます。

三点お伺いいたしましたが、御答弁をお願いいたします。

○後藤祐委員 お答え申し上げます。

設置時期につきましては、先ほども何度か議論がありましたが、実は最初政府から出てきた案では、一年以内に検討という大変遅いものだったんです。それを、この与野党協議の中で、前に前にということでお話し申立てたのですが、先ほど来の答弁にあるように、年内中に成案を得るというところで押し込んできょうの答弁になつてているわけでございまして、成案を得たら、その後、国会に早く出していただき、国会で早く議論をいただいて、法律を早く通していただければ、その分早くできるということになるんではないかというふうに思つております。

三つ目の御質問でございますが、与野党の協力

ないかというふうに思います。そのことについて、あわせてお伺いをいたします。

もう一つ、極めて重要なところがあります。

体制についてでございますけれども、この復興基準法の取りまとめにおいても、政府案というよりは、むしろ与野党の多くの皆様方のお声をできるだけ反映できないかと。確かに、形式的な形としては、自民党、公明党、民主党という形ではありましたけれども、その都度、私、柿澤さんにもかなり細かく途中段階の条文案をお持ちさせていただいたりしたところでございます。

これから、復興対策本部ができ上がって何ができるのか、あるいは、復興庁設置法案をつくる上でどういった権限を盛り込んでいかなければいけないのか、広く皆様方の御意見を伺いながらしっかりとしたものを作つていく必要がある、このようになります。

○加藤(勝)委員 まず、復興庁の設置時期につきましては、私どもも、一日も早くこれを設置するように、最大限、私どもとしてできることもやらせていただき、また政府にも働きかけをしていただきたいと思っております。

それから、出口戦略の関係では、当初の自民党案では、附則第三条において、「復興再生院の所掌事務及び権限について、被災した県及び市町村に段階的に移譲するよう、検討するものとする。」ということです。道州制を含めて広域連合への動き、こういったものも念頭に置いて書かせていただきました。

協議の中でも、先ほど民主党からもお話をありましたが、その条文そのものは盛り込まれてはおりませんけれども、今後さまざまの施策の進捗状況あるいはそれぞれ地域の御事情、こういったことを踏まえて、今申し上げた点については前向きに考えていかなければならぬというふうに私は思っております。

最後の、仕組みづくりの観点では、柿澤委員も御参加されておりました、三月の十六日からスタートしておりました各党・政府実務者会合、ここでも、いろいろな形で各党から意見はあるい是要望等が出て、またそれに政府において対応していくという一つの仕組みづくりがあつたというふ

うに思つております。そうした実績等も踏まえて本法の取りまとめにおいても、政府案というよりは、むしろ与野党の多くの皆様方のお声をできるだけ反映できないかと。確かに、形式的な形としては、自民党、公明党、民主党という形ではありましたけれども、その都度、私、柿澤さんにもかなり細かく途中段階の条文案をお持ちさせていただいたりしたところでございます。

こういうふうに思つております。
○石田(祝)委員 三点お尋ねありましたけれども、ほほダブりますので繰り返しませんが、特に復興庁の時期等については、私も先ほど、官房長官に立法者の意思としてのお考えを開陳して、お答えいただいたところです。

それで、先生のところから参議院に法案を出されているということでありますから、これから法案が参議院に参りますし、しっかりとそこで議論をすることが大事じゃないか、このようにも思います。

○柿澤委員 今二点御質問させていただいたんでありますが、設置時期については、もともと一年以内に検討をするというのを、まあ来年の春ぐらいの見通しを先ほどの御答弁で言われていたと思いますけれども、ここまで押し込んだんだ、こういう認識だということであります。

また、地域主権型道州制という出口戦略を描くべきだ、こういうことについては、民主党の後藤理事は非常に慎重な姿勢を示される一方、自民党の加藤先生はやるべきだという方針を示される。こういうことで、中でもばらばらだということが見えてきたかというふうに思います。

結果として、民主党、自民党、公明党の三党の法案を接ぎ木して、そして同床異夢の中、肝心なことをあいまいにしたまま進めていく、これがこの復興基本法案の姿ではないかというふうに言わざるを得ません。

また、私たちが極めて大事な点だと思っている、復興財源を増税によらずして調達していく、こうした見通しについても、しっかりとしたイエス、ノーの答えは出てまいりませんでした。

このような状況では、私たちは、残念ながら、この復興基本法案、今提出されている内容のものにはやはり賛成することはできない。こういうふうに申し上げなければならないというふうに思いました。

これから参議院に回つて、まさに公明党の石田

先生が御答弁でおつしやられたとおり、私たちの法案と比べていただいて、そして、皆様方にも賢明なる御判断をお願いしたいというふうに思つております。

この質疑を通じて賛否を明らかにする、こういうことでありましたので、そういう意味では、今回、この採決に当たっては、反対と意思表示をするということを申し上げて、質疑を終わらせていただきます。

○黄川田委員長 ありがとうございます。
本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○黄川田委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黄川田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、明日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

● ● ●

東日本大震災復興基本法案

東日本大震災復興基本法

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 基本的施策(第六条～第十条)

第三章 東日本大震災復興対策本部(第十一條～第二十三条)

第四章 復興庁の設置に関する基本方針(第二十四条)

附則 第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他的基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつて被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力を得ることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようになります。

において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 國と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性 子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十分に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む國民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、國民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止

の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の継承及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 原子力発電施設の事故による灾害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行わるべきこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのつとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すと

ともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのつとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。(国民の努力)

第五条 国民は、第二条の基本理念にのつとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

(復興に関する施策の迅速な実施)

第六条 国は、東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。

(資金の確保のための措置)

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。

二 財政投融資に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

(復興債の発行等)

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

2 国は、復興債については、その他の公債と区別して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。(復興に係る国の資金の流れの透明化)

第九条 国は、被災者を含めた國民一人一人が東日本大震災からの復興の担い手であることを踏まえて、その復興に係る國の資金の流れについては、國の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。

(復興特別区域制度の整備)

第十条 政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限つて、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（以下「復興特別区域制度」という。）を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このため必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(東日本大震災復興対策本部)

第十五条 本部に、東日本大震災復興対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣は大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣若しくは内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(現地対策本部)

第十七条 本部に、第十二条（第一号を除く。）に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。

2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

4 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国

5 関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

(東日本大震災復興対策本部長)

第十三条 本部の長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(東日本大震災復興対策副本部長)

第十四条 本部に、東日本大震災復興対策副本部

長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受け、東日本大震災からの復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受け、東日本大震災からの復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

第十五条 本部に、東日本大震災復興対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣は大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣若しくは内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(現地対策本部)

第十七条 本部に、第十二条（第一号を除く。）に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。

2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

4 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国

5 関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

(東日本大震災復興構想会議の設置等)

第十八条 本部に、東日本大震災復興構想会議を

置く。

2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 本部長の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要な事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。

二 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。

三 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。

四 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

五 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要な事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めることにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。

この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。

(資料の提出その他の協力の要請)
第二十条 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関（以下「東日本大震災復興構想会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるとき

は、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十一条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

5 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るもの

を処理させるため、現地対策本部事務局を置く。
(主任の大臣)
第二十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、本部に

関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 復興庁の設置に関する基本方針
第二十四条 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁（第三項に規定する事務を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置するものとする。

2 復興庁は、期間を限つて、置かれるものとする。

3 復興庁は、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。

一 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務
二 東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務
三 その他東日本大震災からの復興に關し必要な事務

4 本部は、復興庁の設置の際に廢止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。

5 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の困難であることに鑑み、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図るため、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。